

独立行政法人日本学生支援機構の  
令和元年度における業務の実績に関する評価

令和2年9月  
文部科学大臣

1-1-1 中期目標管理法 年度評価 評価の概要

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人日本学生支援機構	
評価対象事業年度	年度評価	令和元年度（第4期）
	中期目標期間	令和元年～令和5年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	文部科学大臣		
法人所管部局	高等教育局	担当課、責任者	学生・留学生課、西條正明
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	政策課、坂本修一

3. 評価の実施に関する事項
令和2年7月29日 独立行政法人日本学生支援機構の評価等に関する有識者会合に評価結果案を諮り、意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
特になし

1-1-2 中期目標管理法 年度評価 総合評定

1. 全体の評定						
評定 (S、A、B、C、 D)	B	(参考) 本中期目標期間における過年度の総合評定の状況				
		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
		B	—	—	—	—
評定に至った理由	法人全体の評価に示すとおり、全体として中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。					

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	以下に示すとおり、一部、中期計画に定められた以上、もしくは以下の業務の進捗が認められるが、全体として、中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められる。 I-2 留学生支援事業 (1) 外国人留学生に対する支援 ②日本語留学試験の適切な実施・・・実施運営上のミスにより、再試験及び追加試験につながった事案を発生させたことについては、実施体制の見直しやマニュアル等の整備等のガバナンスを改善する必要があると認められる。 I-2 留学生支援事業 (2) 日本人留学生に対する支援 ①海外留学に関する情報提供等の充実・・・機構主催イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力回数については合計で32回となり、中期計画における所期の目標を上回った。
全体の評定を行う上で特に考慮すべき事項	特に全体の評価に影響を与える事象はなかった。

3. 項目別評価における主要な課題、改善事項など	
項目別評定で指摘した課題、改善事項	特になし
その他改善事項	特になし
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	特になし

4. その他事項	
監事等からの意見	特になし
その他特記事項	特になし

※ 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。

A：中期目標管理法の活動により、全体として中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。

B：全体としておおむね中期計画における所期の目標を達成していると認められる。

C：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。

D：全体として中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

1-1-3 中期目標管理法 年度評価 項目別評価総括表

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
<b>I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1. 奨学金事業	B	-	-	-	-	I-1	
(1) 貸与奨学金	(B)	-	-	-	-	I-1 -(1)	
(2) 給付奨学金	(B)	-	-	-	-	I-1 -(2)	
(3) 奨学金事業に共通する事項 の実施	(B)					I-1 -(3)	
2. 留学生支援事業	B	-	-	-	-	I-2	
(1) 外国人留学生に対する支援	(B)	-	-	-	-	I-2 -(1)	
(2) 日本人留学生に対する支援	(B)	-	-	-	-	I-2 -(2)	
3. 学生生活支援事業	B	-	-	-	-	I-3	
(1) 学生生活、学生生活支援に 関する情報の収集・分析・提供	(B)	-	-	-	-	I-3 -(1)	
(2) 障害のある学生等に対する 支援	(B)	-	-	-	-	I-3 -(2)	
(3) キャリア教育・就職支援	(B)	-	-	-	-	I-3 -(3)	
<b>II. 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置</b>							
1. 業務の効率化	B	-	-	-	-	II-1	
(1) 一般管理費等の削減	(B)	-	-	-	-	II-1 -(1)	
(2) 人件費・給与水準の見直し	(B)	-	-	-	-	II-1 -(2)	
(3) 契約の適正化	(B)	-	-	-	-	II-1 -(3)	
2. 組織の効果的な機能発揮	B	-	-	-	-	II-2	
3. 学生支援に関する調査・分析・ 研究の実施	B	-	-	-	-	II-3	

中期目標（中期計画）	年度評価					項目別 調書No.	備考
	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		
<b>III. 財務内容に関する事項</b>							
1. 収入の確保等	B	-	-	-	-	III-1	
2. 寄附金事業の実施	B	-	-	-	-	III-2	
3. 奨学金貸与事業における適切 な債権管理の実施	B	-	-	-	-	III-3	
4. 予算の管理及び計画的な執行	B	-	-	-	-	III-4	
<b>IV. その他業務運営に関する重要事項</b>							
1. 内部統制・ガバナンスの強化	B	-	-	-	-	IV-1	
2. 情報セキュリティ対策の推進	B	-	-	-	-	IV-2	
3. 広報・広聴の充実	B	-	-	-	-	IV-3	
4. 施設及び設備に関する計画	B	-	-	-	-	IV-4	
5. 人事に関する計画	B	-	-	-	-	IV-5	
6. その他	B	-	-	-	-	IV-6	

※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。

※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。

※3 重点化の対象とした項目については、各標語の横に「重」を付す。

※4 「項目別調書 No.」欄には、令和元年度の項目別評定調書の項目別調書 No. を記載。

※5 評定区分は以下のとおりとする。

S：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上で、かつ質的に顕著な成果が得られていると認められる場合）。

A：中期目標管理法人の活動により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の120%以上とする。）。

B：中期計画における所期の目標を達成していると認められる（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の100%以上120%未満）。

C：中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%以上100%未満）。

D：中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める（定量的指標においては対中期計画値（又は対年度計画値）の80%未満、又は主務大臣が業務運営の改善その他の必要な措置を講ずることを命ずる必要があると認めた場合）。

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1	奨学金事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	—	—	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	—	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	—	—	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	—	—	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	—	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返済期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	—	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	—	—	—	—	従事人員数	266	—	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 (割合：3.49%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	—	改善率：5.62% (割合：3.36%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月	中期目標期間中に	—	3.37%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

以上延滞債権額の割合	3.26%以下とする。												
(実績値)	—	3.40%	3.25%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<主要な業務実績> (1) 貸与奨学金 (2) 給付奨学金 (3) 奨学金事業に共通する事項	<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法 年度評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(1)	奨学金事業 (1) 貸与奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	令和5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	—	—	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	—	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	—	—	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	—	—	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	—	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返済期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	—	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	—	—	—	—	従事人員数	266	—	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返済債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 (割合：3.49%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	—	改善率：5.62% (割合：3.36%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(4) 貸与奨学金の要返済債権額に占める3か月	中期目標期間中に	—	3.37%以下	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



以上延滞債権額の割合	3.26%以下とする。												
(実績値)	—	3.40%	3.25%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価											
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
				業務実績		自己評価		補助評価	(B)		
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉		<主要な業務実績> ①奨学金の的確な貸与 (B) ②適格認定の実施 (B) ③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収 (B) ④機関保証制度の運用 (B) ⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用 (B) ⑥所得連動返還方式の運用 (B)				〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。		補助評価 (B)	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。

<p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。</p>	<p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき奨学金貸与事業を的確に実施する。</p>	<p>意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が困難である者が進学等を断念することがないよう、適切な審査に基づき、真に支援を必要とする者に奨学金を貸与する。修学を行ううえで真に必要な額の貸与となるよう周知を行い、平成30年度までに見直した貸与基準に基づき適切な審査を行う。また、収入基準については、奨学生の生活実態や家計の実態等について最新のデータを基に奨学金の対象となる世帯所得の根拠を明確にしつつ調査・分析を行い、その結果を踏まえ、見直しに取り組む。</p>	<p>&lt;1&gt; 貸与奨学金の的確な実施状況</p>	<p>① 奨学金の的確な貸与</p> <p>○ 貸与奨学金の実施状況 平成30年度までに見直した貸与基準に基づき、マイナンバーを活用した適切な審査を行い、奨学生の新規採用及び令和2年度大学等進学予定者の採用候補者決定を以下のとおり行った。令和元年度在学採用の申込みにおいてマイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報の収集を開始した（予約採用の申込みにおいては平成30年度からマイナンバーの活用を開始した）。</p> <p>(1) 令和元年度奨学生新規採用状況 令和元年度採用者数及び予約採用数と猶予年限特例採用数は下表のとおりであった。</p> <p style="text-align: center;">&lt;令和元年度 貸与奨学生新規採用状況&gt; (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="979 577 1840 1123"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採用者数</th> <th>(うち予約採用)</th> <th>(うち猶予年限特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総数</td> <td>426,381</td> <td>316,918</td> <td>49,309</td> </tr> <tr> <td>第一種 計</td> <td>195,428</td> <td>149,609</td> <td>49,309</td> </tr> <tr> <td>  大学・短期大学</td> <td>129,721</td> <td>105,881</td> <td>33,821</td> </tr> <tr> <td>  大学院</td> <td>23,821</td> <td>10,128</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  高等専門学校</td> <td>555</td> <td>163</td> <td>155</td> </tr> <tr> <td>  専修学校（専門課程）</td> <td>41,315</td> <td>33,434</td> <td>15,332</td> </tr> <tr> <td>  海外留学奨学金</td> <td>16</td> <td>3</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>第二種 計</td> <td>230,953</td> <td>167,309</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  大学・短期大学</td> <td>163,680</td> <td>119,094</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  大学院</td> <td>2,562</td> <td>789</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  高等専門学校</td> <td>185</td> <td>0</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  専修学校（専門課程）</td> <td>63,699</td> <td>46,938</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>  海外留学奨学金</td> <td>827</td> <td>488</td> <td>-</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 猶予年限特例（平成24年度から平成28年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」とは、申込時の世帯収入が一定基準以下（例：給与所得年収300万円以下）の第一種奨学生が安心して教育を受けられるよう、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度のことである。</p> <p>(2) 令和2年度大学等進学予定者に係る採用候補者の決定状況 令和2年度大学等進学予定者を下表のとおり採用候補者として決定した。</p> <p style="text-align: center;">&lt;令和2年度 大学等進学予定者に係る貸与奨学生採用候補者決定状況&gt; (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="949 1480 1840 1638"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>採用候補者決定数</th> <th>(うち猶予年限特例)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第一種奨学金</td> <td>190,155</td> <td>48,332</td> </tr> <tr> <td>第二種奨学金</td> <td>314,304</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>325,589</td> <td>48,332</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 第一種奨学金、第二種奨学金それぞれの採用候補者決定数は両方の採用候補者を含むため、計とは一致しない。</p> <p>○ 適切な貸与月額選択のための取組 ・貸与奨学金案内やスカラネット入力画面に、家庭の経済状況や生活設計、返還時の負担などを考慮し、必要となる適切な金額を検討するよう促すとともに、将来の返還額や返還回数を試算できる「奨学金貸与・返還シミュレーション」の利用を案内するなど、申込前に適切な貸与月額を選択するよう周知している。</p>	区分	採用者数	(うち予約採用)	(うち猶予年限特例)	総数	426,381	316,918	49,309	第一種 計	195,428	149,609	49,309	大学・短期大学	129,721	105,881	33,821	大学院	23,821	10,128	-	高等専門学校	555	163	155	専修学校（専門課程）	41,315	33,434	15,332	海外留学奨学金	16	3	1	第二種 計	230,953	167,309	-	大学・短期大学	163,680	119,094	-	大学院	2,562	789	-	高等専門学校	185	0	-	専修学校（専門課程）	63,699	46,938	-	海外留学奨学金	827	488	-	区分	採用候補者決定数	(うち猶予年限特例)	第一種奨学金	190,155	48,332	第二種奨学金	314,304	-	計	325,589	48,332	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・貸与基準に基づき、マイナンバーを活用して奨学金の申請に係る適切な審査を行ったことは評価できる。 ・真に必要な額の貸与を行うよう申込時及び採用時に周知を行ったことは評価できる。 ・申請者の世帯所得を把握・分析したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; - &lt;その他事項&gt; (委員からの意見) マイナンバーを活用して奨学金の審査に必要な収入に関する情報を収集し、また適切な貸与月額の選択を促す取組を行ったことは、評価できる。コロナ禍で今後収入状況が悪化する世帯が増加すると思われるが、それに対しては、通常の貸与とは異なり給付を重点的に強化して対応することを期待する。</p>
区分	採用者数	(うち予約採用)	(うち猶予年限特例)																																																																							
総数	426,381	316,918	49,309																																																																							
第一種 計	195,428	149,609	49,309																																																																							
大学・短期大学	129,721	105,881	33,821																																																																							
大学院	23,821	10,128	-																																																																							
高等専門学校	555	163	155																																																																							
専修学校（専門課程）	41,315	33,434	15,332																																																																							
海外留学奨学金	16	3	1																																																																							
第二種 計	230,953	167,309	-																																																																							
大学・短期大学	163,680	119,094	-																																																																							
大学院	2,562	789	-																																																																							
高等専門学校	185	0	-																																																																							
専修学校（専門課程）	63,699	46,938	-																																																																							
海外留学奨学金	827	488	-																																																																							
区分	採用候補者決定数	(うち猶予年限特例)																																																																								
第一種奨学金	190,155	48,332																																																																								
第二種奨学金	314,304	-																																																																								
計	325,589	48,332																																																																								

・採用時に奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求め、適切な金額を借りることについての重要性を説明するよう依頼した。

<貸与月額を選択状況>  
(単位：人)

貸与種別	月額 (円)	平成 29 年度採用		平成 30 年度採用		令和元年度採用	
		人数	比率	人数	比率	人数	比率
第一種奨学金	最高月額	127,183	84.0%	130,214	76.1%	130,411	76.5%
	50,000	-	-	8,479	5.0%	8,197	4.8%
	40,000	-	-	11,456	6.7%	15,576	9.1%
	30,000	24,172	16.0%	19,024	11.1%	12,577	7.4%
	20,000	-	-	2,041	1.2%	3,665	2.2%
	計	151,355	100.0%	171,214	100.0%	170,426	100.0%
第二種奨学金	120,000	34,233	13.8%	33,072	14.8%	36,497	16.0%
	110,000	-	-	2,820	1.3%	5,219	2.3%
	100,000	45,334	18.2%	37,482	16.8%	35,159	15.4%
	90,000	-	-	2,604	1.2%	5,612	2.5%
	80,000	56,117	22.6%	40,769	18.3%	25,487	11.2%
	70,000	-	-	5,019	2.3%	11,849	5.2%
	60,000	-	-	6,198	2.8%	17,169	7.5%
	50,000	82,288	33.1%	62,427	28.0%	48,973	21.5%
	40,000	-	-	5,737	2.6%	14,722	6.5%
	30,000	30,642	12.3%	24,126	10.8%	19,246	8.4%
	20,000	-	-	2,638	1.2%	8,072	3.5%
	計	248,614	100.0%	222,892	100.0%	228,005	100.0%

(注) 各採用年度末時点の大学・短期大学・専修学校専門課程の月額選択状況である。

○世帯所得の調査・分析と収入基準の見直し

貸与奨学金の申請者について家計状況を把握するとともに、学校授業料等の最新の状況を収集・分析した結果、現行の家計基準が適正であることを確認した。

<p>貸与中においては、大学等との連携によって、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を促し、奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p>	<p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p>	<p>大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促し、あわせて奨学金の必要性等を自ら判断させるための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。また、継続的に不適切な認定を行った学校に対して、引き続き再発防止策を実施する。</p>	<p>&lt;2&gt; 貸与奨学金における適格認定の実施状況</p>	<p>②適格認定の実施</p> <p>○貸与奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月に開催した奨学金事務担当者向け研修会において、大学等に対して、貸与奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。</li> <li>令和元年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和元年11月）。</li> <li>「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。</li> <li>「奨学金継続願」の提出において、スマートフォン・タブレット端末等のモバイル端末からの提出を可能とした。</li> </ul> <p>(1)適切な貸与月額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月に開催した奨学金事務担当者向け研修会で、奨学生に、奨学金の必要性を判断させることや適切な貸与月額を選択させることについて指導するよう周知を図った。</li> <li>振込明細・返還総額（予定）等を印字した「貸与額通知」を、インターネットを通じて奨学生に確認させ、返還意識の涵養を図った。</li> <li>奨学生へ交付する書類（『奨学金継続願』の提出手続きについて）に、辞退や貸与月額の見直し（減額）を検討するよう促す内容を記載した。</li> <li>大学等に対して、奨学金の貸与月額が奨学生の経済状況からみて適切であるかを確認し、必要に応じて必要最小限の貸与月額への減額についての指導を促すため、平成30年度適格認定において、各学校が実施した「適切な貸与月額への『指導』」結果を取りまとめ、奨学金事務担当者ホームページに公表した（令和2年3月）。</li> <li>必要最小限の貸与月額を選択させる「指導」の徹底については、無作為に抽出した学校（32校）に対し、「指導」時に使用した面接用紙の提出を求め（令和元年9月）、個別の内容について点検を行った。</li> </ul> <p>(2)貸与奨学生に係る適格認定処置状況</p> <p style="text-align: right;">(単位：件)</p> <table border="1" data-bbox="961 1123 1849 1472"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度実績 (905,661件中)</th> <th>(参考) 平成30年度実績 (904,110件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>奨学金廃止（学業成績不振者等）</td> <td>11,086 (1.2%)</td> <td>10,243 (1.1%)</td> </tr> <tr> <td>奨学金停止（学業成績不振者等）</td> <td>9,403 (1.0%)</td> <td>9,767 (1.1%)</td> </tr> <tr> <td>警告（学修評価が著しく劣る者等）</td> <td>17,962 (2.0%)</td> <td>18,212 (2.0%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>38,451 (4.2%)</td> <td>38,222 (4.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○不適切な適格認定に対する対応状況</p> <p>(1)平成30年度適格認定に係る実態調査の実施</p> <p>平成30年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和元年6月）。また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和2年1月）。</p> <p>[調査内容]</p> <p>「警告」と認定した全件（18,133件960校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき「卒業延期確定者」がいないかを調査し、その結果1件1校の不適切な認定事例を確認した。</p>	区分	令和元年度実績 (905,661件中)	(参考) 平成30年度実績 (904,110件中)	奨学金廃止（学業成績不振者等）	11,086 (1.2%)	10,243 (1.1%)	奨学金停止（学業成績不振者等）	9,403 (1.0%)	9,767 (1.1%)	警告（学修評価が著しく劣る者等）	17,962 (2.0%)	18,212 (2.0%)	合計	38,451 (4.2%)	38,222 (4.2%)	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>真に支援を必要とする者に貸与を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に貸与を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。</li> <li>奨学金の必要性の判断や適切な貸与月額の選択を奨学生自らにさせるために、大学等が奨学生に指導する仕組みを引き続き実施し、大学等に周知を図ったことは評価できる。</li> <li>平成30年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切な認定のあった学校に対して是正を求めるとともに、防止策の周知を行うなど、制度の適切な運用に努めたことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>（委員からの意見）</p> <p>将来の返済義務を見据えた貸与を計画するための様々な取組が実施されており、また真に支援を必要とする学生に資金が渡るよう大学との連携が進んでいる点は着実な進化と考える。</p> <p>適格認定においては、JASSOが作成した進学資金シミュレータや奨学金貸与・返還シミュレーションによるシミュレーションの実施（や結果の提出）を必須とするなども検討して欲しい。</p>
区分	令和元年度実績 (905,661件中)	(参考) 平成30年度実績 (904,110件中)																			
奨学金廃止（学業成績不振者等）	11,086 (1.2%)	10,243 (1.1%)																			
奨学金停止（学業成績不振者等）	9,403 (1.0%)	9,767 (1.1%)																			
警告（学修評価が著しく劣る者等）	17,962 (2.0%)	18,212 (2.0%)																			
合計	38,451 (4.2%)	38,222 (4.2%)																			



				<p>(2) 調査結果に基づく対応</p> <p>①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校1校に対して改善計画書の提出を求め、「卒業延期確定者」を「廃止」若しくは「停止」と認定しなかった理由及び改善事項等について確認した。</p> <p>②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された1件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>③継続的に不適切な認定を行った学校への対応 改善計画書の提出に加えて、例年必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認するが、不適切な認定が確認された1校は1回目であったため、該当する対象校は生じなかった。</p> <p>(3) 不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和元年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者(卒業延期となるか否か判明しない等)に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p> <p>○不適切な認定への対応 「奨学金貸与事業における振込超過金の取扱い等について」(是正改善要求)(平成26年10月30日会計検査院)における指摘事項 平成26年度適格認定より学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めるとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、令和元年10月に開催した奨学金事務担当者向け研修会や令和2年2月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。さらに、令和元年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>																																												
<p>本事業が返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方</p>	<p>奨学金貸与に係る事業の健全性を確保するため、計画的に返還金の確実な回収に取り組み、今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の要返還債権数や要返還債権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率</p>	<p>ア. 回収の取組 今中期目標期間中の貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率や貸与奨学金の当年度分(当該年度に返還期日が到来するもの)の回収率</p>	<p>&lt;3&gt; 貸与奨学金の総回収率 S: 総回収率がA 評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A: 100.00%以上 B: 88.90%以上 100.00%未満 C: 71.12%以上 88.90%未満 D: 71.12%未満</p>	<p>③債権の適切な管理及び返還金の確実な回収</p> <p>○総回収率</p> <p>&lt;総回収率&gt;</p> <table border="1" data-bbox="961 1314 1846 1451"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>758,099百万円</td> <td>729,195百万円</td> <td>28,905百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>673,961百万円</td> <td>643,713百万円</td> <td>30,248百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>88.90%</td> <td>88.3%</td> <td>0.6ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考1: 繰上返還額を考慮した場合の回収率&gt; 前年度までに行われた繰上返還によって返還済となっている額及びこれを加えた回収率は以下のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="961 1577 1706 1671"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>繰上額</td> <td>1,420億円</td> <td>1,331億円</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>90.7%</td> <td>90.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考2: 割賦の区分別回収実績&gt;</p> <table border="1" data-bbox="961 1740 1846 1917"> <thead> <tr> <th rowspan="2">割賦の区分(期首)</th> <th rowspan="2">要回収額(百万円)</th> <th rowspan="2">回収額(百万円)</th> <th colspan="2">回収率(%)</th> </tr> <tr> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>8年以上延滞</td> <td>20,805</td> <td>1,672</td> <td>8.0</td> <td>7.5</td> </tr> <tr> <td>1年以上8年未満</td> <td>42,067</td> <td>4,085</td> <td>9.7</td> <td>10.3</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	要回収額	758,099百万円	729,195百万円	28,905百万円増	回収額	673,961百万円	643,713百万円	30,248百万円増	回収率	88.90%	88.3%	0.6ポイント増	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	繰上額	1,420億円	1,331億円	回収率	90.7%	90.1%	割賦の区分(期首)	要回収額(百万円)	回収額(百万円)	回収率(%)		令和元年度	(参考)平成30年度	8年以上延滞	20,805	1,672	8.0	7.5	1年以上8年未満	42,067	4,085	9.7	10.3	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、総回収率は88.90%に達した。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値に達したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; — &lt;その他事項&gt; (委員からの意見) コストを考えると将来的にはマイナンバー制度を最大活用するなど債権回収業者を使わずに回収できる仕組みを構築が望まれる。</p>
区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																																													
要回収額	758,099百万円	729,195百万円	28,905百万円増																																													
回収額	673,961百万円	643,713百万円	30,248百万円増																																													
回収率	88.90%	88.3%	0.6ポイント増																																													
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																														
繰上額	1,420億円	1,331億円																																														
回収率	90.7%	90.1%																																														
割賦の区分(期首)	要回収額(百万円)	回収額(百万円)	回収率(%)																																													
			令和元年度	(参考)平成30年度																																												
8年以上延滞	20,805	1,672	8.0	7.5																																												
1年以上8年未満	42,067	4,085	9.7	10.3																																												

式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。

権額に占める3か月以上延滞債権の割合にも留意のうえ、総回収率（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を今中期目標期間中に91.4%以上とする。

（当該年度に返還されるべき要回収額に対する回収額の割合）を中期目標期間中に91.4%以上とする。

7年以上8年未満	4,263	387	9.1	10.0
6年以上7年未満	4,908	448	9.1	9.5
5年以上6年未満	5,442	502	9.2	9.5
4年以上5年未満	5,924	527	8.9	9.9
3年以上4年未満	6,689	591	8.8	10.1
2年以上3年未満	6,973	680	9.7	10.0
1年以上2年未満	7,868	951	12.1	12.0
1年未満	16,688	9,030	54.1	50.5
3月以上1年未満	8,390	2,811	33.5	29.6
3月未満	8,298	6,219	74.9	72.6
○延滞分計	79,560	14,787	18.6	17.8
○当年度分	678,539	659,173	97.1	97.0
総回収実績	758,099	673,961	88.9	88.3

（注）総計は四捨五入の都合上、一致しない場合がある。

回収率上昇のためには、延滞の早期における解消とともに、在学中の指導も含めた返還意識の涵養や奨学金制度に関する正しい理解の促進が重要であることを踏まえ、以下のとおり様々な施策を実施した。

(1) 奨学金申込前及び貸与中の奨学生への指導等

① 借り過ぎ防止策の実施

貸与額が高額となることが返還に与える影響等を勘案し、奨学金の借り過ぎ防止策として、「第二種奨学金における貸与期間の制限」、「併用貸与者のうち第二種奨学金の最高月額希望者に対する指導等」、「申込時における過去の奨学生番号の届出」を平成28年度採用者より着実に実施している。

② 貸与月額の見直し

真に必要な額を貸与するとともに、貸与額の適正化を図るため、平成30年度より以下のとおり貸与月額を見直している。

・第一種奨学金の貸与月額を新設するとともに、家計支持者の年収が一定額を超える場合の貸与月額に制限を設けた（平成30年度入学者から適用）。

・第二種奨学金は、2万円から12万円まで1万円単位で選択できるよう貸与月額を増やした（平成30年度以降、第二種奨学金の希望者（貸与中の者を含む）に適用）。

③ 大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組

採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付するなどの取組を実施した。

④ 「奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り及び経済状況の見直し、返還義務の自覚の有無の設問に回答させることによって、貸与奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があること及び貸与終了後は返還の義務があることを再認識するよう促した。

⑤ スカラシップ・アドバイザー派遣事業

スカラシップ・アドバイザー派遣事業とは、高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業であり、令和元年度は派遣対象を社会福祉協議会・児童養護施設等まで拡大した。

⑥ 申込み希望者及び貸与中の奨学生からの相談に対応するコールセンターとして平成31年1月に開設した「貸与・給付奨学金相談センター」を平成31年4月より「奨学金相談センター」に改組した。

⑦ 「返還のてびき」に用語集を掲載し、返還に係る手続を理解しやすいよう改訂した。

(2) 返還者への指導等

① 初期延滞債権に係る督促

- ・振替不能 1～3 回目の者に対して振替不能通知の送付及び督促の架電を行った（振替不能 2 回目は連帯保証人、振替不能 3 回目は連帯保証人及び保証人への通知・架電も併せて実施）。
- ・延滞 3 か月以上の者については回収業務をサービサーに委託し、督促のほか、返還期限猶予の願出に係る指導、個人信用情報機関への登録に関する注意喚起、法的措置や代位弁済に関する注意喚起を行った。

② 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入った「返還を始める皆さんへ（動画）【奨学金返還 DVD】」を機構ホームページに引き続き掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明したリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

③ 携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）を用いた働きかけ

平成 30 年度までの取組に加え、令和元年度は SMS による下記の働きかけも実施した。

- ・令和元年 9 月上旬に（※10 月上旬）猶予願返送中であつた者で、11 月上旬（※12 月上旬）までに再提出がない者に対する猶予願再提出の案内（※については 12 月実施時の内容）（令和元年 11 月～12 月）285 件
- ・貸与中奨学金と在学猶予中でない返還中奨学金の両方を持つ者に対する在学猶予手続の指導（令和 2 年 2 月）505 件

平成 30 年度までの取組は、引き続き実施した。

- ・口座振替未加入者及び減額返還期間終了・返還期限猶予期間終了の通知が送付された返還者を対象とした口座振替加入督促及び返還期限猶予制度等の案内（令和元年 11 月、令和 2 年 1 月）17,826 件
- ・機関保証で振替不能 3 回目の督促架電が不通話であつた返還者、猶予を申請せず新たに延滞 2 か月となった返還者に対する振替日前の入金督促（令和 2 年 1 月～3 月）11,151 件
- ・令和元年 10 月の新規返還開始者のうち、口座振替において「残高不足以外の理由による振替不能であつた債権で払込用紙による請求に移行した返還者に対する口座手続の督促（令和 2 年 1 月）86 件
- ・平成 31 年 3 月に学校を退学若しくは奨学金が廃止になった者に対する初回振替日前の返還開始（振替日）の案内（令和元年 10 月）8,427 件
- ・令和元年 7 月末に返還期限猶予期間終了の通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ返還期日が令和元年 10 月の者（口座状態が「口座返還中」以外）への払込みと口座振替の手続（リレー口座加入手続）の案内（令和元年 9 月）611 件
- ・令和元年 7 月末に返還期限猶予期間終了の通知が送付された者のうち、猶予願の提出がない者で、かつ令和元年 10 月に口座振替がかかる予定の者（口座状態が「口座返還中」）への口座入金の案内（令和元年 9 月）7,018 件

上記の令和元年度送信件数 45,909 件

○平成 30 年度大臣評価における指摘等

貸与中の指導の充実等により、奨学生の返還意識の涵養を図るなど、さらなる延滞防止策を検討する必要があるとの指摘を受け、上記のとおりスカラシップ・アドバイザーの派遣対象の拡大（貸与開始前）、奨学金相談センターによる申込み希望者（貸与開始前）及び貸与中の奨学生に対する相談の対応（貸与中）、「返還のてびき」に用語集を掲載し理解しやすく改訂（貸与中）、ショートメッセージサービス（SMS）を用いた返還期限猶予願の再提出の案内（返還開始後）及び在学猶予の案内（返還開始後）等を実施した。

○リレー口座（口座振替）加入徹底の取組

奨学金の返還は原則として口座振替で行うため、リレー口座加入徹底のため

				<p>の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校に対して、採用時説明会や返還説明会を実施し、リレー口座加入の手続を徹底するよう協力を求めた。</li> <li>・リレー口座未加入者に対して、携帯電話番号宛ショートメッセージサービス（SMS）による加入督促を行った。</li> </ul> <p>(1) 新規返還開始者に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>99.6%</td> <td>99.7%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>99.7%</td> <td>99.8%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>99.6%</td> <td>99.7%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 返還者全体に係るリレー口座（口座振替）加入率</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総合</td> <td>98.1%</td> <td>97.9%</td> </tr> <tr> <td>無利子</td> <td>97.9%</td> <td>97.7%</td> </tr> <tr> <td>有利子</td> <td>98.2%</td> <td>98.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○コールセンターによる返還相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金相談センターの受託業者と適宜情報交換しながら、オペレータ向けマニュアルを更新し、コールセンターによる返還相談の充実を図った。</li> <li>・返還者への文書発送後等で照会が増加する相談業務の繁忙期には、オペレータを増員する等、適時適切な人員を確保するよう努めた。</li> <li>・コールセンターに寄せられた返還者からの意見を反映し、ホームページや申請用紙等の説明を、よりわかりやすい内容に改める等、改善を図った。</li> <li>・奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを開始した（令和元年7月）。</li> </ul>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	総合	99.6%	99.7%	無利子	99.7%	99.8%	有利子	99.6%	99.7%	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	総合	98.1%	97.9%	無利子	97.9%	97.7%	有利子	98.2%	98.0%																									
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																																			
総合	99.6%	99.7%																																																			
無利子	99.7%	99.8%																																																			
有利子	99.6%	99.7%																																																			
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																																			
総合	98.1%	97.9%																																																			
無利子	97.9%	97.7%																																																			
有利子	98.2%	98.0%																																																			
<p>奨学金貸与事業の健全性を確保する観点から、返還者に関する情報の調査・分析を実施し、これを踏まえた適切な返還金の回収促進を図る。</p>	<p>また返還金の回収状況について、定量的な把握・分析を実施するとともに、返還促進方策の効果等を検証し、必要な改善を図る。</p>	<p>&lt;4&gt; 関連指標の実施状況</p> <p>貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率</p> <p>S:回収率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている</p> <p>A:100.00%以上 B:97.04%以上 100.00%未満 C:77.64%以上 97.04%未満 D:77.64%未満</p> <p>貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上</p>	<p>○当年度分回収率</p> <p>&lt;当年度分回収率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>678,539百万円</td> <td>649,036百万円</td> <td>29,503百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>659,173百万円</td> <td>629,438百万円</td> <td>29,736百万円増</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.15%</td> <td>97.0%</td> <td>0.1ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;参考：新規返還者の回収率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>23,734百万円</td> <td>24,285百万円</td> <td>551百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収額</td> <td>23,131百万円</td> <td>23,628百万円</td> <td>497百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>97.5%</td> <td>97.3%</td> <td>0.2ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>○貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率</p> <p>&lt;貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合の改善率&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>【基準】平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要返還債権数 (A)</td> <td>4,793,464件</td> <td>4,664,770件</td> </tr> <tr> <td>3か月以上延滞債権数 (B)</td> <td>161,105件</td> <td>166,028件</td> </tr> <tr> <td>割合 (B÷A)</td> <td>3.36%</td> <td>3.56%</td> </tr> <tr> <td>対平成30年度改善率</td> <td>5.62%</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	要回収額	678,539百万円	649,036百万円	29,503百万円増	回収額	659,173百万円	629,438百万円	29,736百万円増	回収率	97.15%	97.0%	0.1ポイント増	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	要回収額	23,734百万円	24,285百万円	551百万円減	回収額	23,131百万円	23,628百万円	497百万円減	回収率	97.5%	97.3%	0.2ポイント増	区分	令和元年度	【基準】平成30年度	要返還債権数 (A)	4,793,464件	4,664,770件	3か月以上延滞債権数 (B)	161,105件	166,028件	割合 (B÷A)	3.36%	3.56%	対平成30年度改善率	5.62%	—	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、当年度分回収率が97.15%に達した。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値97.04%を上回ったことは評価できる。</li> <li>・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>(委員からの意見)</p> <p>遅延のない返還、返還猶予制度の周知徹底など、努力の結果が表れている。</p> <p>返還金の回収に向けて、住所調査の実施など地道な取組を継続していることは評価できるが、住所不明者の数が前年度より増え、多重債務化の防止のために個人信用情報機関への登録を行った件数が前年度より増加していることなど、今後の回収率に負の影響を与えるデータもあることも確認できるため、対応を検討する必要があると考える。</p>	
区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																																																		
要回収額	678,539百万円	649,036百万円	29,503百万円増																																																		
回収額	659,173百万円	629,438百万円	29,736百万円増																																																		
回収率	97.15%	97.0%	0.1ポイント増																																																		
区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																																																		
要回収額	23,734百万円	24,285百万円	551百万円減																																																		
回収額	23,131百万円	23,628百万円	497百万円減																																																		
回収率	97.5%	97.3%	0.2ポイント増																																																		
区分	令和元年度	【基準】平成30年度																																																			
要返還債権数 (A)	4,793,464件	4,664,770件																																																			
3か月以上延滞債権数 (B)	161,105件	166,028件																																																			
割合 (B÷A)	3.36%	3.56%																																																			
対平成30年度改善率	5.62%	—																																																			



延滞債権数の割合  
S:債権数の割合がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている

具体的な回収に向けた取組として、以下の施策を推進する。  
(ア) 初期延滞債権について、延滞3か月までは架電や文書送付等の督促を行い、原則として、延滞4か月以降は延滞債権回収業務をサービスに委託する。回収業務委託の結果、延滞解消または法的処理の対象とならない債権については、引き続き回収業務を委託する。  
(イ) 延滞2年半以上となっている中長期の延滞債権について、回収業

○貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合

<貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
要返還債権額 (A)	7,424,035百万円	7,261,719百万円
3か月以上延滞債権額 (B)	240,920百万円	246,728百万円
割合 (B÷A)	3.25%	3.40%

○初期延滞債権の回収委託実施状況

(1)振替不能者への振替不能通知発送及び督促架電

振替不能1回目の者が2回目以降連続して振替不能となることを抑止するため、本人、連帯保証人等に対し、通知を発送し、督促架電を実施した。

- ・振替不能1回目…本人への通知及び架電
- ・振替不能2回目…本人及び連帯保証人(人的保証)への通知及び架電
- ・振替不能3回目…本人、連帯保証人及び保証人(人的保証)への通知及び架電

<督促架電の状況>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
架電件数	1,940,834件	1,822,895件

(2)延滞3か月以上の者に係る回収委託

早期における督促の集中的実施を図るため、延滞3か月以上となった初期延滞者に係る回収業務をサービサーに委託した。

サービサーにおいて、返還期限猶予の願出に係る指導を行うとともに、早期の延滞解消を図るため以下の取組を行った。

- ・個人信用情報機関への登録対象となっている者に対しては、架電により登録に関する注意喚起を実施
  - ・法的措置や代位弁済を前提とした強い督促の文言を記載した通知の送付
- また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(10,949件)。

<初期延滞債権の回収委託実績>

	回収	猶予
件数	43,160件	7,053件
回収金額	2,949,857千円	-

委託開始当初の委託件数 96,515件  
" 請求金額 5,570,167千円

(注1)「件数」は債権数である。

(注2)「回収金額」とは委託期間中にサービサーに入金された金額と直接機構に入金された金額の合計である。

(注3)「回収金額」には繰上返還となった入金を含む。

(注4)「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

○中長期延滞債権の回収委託実施状況

中長期延滞債権については、延滞2年半以上8年未満(平成29年度以降契約分については延滞2年半以上9年未満)かつ6か月以上入金なし(平成29年度以降契約分については3か月以上入金なし)である債権の回収業務を計画的にサービサーへ委託した。

また、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者について、回収委託を継続して実施した(749件)。

<平成31年4月～令和2年3月回収委託実績>

①平成29年度契約分 回収委託(委託時延滞2年半以上9年未満)

	回収	猶予

処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合は3.36%、平成30年度実績に対する改善率は5.62%となった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値を達成したことは評価できる。

・貸与中からの返還意識の涵養、延滞初期における督促や債権回収業者への回収委託及び委託終了後の速やかな法的処理、返還が困難な者に対する返還期限猶予制度の周知等により、要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合は3.25%となった。新型コロナウイルス感染症拡大による影響は、令和2年度以降に影響を及ぼすと考えられ、注視が必要であるが、令和元年度においては、年度計画値の3.37%以下を達成したことは評価できる。

・初期延滞債権について、督促架電及び回収業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない者に対しても継続して回収業務を委託して督促を実施したことは評価できる。

・中長期延滞債権について、回収業務をサービサーに委託するとともに、一部入金があってもなお延滞解消に至らない

務をサービ  
サーに委託  
する。

(ウ) 延滞債  
権に対する  
法的処理に  
ついては、計  
画的に実施  
する。

件数	790 件	12件
回収金額	70,107 千円	—

〔 令和元年度当初の委託件数 1,848 件  
" 請求金額 1,784,814 千円 〕

②平成30年度契約分 回収委託 (委託時延滞2年半以上9年未満)

	回収	猶予
件数	3,242 件	79件
回収金額	848,838 千円	—

〔 令和元年度当初の委託件数 4,249 件  
" 請求金額 3,035,967 千円 〕

③令和元年度契約分 回収委託 (委託時延滞2年半以上9年未満)

	回収	猶予
件数	1,222 件	80件
回収金額	186,705 千円	—

〔 委託開始当初の委託件数 3,025 件  
" 請求金額 1,677,661 千円 〕

④委託継続分

	回収	猶予
件数	12,820 件	29件
回収金額	2,003,049 千円	—

〔 令和元年度当初及び委託開始当初の委託件数 15,884 件  
" 請求金額 15,873,982 千円 〕

- (注1) 「件数」は、債権数である。  
(注2) 「回収金額」とは、委託期間中にサービサーに入金された金額と直接  
機構に入金された金額の合計である。  
(注3) 「回収金額」には、繰上返還となった入金を含む。  
(注4) 上記②及び③の回収委託については、一部入金があるものの延滞解消  
の見込がな  
い債権も含まれる。  
(注5) 「猶予」とは、サービサーからの依頼により、機構から返還者へ返還  
期限猶予の願出用紙を送付した件数である。

○法的処理実施状況

法的処理の対象を定めた「令和元年度法的処理実施計画」において、平成30年  
度に引き続き、延滞状態にある中で相当期間入金がない者(平成27年度におけ  
る延滞債権対応策の対象を含む)への対応に加えて、直近の入金はあるが、延  
滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者に焦点を当て、計画的に法  
的処理を実施した。

返還者本人が住所不明等のため法的処理の条件が調わない場合には、「延滞債  
権に係る法的処理の方針について」に基づき、連帯保証人に対して法的処理を  
実施した。

(1) 初期延滞債権に係る法的処理  
延滞3か月以上となった者を対象に回収委託を実施し、それでもなお原則と  
して入金がなく延滞9か月以上となった者に対して、順次「支払督促申立予  
告」以降の法的処理を実施した。

(2) 中長期延滞債権に係る法的処理  
I. 延滞の解消が見込めない少額の入金が続いている者の対応分

者に対しても継続して回収業  
務を委託して督促を実施した  
ことは評価できる。

・法的処理の対象を定めた「法  
的処理実施計画」を策定し、こ  
れに基づいて適切に処理を行  
ったことは評価できる。

・無延滞者を含む住所不明者に  
対して、ショートメッセージ  
サービス(SMS)、住所調査架  
電、外部委託の活用等による  
追跡調査により、住所調査の  
徹底を図ったことは評価でき  
る。

・J-LIS(住民基本台帳ネットワ  
ークシステム)を活用した住  
所調査の対象を拡大し、調査  
期間の短縮、経費節減を図っ  
たことは評価できる。

・初期延滞者に対して、個人信  
用情報機関への登録につい  
て、文書や架電で注意喚起を  
行うとともに、返還期限猶予  
制度の周知を行うことで、延  
滞長期化の抑制を図ったこと  
は評価できる。対象となる延  
滞者を個人信用情報機関に登  
録したことは、多重債務化の  
防止という観点から評価でき  
る。

・外部有識者で構成する債権管  
理・回収等検証委員会におい  
て、返還金の回収状況につい  
て定量的な把握・分析を実施  
し、回収促進の取組や業務改  
善等の効果について検証を行  
ったことは評価できる。

・平成30年度債権管理・回収  
等検証委員会における検証結  
果に基づき、回収促進のため  
の取組を実施したことは評価

(エ) 無延滞者を含め住所不明者に対する追跡調査を行うなど、住所調査の徹底を図る。

- ①機構と分割基準額以上の割賦金額での返還を約束したが、予告書発送時点で3か月以上入金のない者に法的処理を実施した。
- ②平成30年度末時点において、延滞15年以上で、1か月あたりの平均入金額が分割基準額に満たない者に法的処理を実施した。

II. 延滞状態にある中で相当期間入金がない者の対応分

- ①時効中断の対応が必要な者（平成30年度末時点で、延滞9年以上で、8年以上入金がない者（過去に一度も入金がない者を含む））に法的処理を実施した。
- ②平成30年度末時点において、延滞1年以上で、3か月以上入金がない者（①時効中断の対応が必要な者を除く）に法的処理を実施した。

<法的処理実施状況> (単位：件)

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
支払督促申立予告	16,686	17,604	94.8%
支払督促申立	7,793	8,068	96.6%
仮執行宣言付支払督促申立	1,723	2,064	83.5%
強制執行予告	3,587	3,720	96.4%
強制執行申立	510	582	87.6%
強制執行	346	340	101.8%
和解	4,596	4,683	98.1%

(注) 件数は、債権数である。

<令和元年度支払督促申立予告処理の実施結果> (単位：件)

区分	件数	割合
応答があったもの（入金・猶予等）	6,278	37.6%
対応中（支払督促申立準備中等）	6,169	37.0%
支払督促申立実施	4,239	25.4%
実施総数	16,686	100%

(注1) 支払督促申立予告については、令和元年度（平成31年4月～令和2年3月）中、毎月実施しており、表中の区分別件数は令和元年度末現在の状況である。

(注2) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。

○住所調査の実施

(1) 役場照会等による住所調査

令和元年度も引き続き、無延滞者を含む住所不明者を対象とする役場への住所照会業務等の外部委託を活用して住所調査を実施した（233,993件（1件あたり手数料300円～））。

(2) 住民基本台帳ネットワークシステムを利用した住所調査（J-LIS 住調）

令和元年度は、平成30年度から実施している住所不明者（振替不能通知及び回収委託通知返戻分）に加え、対象を拡大して振替案内返戻分（人的保証のみ）の J-LIS 住調を実施した（298,881件（1件あたり手数料10円））。

(3) その他の調査

役場照会による住所調査の実施結果が「該当者なし」であった者等について、以下のとおり実施した。

- ・機構に登録されている携帯電話へショートメッセージサービス（SMS）を一斉送信し、機構への住所確認の連絡を求めた。これを平成30年度の年4回から、令和元年度は年6回に増やし、17,373件に送信したところ、2,924件の住所が判明した。
- ・平成30年度に引き続き、電話番号クリーニング（全国の固定・携帯電話

できる。



(オ) 延滞者の多重債務を防止するため、個人情報情報機関を活用する。

イ. 返還金回収状況の把握と分析  
 返還金の回収状況について、貸与規模等の影響も考慮しつつ、定量的な把握・分析を実施するとともに、次年度の取組を効果的に行うため、外部有識者を交え、返還促進方策の効果等を検証する。  
 また、前年度の検証結果に

履歴データを保持する業者に電話番号を照会した(12,935件)。その結果が、「移転先電話番号判明」及び「電話番号変更履歴なし」であった者のうち、住所状態が返戻になっている者3,000件について架電したところ、1,343件の住所が判明した。

(4)実施結果

(1)～(3)の調査等の結果、令和元年度末の住所不明数は以下のとおりとなった。

<住所不明数>

区分	令和元年度末	(参考)平成30年度末
住所不明数	17,848人	17,067人

(注)「住所不明」とは、機構からの発送物が返戻となった後、新しい(正しい)住所が判明・登録されるまでの状態である。

○個人情報情報機関の活用

- ・個人情報情報の登録に同意している初期延滞者に対しては、複数回の文書送付(延べ1,287千通)及び架電により、このまま延滞状態が継続した場合には登録されることを注意喚起することによって延滞長期化の抑制を図った。
- ・併せて返還期限猶予制度の周知を行い、該当する場合は願出を提出するよう促した。
- ・文書送付や架電による注意喚起を行っても返還期限猶予の願出等がないまま延滞3か月以上となった者については、多重債務化の防止という観点から個人情報情報機関へ登録した。

<個人情報情報機関への登録状況>

令和元年度	(参考)平成30年度
29,781件	26,687件

(注)登録件数は債権数であり人員ではない。

○令和元年度債権管理・回収等検証委員会における回収状況の定量的把握・分析、返還促進方策の効果の検証

債権管理・回収の適切性等を検証するとともに、必要な改善策等の検討を目的として、外部有識者及び金融関係者等で構成される「債権管理・回収等検証委員会」を令和元年度に3回開催した(令和元年12月19日、令和2年2月13日、令和2年3月3日～12日(書面審議))。本委員会では、直近の回収状況や各種回収施策の効果、返還者に関する情報の調査結果等について、外部シンクタンクの定量的な分析結果等を参考に審議を行った。その結果、機構における返還金の回収状況は、回収促進の取組や業務改善等の効果もあり、着実に改善しているとの結論を得た。

○平成30年度債権管理・回収等検証委員会における検証結果を踏まえた令和元年度の取組

- (1)コンビニ払いの拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の検討  
 コンビニ払いの拡充による入金反映の迅速化と新しい入金方法の導入にかかる検討を行い、コンビニ払いを令和2年10月に導入するための準備を進めた。
- (2)スカラネット・パーソナルのアプリ化の検討  
 委員会において、アプリ化で可能となるPUSH通知の仕組み等について検討した。
- (3)本人、連帯保証人、保証人以外の第三者(親族等)への情報提供  
 本人、連帯保証人、保証人以外の第三者(親族等)への情報提供について検討するとともに、通知等の工夫により、いたずらに第三者からコールセンターへの照会を招かないよう試みた。

		基づき必要な改善を図る。																																																											
<p>保証制度のうち機関保証制度については、関係者に対する情報提供・周知に努めるとともに、教育的配慮を払いつつ運用を行い、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。また、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、機関保証制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p>奨学金の申込や採用の段階から保証制度についての理解を促すため、配付書類等を活用して学生や学校担当者等に対して適切に情報提供、周知を行う。</p> <p>機関保証制度の運用においては、代位弁済となる対象債権を確実に請求する。</p> <p>また、同制度が円滑に機能するよう、文部科学省や外部有識者等を含む委員会において、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証する。</p>	<p>&lt;5&gt; 機関保証制度の運用状況</p>	<p>④機関保証制度の運用</p> <p>○機関保証制度（※）の周知及び返還意識の徹底 保証機関（公益財団法人日本国際教育支援協会、以下「協会」という）及び大学等と連携し、以下の取組を行うことで機関保証制度の周知及び返還意識の徹底を図った。</p> <p>①令和元年度保証料及び代位弁済後の手続等の情報を機構及び協会のホームページに掲載した。</p> <p>②機関保証制度を案内するリーフレット及びチラシを奨学金希望者、学校における奨学金事務担当者及び都道府市区町村の教育委員会等に配付した。</p> <p>③「日本学生支援機構奨学金業務連絡協議会」において機関保証制度を案内するリーフレットを配付した。</p> <p>④QRコードを活用したり、分かりやすい説明に変更する等、機関保証制度を案内するリーフレット及びチラシを改訂した。</p> <p>（※）機関保証制度とは、日本学生支援機構の奨学金貸与を受けるに当たって、一定の保証料を支払うことで保証機関が連帯保証するものである。</p> <p>&lt;機関保証制度の選択状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="964 829 1745 1060"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">選択者数</td> <td>第一種</td> <td>104,074件</td> <td>91,212件</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>132,006件</td> <td>116,199件</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>236,080件</td> <td>207,411件</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">選択率</td> <td>第一種</td> <td>53.42%</td> <td>46.41%</td> </tr> <tr> <td>第二種</td> <td>54.43%</td> <td>48.69%</td> </tr> <tr> <td>全体</td> <td>53.98%</td> <td>47.66%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 奨学生採用時の選択状況であり、保証の変更者は含まない。</p> <p>&lt;機関保証制度を選択した新規返還者の回収率&gt;</p> <table border="1" data-bbox="964 1144 1855 1270"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>要回収額</td> <td>10,353百万円</td> <td>11,014百万円</td> <td>662百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収金</td> <td>9,975百万円</td> <td>10,600百万円</td> <td>626百万円減</td> </tr> <tr> <td>回収率</td> <td>96.3%</td> <td>96.2%</td> <td>0.1ポイント増</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 百万円未満四捨五入の関係により、各項目の金額と前年度比増減の計算結果が一致しないことがある。</p> <p>&lt;機関保証制度選択者における要返還債権数に対する無延滞債権数の占める割合&gt;</p> <table border="1" data-bbox="964 1417 1662 1480"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>割合</td> <td>91.2%</td> <td>90.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○代位弁済請求 代位弁済請求に至る前の段階においては、債権回収会社への回収委託（延滞4月目～9月目）、催告書（期限の利益剥奪予告）の送付（延滞10月目）、訪問督促・居住確認（延滞11月目）及び期限の利益剥奪通知書の送付（延滞12月目）を通じて、きめ細やかな督促及び指導を実施した。かかる督促及び指導にも関わらず、延滞が12月を超え延滞状況が改善しなかったものについては、確実に代位弁済請求を実施し、下表のとおり協会より代位弁済の履行を受けた。</p> <p>&lt;代位弁済履行状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="964 1774 1697 1879"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>13,073件</td> <td>11,220件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>272.0億円</td> <td>237.3億円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 金額は、元金、利息、延滞金の合計である。</p>	区分		令和元年度	(参考)平成30年度	選択者数	第一種	104,074件	91,212件	第二種	132,006件	116,199件	全体	236,080件	207,411件	選択率	第一種	53.42%	46.41%	第二種	54.43%	48.69%	全体	53.98%	47.66%	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	要回収額	10,353百万円	11,014百万円	662百万円減	回収金	9,975百万円	10,600百万円	626百万円減	回収率	96.3%	96.2%	0.1ポイント増	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	割合	91.2%	90.5%	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	件数	13,073件	11,220件	金額	272.0億円	237.3億円	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等及び保証機関と連携して機関保証制度を周知するとともに、機関保証選択者への返還意識の徹底を図ったことは評価できる。</li> <li>・延滞者に対する督促を適切に実施したうえで、代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。</li> <li>・文部科学省や外部有識者等を含む委員会の審議を通じて、将来の事業コストを含む保証機関による事業計画等を踏まえ、その実効性や妥当性も含めて制度の将来にわたる収支の健全性を検証したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>奨学金の返還が延滞となっている者のうち、機関保証選択者については、JASSOからの督促や指導に応じず延滞状況が改善されない場合、JASSOは協会へ代位弁済請求を行い、協会は請求のあった債権のうち、履行条件を満たす債権をJASSOへ代位弁済する。認定根拠において、「代位弁済となる対象債権を確実に請求したことは評価できる。」としているものの、代位弁済履行状況については明示されていないが、代位弁済請求の状況について確認できないため、履行状況のみではなく請求状況も明示したほうが良いのではないかと。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
区分		令和元年度	(参考)平成30年度																																																										
選択者数	第一種	104,074件	91,212件																																																										
	第二種	132,006件	116,199件																																																										
	全体	236,080件	207,411件																																																										
選択率	第一種	53.42%	46.41%																																																										
	第二種	54.43%	48.69%																																																										
	全体	53.98%	47.66%																																																										
区分	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																																																										
要回収額	10,353百万円	11,014百万円	662百万円減																																																										
回収金	9,975百万円	10,600百万円	626百万円減																																																										
回収率	96.3%	96.2%	0.1ポイント増																																																										
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																																											
割合	91.2%	90.5%																																																											
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																																											
件数	13,073件	11,220件																																																											
金額	272.0億円	237.3億円																																																											

				<p>○機関保証制度の「妥当性」の検証 『「勧告の方向性」の指摘事項を反映した見直し案』（平成18年12月24日行政改革推進本部決定）の指摘を受け、機関保証の妥当性を毎年度検証するため平成20年9月に設置した外部有識者を含む「機関保証制度検証委員会」において、機構及び協会における回収状況の分析や、機構と協会における直近の実績等に基づいた長期財政収支シミュレーション等について審議を行った。 このうち、長期財政収支シミュレーションは、新型コロナウイルスの影響が顕在化する前に行ったものであるが、向こう25年間、経済情勢の悪化がなければ収支等の財政面で支障が生じないというシミュレーション結果を得た。 そして、同委員会報告書において、高等教育の修学支援新制度施行後の状況や保証制度の在り方に関する文部科学省の検討状況を注視しつつ、機関保証債権の返還状況や代位弁済後の回収状況の実績、保証料率の水準に係る合理性も含めて、今後も中長期的な機関保証制度の安定性確保の観点から検証を行うことが必要である旨が示された。</p> <p>&lt;参考&gt;令和元年度機関保証制度検証委員会審議経過 ・第1回 令和元年12月10日 ・第2回 令和2年2月12日 ・第3回 令和2年3月23日～30日（書面審議）</p>														
<p>本事業が返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。 【再掲】</p>	<p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図る。</p>	<p>減額返還・返還期限猶予制度の周知や理解を深めるための取組を行い、延滞防止につなげるとともに、適切な制度運用を図る。 また、返還免除に関しても制度の適切な運用を図り、優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度に関しても、学識経験者からなる認定委員会の審議を経て、適切に運用する。</p>	<p>&lt;6&gt; 減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の運用状況</p>	<p>⑤減額返還・返還期限猶予・返還免除制度の適切な運用</p> <p>○減額返還制度の運用状況 減額返還制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象として一定期間1回当たりの当初割賦金額を2分の1又は3分の1に減額し、減額返還適用期間に応じた分の返還期間を延長する制度である（減額返還の適用期間上限は180か月）。平成30年9月からは、減額返還の願出に際しマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している。</p> <p>(1)減額返還の承認 減額返還制度を適切に運用し、基準に合致したものについて減額返還を承認した。</p> <p>&lt;減額返還の承認件数&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1/2返還</td> <td>11,489件</td> <td>12,974件</td> </tr> <tr> <td>1/3返還</td> <td>19,413件</td> <td>16,590件</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>30,902件</td> <td>29,564件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3分の1の減額返還については、平成29年度より新設</p> <p>(2)減額返還制度の周知 ①卒業後初年度に返還期限猶予の適用を受ける者への周知 ・令和元年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由とした返還期限猶予の適用を受ける返還者に対し、減額返還制度の特長を説明したチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ・平成30年度が卒業後初年度で、未就職や低収入を事由として返還期限猶予制度の適用を受け、令和元年度も引き続き返還期限猶予制度の適用を受ける返還者に対しても、減額返還制度の利用を促すチラシを「返還期限猶予承認通知」に同封した。 ②新たに返還を開始する者への周知 新たに返還を開始する者に対して送付する「返還開始のお知らせ」に、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や、両制度の違いを説明するリーフレットを同封した。リーフレットは機構ホームページにも掲載した。</p> <p>○返還期限猶予制度の運用状況</p>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	1/2返還	11,489件	12,974件	1/3返還	19,413件	16,590件	合計	30,902件	29,564件	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・減額返還制度及び返還期限猶予制度については、より一層の周知を図るとともに、適切に事務処理を行い、返還が困難な者を対象として制度を適切に運用したことは評価できる。 ・死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除制度について、審査により免除を認定し適切に運用したことは評価できる。 ・特に優れた業績を挙げた大学院生に対する奨学金の返還免除制度について、業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て、適切に運用するとともに、博士課程を対象に、大学間の業績に係る評価水準の均等化を図ることを目的とした「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を改定し、令和元年度貸与終了者か</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; — &lt;その他事項&gt; (委員からの意見) 新型コロナウイルス感染症の影響が出る令和2年度については、滞納癖がつかないように前広に減額返還制度活用の相談に取り組み、少額でも返済を続けさせるような仕組みづくりが重要と考える。</p>
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																
1/2返還	11,489件	12,974件																
1/3返還	19,413件	16,590件																
合計	30,902件	29,564件																



返還期限猶予制度とは、災害、傷病、その他経済的理由により、奨学金の返還が困難な者を対象とし、一定期間返還を猶予する制度である。平成 30 年 9 月からは、返還期限猶予の願出に際しマイナンバーの提出を求め、情報照会結果に基づく審査を実施している（平成 29 年度から一部の申請者に先行してマイナンバーの提出を求めた）。

(1) 返還期限猶予の承認

返還者からの相談に対して適切な指導を行うとともに、審査基準等に基づく適切な審査を行い、基準に合致したものについて返還期限の猶予を承認した。

<返還期限猶予の承認件数> (単位：件)

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
在学猶予	123,622	132,008
一般猶予	150,169	140,755
病氣中	10,127	8,980
災害	161	151
入学準備	285	260
生活保護	5,319	4,385
生活困窮	122,877	117,801
育児休暇等	6,237	5,139
猶予年限特例	5,163	4,039
合計	273,791	272,763

(注) 猶予年限特例とは、卒業後に一定の所得を得るまでの間は返還期限を猶予する制度。平成 24 年度から平成 28 年度までは「所得連動返還型無利子奨学金」。

(2) 返還期限猶予制度の周知

返還が困難になった場合の救済制度として、引き続きより一層の周知を図るため、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いについての解説が入ったガイダンス DVD を平成 30 年度に引き続き機構ホームページに掲載した。

また、新たに返還を開始する者に対して、両制度の内容や違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封した。リーフレットは、機構ホームページにも掲載した。

(3) 返還期限猶予の処理

返還期限猶予の申請事由として最も多い「生活困窮」について、引き続きホームページにおいて、添付すべき証明書類等に関する留意点を集約して説明し、申請者の理解を促すなど、審査等業務の円滑かつ適切な処理に努めた。

平成 30 年度より返還期限猶予審査にマイナンバーの活用を本格的に導入したことに伴い、マイナンバー関係書類を含む申請書類の不備・不足が一時的に増加したが、説明資料の工夫等により円滑な処理に努めている。令和元年度においては、処理手順及び申請様式の見直し、申請様式の記入例及び提出上の注意点の機構ホームページへの掲載、事務取扱体制の強化によって、更なる処理の円滑化を図った。

<返還期限猶予願の受付・不備返送状況>

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
受付件数	137,488件	138,739件	△1,251件
不備返送件数	31,126件	27,484件	3,642件

(注) 毎月の猶予願出者数を集計したもの。上記(1)の返還期限猶予の承認件数とは対応していない。

ら適用したことは評価できない。

○返還免除制度の運用状況

(1) 死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除  
 奨学生又は奨学生であった者が、死亡又は精神若しくは身体の障害によって返還ができなくなった場合、願い出により審査の上で、以下のとおり返還未済額の全部又は一部の返還を免除した。

〈死亡又は精神若しくは身体の障害による返還免除の認定状況〉

区分	令和元年度	(参考)
		平成30年度
第一種奨学金	697件	781件
第二種奨学金	1,014件	1,142件

(2) 特に優れた業績を挙げた大学院第一種奨学生に対する返還免除  
 平成30年度貸与終了者について適切に免除認定した。また、令和元年度貸与終了者について推薦依頼を行った。

【平成30年度貸与終了者】

- ・業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て免除者を認定した（令和元年5月31日）。
- ・認定結果を各大学及び本人に通知した（令和元年6月）。

〈平成30年度貸与終了者に係る特に優れた業績による大学院第一種奨学生返還免除の認定状況〉

課程	貸与終了者数(人)	推薦者数(人)	免除者数(人)		
			全額免除	半額免除	
修士	21,753	6,563	6,525	1,492	5,033
専門職	958	281	281	74	207
博士	2,396	788	762	281	481
計	25,107	7,632	7,568	1,847	5,721

※海外留学生における業績免除

平成30年度貸与終了者8人のうち、免除3人（全額免除：1人、半額免除：2人）

【令和元年度貸与終了者】

- ・博士課程を対象に、大学間の業績に係る評価水準の均等化を図ることを目的として、機構の定める評価基準をより具体化するため平成30年12月17日に策定した「博士課程の業績評価に関するガイドライン」を改定し、令和元年度貸与終了者から適用した（各大学へ通知：令和元年11月21日）。
- ・各大学へ推薦依頼を行った（令和元年12月12日）。
- ・推薦人数の基となる貸与終了者の情報提供を、平成30年度と同様、計5回実施した（令和元年12月～令和2年5月の間）。

(3) 博士課程入学者を対象とする返還免除内定制度

博士課程の学生を対象とする文部科学省関連機関が行う主な競争的研究事業における採択状況を勘案のうえ算出した推薦枠を、対象校に配分し、推薦依頼を行った（令和元年7月31日）。

ホームページに内定制度を案内するチラシを掲載し、周知を図った。

〈返還免除内定制度の実施状況〉

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
内定者数	98大学 231人	93大学 241人

(4) 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の給付と併せて第一種奨学金の貸与を受けた者を対象とする特に優れた業績による返還免除



				<p>【平成30年度貸与終了者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・業績優秀者奨学金返還免除認定委員会の審議を経て免除者を認定した（令和元年5月31日）。</li> <li>・認定結果を通知した（令和元年6月）。</li> </ul> <p>【令和元年度貸与終了者】</p> <p>対象者への申請案内及びホームページ掲載により周知に努めた結果、対象者全員（修士：1人、博士：7人）から応募があった。</p>														
<p>本事業が返還金を原資の一部として、事業を継続的に運営するため、返還金を確実に回収する施策を講ずる。一方、返還が困難な者に対する減額返還制度や返還期限猶予制度等のセーフティネットや所得連動返還方式について適切に運用し、制度の効果的・効率的な運用に努める。</p> <p>【再掲】</p>	<p>奨学金の返還額が返還者の所得に連動する「所得連動返還方式」について、学生等に対して適切に情報提供、周知を行うとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努め、確実に実施する。</p>	<p>学生等に対して返還方式に関する情報を配付書類等の各種媒体を活用して適切に提供、周知するとともに、対象者の増加に対応しつつ効率的な運用に努める。</p> <p>また、返還者等の所得に連動した返還月額の算定を確実に実施する。</p>	<p>&lt;7&gt; 所得連動返還方式の運用状況</p>	<p>⑥所得連動返還方式の運用</p> <p>○所得連動返還方式の適切な実施</p> <p>(1) 返還方式の選択</p> <p>平成29年度第一種奨学金採用者より、従前の定額返還方式に加え、毎年の課税総所得金額に応じて返還月額を設定する所得連動返還方式の選択を開始している。令和元年度における選択者数は下表のとおりである。</p> <table border="1"> <caption>&lt;所得連動返還方式選択者数&gt;</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得連動返還方式の選択者</td> <td>29,679件</td> <td>30,652件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 所得に連動した返還月額の算出</p> <p>返還2年目以降となっている返還者について、所得に連動した返還月額の算出を行った。具体的には、マイナンバーを利用した情報連携により返還者の地方税情報を取得し、その課税総所得金額により返還月額を算出した。返還者が地方税法（昭和25年法律第226号）に定める同一生計配偶者又は扶養親族となっている場合には、返還者を扶養している者のマイナンバーを収集したうえで地方税情報を取得し、返還者の情報とあわせて返還月額を算出した。マイナンバーの収集に当たっては、業者委託を活用した。</p> <table border="1"> <caption>&lt;所得連動返還方式における所得に連動した返還月額の算出状況&gt;</caption> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>所得連動返還方式における返還月額算出の対象者</td> <td>2,306人</td> <td>441人</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、令和元年度については、情報連携を行うためのデータ標準レイアウトと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第4号）の間に不整合が生じたため、適切に情報連携を行えなかった者に対しては詫言状を送付した。また、それ以降情報連携を停止したため、連携を実施できなかった者については、課税証明書を取得して返還月額の算出を行った。</p> <p>今後のデータ標準レイアウトの改版に際しては、複数部署により、法令の観点に基づく整合性確認を実施することで、再発防止を図ることとした。</p> <p>○所得連動返還方式に係る周知</p> <p>制度の一層の周知及び制度の適切な実施を目的として、回数、媒体等を工夫し以下のとおり実施した。</p> <p>(1) 制度周知のための各種媒体の作成・配付</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成31年4月～令和元年6月に採用された第一種奨学生に対し、返還方式の選択理由等についてアンケートを行い、効果的な制度周知を検討する参考とした。</li> </ul>	区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	所得連動返還方式の選択者	29,679件	30,652件	区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	所得連動返還方式における返還月額算出の対象者	2,306人	441人	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所得連動返還方式の返還者の増加に対応し、所得に連動した返還月額の算定を、業者委託を活用し効率的な運用に努め、適切に実施したことは評価できる。</li> <li>・各種媒体を通じ高校生や学校関係者等へきめ細やかな周知及び情報提供を行ったことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>情報連携を行うためのデータ標準レイアウトと、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第4号）の間の不整合については、令和2年6月時点で解消されているが、今後のデータ標準レイアウトの改版に際して、再度生じることの無いよう、文部科学省と連携しつつ、法令の観点に基づく確認を徹底する必要がある。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>（委員からの意見）</p> <p>所得連動返還方式のさらなる拡大に努めると同時に、DXガバメントを活用して給与からの控除等コストを抑え返還遅延リスクを軽減する方法を目指して欲しい。また、デジタル政府の取組を前提に業務の効率化と必要な法律改正を働きかけて欲しい。</p>
区分	令和元年度	(参考) 平成30年度																
所得連動返還方式の選択者	29,679件	30,652件																
区分	令和元年度	(参考) 平成30年度																
所得連動返還方式における返還月額算出の対象者	2,306人	441人																

				<ul style="list-style-type: none"> <li>・令和2年度予約採用候補者に向けて、所得連動返還方式について掲載したリーフレットを作成し、発送した（令和元年12月）。</li> <li>・新たに奨学金を申し込む者や奨学生として採用された者の目に触れる書類、動画等、各種の広報媒体において、所得連動返還方式の情報を掲載した。</li> </ul> <p>(2) 奨学金事務担当者への周知徹底  奨学金事務担当者向け研修会や奨学業務連絡協議会での資料及び説明内容に所得連動返還方式に関する情報を盛り込む等、選択者数の増加に向けた制度の適切な実施に向けて、関係者への情報の提供に努めた。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(2)	奨学金事業 (2) 給付奨学金		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	—	—	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	—	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	—	—	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	—	—	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	—	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	—	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	—	—	—	—	従事人員数	266	—	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 (割合：3.49%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	—	改善率：5.62% (割合：3.36%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を	—	—	103.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

100%とする。														
(4) 貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合	中期目標期間中に3.26%以下とする。	—	3.37%以下						—	—	—	—	—	—
(実績値)		—	3.40%	3.25%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。		—	—	103.7%					—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評価	
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉	①奨学金の的確な支給 (B) ②適格認定の実施 (B)	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	補助評価 (B)	〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題・指摘事項〉 —  〈その他事項〉 —

<p>給付奨学金 (独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。)について は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な</p>	<p>給付奨学金 (独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。)について は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な</p>	<p>平成29年度より実施している給付奨学金(大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第8号)の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法(平成15年法律第94号)第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。)について は、意欲と能力がありながら、経済的理由により修学が極めて困難である者の修学を支援するため、大学等との連携を図りつつ、真に支援を必要とする者への支給を適切に実施する。 給付奨学金(独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項に規定する学資支給金をいう。)について</p>	<p>&lt;8&gt; 給付奨学金の的確な実施状況</p>	<p>①奨学金の的確な支給</p> <p>○平成29年度より実施している給付奨学生の採用状況 平成29年度の先行実施を経て、平成30年度に本格実施し、令和元年度は下表のとおり採用決定した。審査に際してはマイナンバーを活用して適切に行った。</p> <p>&lt;給付奨学生の新規採用状況&gt; (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="964 336 1869 630"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">令和元年度</th> <th colspan="2">(参考)平成30年度</th> </tr> <tr> <th></th> <th>うち社会的養護を要する人</th> <th></th> <th>うち社会的養護を要する人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>合計</td> <td>18,919</td> <td>495</td> <td>18,649</td> <td>526</td> </tr> <tr> <td>大学・短期大学</td> <td>13,862</td> <td>261</td> <td>13,918</td> <td>301</td> </tr> <tr> <td>高等専門学校</td> <td>102</td> <td>5</td> <td>91</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>専修学校(専門課程)</td> <td>4,955</td> <td>229</td> <td>4,640</td> <td>220</td> </tr> </tbody> </table> <p>○在籍報告 令和元年度7月及び10月の在籍報告について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適切な在籍報告の実施について依頼した(令和元年6月及び9月)。</p> <p>○令和2年度から開始する新たな給付奨学金についての準備</p> <p>(1)令和2年度給付奨学生採用候補者の募集・選考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、周知用リーフレット及びポスターを作成し、高等学校等を通じて全高校3年生に配布し、制度の理解、周知に努めた(令和元年5月)。</li> <li>高校生の保護者向けにより詳細の内容を案内したリーフレットを作成し、高等学校等を通じて配布した(令和元年6月)。</li> <li>ホームページに新たな給付奨学金のページを開設し、制度の概要、申込手続等について案内した。また、「進学資金シミュレーター」に、新たに「給付奨学金シミュレーション」を開設し、どのくらいの支援を受けられるかの見込みを立てられるツールを提供した(令和元年5月)。</li> <li>ホームページに新たな給付奨学金制度に関するよくある質問について公開し、内容の更新を図るなど、情報提供の充実を努めた。</li> <li>高等学校等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、貸与奨学金と併せて、新たな給付奨学金の募集を行った。事情により申込期間に手続ができない者からの申込みを受け付けるため、予備期間を設け、希望する者の申込みを可能とするようにした。</li> <li>申込者の照会に対し、奨学金相談センターで対応するために、FAQを拡充した。</li> <li>令和2年度進学予定者について、下表のとおり採用候補者を決定した。</li> </ul> <p>&lt;給付奨学生採用候補者の決定状況&gt; (単位：人)</p> <table border="1" data-bbox="1009 1522 1647 1627"> <thead> <tr> <th></th> <th>採用候補者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和2年度進学予定者</td> <td>97,838</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)令和2年度給付奨学生の募集・選考</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、周知用リーフレット及びポスターを作成し、大学等を通じて進級を予定している学生等に配布し、制度の理解、周知に努めた(令和元年9月)。</li> <li>ホームページに新たな給付奨学金のページを開設し、制度の概要、申込手続等について案内した。また、「進学資金シミュレーター」に、新たに「給付奨学金シミュレーション」を開設し、どのくらいの支援を受けられるかの見込みを立てられるツールを提供した(令和元年5月)。<b>【再掲】</b></li> <li>ホームページに新たな給付奨学金制度に関するよくある質問について公開</li> </ul>		令和元年度		(参考)平成30年度			うち社会的養護を要する人		うち社会的養護を要する人	合計	18,919	495	18,649	526	大学・短期大学	13,862	261	13,918	301	高等専門学校	102	5	91	5	専修学校(専門課程)	4,955	229	4,640	220		採用候補者数	令和2年度進学予定者	97,838	<p>&lt;評定&gt; B &lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>経済的に極めて困難な状況にある生徒等への支援として平成29年度より実施している給付奨学金制度を適切に実施したことは評価できる。</li> <li>令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて高等学校等の生徒等及び奨学金事務担当者への情報提供を行い、高等学校等と連携を図り、令和2年度進学予定者を対象に募集・選考を行い、採用候補者の決定を確実に実施したことは評価できる。</li> <li>令和2年度から開始する新たな給付奨学金について、リーフレット、ホームページ及び学校宛通知等を通じて大学等の学生等及び奨学金事務担当者へ情報提供を行い、大学等と連携を図り、令和2年度進級予定者を対象に募集を行ったことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>(委員からの意見)</p> <p>給付奨学生については毎年度、申込者、採用候補者及び新規採用者が比較可能な形式で報告されることが望ましい。新たな制度導入への周知、学校との連携が進んでいると評価する。返還義務のない奨学金であることから、受給学生の認定のみならず、支給開始後の就学状況などしっかりとフォローの体制を作ることが求められる。また、今後受給資格等の基準、手続等の適格性、利便性を検証し給付奨学金の適切な仕組みを構築するよう努めて欲しい。</p>
	令和元年度		(参考)平成30年度																																				
		うち社会的養護を要する人		うち社会的養護を要する人																																			
合計	18,919	495	18,649	526																																			
大学・短期大学	13,862	261	13,918	301																																			
高等専門学校	102	5	91	5																																			
専修学校(専門課程)	4,955	229	4,640	220																																			
	採用候補者数																																						
令和2年度進学予定者	97,838																																						

<p>審査に基づき、支給を行う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（修学支援法の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p>	<p>う。</p> <p>なお、平成29年度から令和元年度に認定された者に対する給付奨学金（大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）の施行前の独立行政法人日本学生支援機構法第17条の2第1項の規定により認定された者に対して支給される学資支給金をいう。）については、経過措置として支給を行う。</p>	<p>は、真に支援が必要な低所得者世帯の者に対し、社会で自立し、及び活躍することができる豊かな人間性を備えた創造的な人材を育成するために必要な質の高い教育を実施する大学等における修学の支援を行い、その修学に係る経済的負担を軽減することにより、子どもを安心して生み、育てることができる環境の整備を図り、もって我が国における急速な少子化の進展への対処に寄与することを目的として適切な審査に基づき支給を実施できるよう、令和元年度には、令和2年度からの支給開始に向け、高等学校等及び大学等との連携を図りつつ、給付奨学生の募集や選</p>	<p>し、内容の更新を図るなど、情報提供の充実に努めた。【再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等に「給付奨学金案内」等の資料を送付し、令和2年度に進級を予定している学生を対象に新たな給付奨学金の募集を行った。事情により申込期間に手続きができない者からの申込みを受け付けるため、予備期間を設け、希望する者の申込みを可能とするようにした。</li> <li>・令和2年度進級予定者について、182,198人の申込みを受付した。</li> </ul> <p>○高等学校等及び大学等奨学金事務担当者に対する説明会等の実施</p> <p>奨学金事務担当者へ機構ホームページや関係資料を通じて情報提供を行うとともに、説明会等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした説明会を機構主催又は各都道府県との共催にて実施した（11都道府県、18回）。</li> <li>・各都道府県教育委員会が主催する高等学校奨学金事務担当者等の会議において、新たな給付奨学金の取扱い等について説明や資料配付を行った（説明19県（21回）、資料配付のみ17県）。</li> <li>・大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務の研修会において、新たな給付奨学金制度の概要、進級予定の学生を対象とした給付奨学生の募集・選考、在籍報告及び適格認定等の支給中の手続きに係る事務について説明した（令和元年10月（8地区10回））。</li> <li>・新たな給付奨学金制度における給付奨学金支給中の手続きや令和2年度の給付奨学生の採用、返還誓約書に関する業務について、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修会開催を令和2年3月2日から令和2年3月19日にかけて予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、中止した。研修会で配布予定としていた資料については各学校へ送付するとともに、研修内容を音声付で奨学金事務担当者用ホームページに掲載するなど周知を図った。</li> </ul>		
---	--	--	--	--	--



		考を行う等、事業開始に向けた準備を進める。 なお、事業の実施にあたっては、機構ホームページや関係資料を通じて学生等及び学校担当者への適切な情報提供を行う。																							
また、支給中においては、大学等との連携によって、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を促すための指導を行うとともに適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	大学等との連携によって、奨学生としての資格を確認するとともに、奨学金の支給を受けて修学している者としての自覚を一層促すための指導を行う等、適切な適格認定を実施する。	〈9〉 給付奨学金における適格認定の実施状況	<p>②適格認定の実施</p> <p>○給付奨学金における適格認定の実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年10月に開催した奨学金事務担当者向け研修会において、大学等に対して、給付奨学生の適格基準（学業・人物・経済状況）及び処置の内容について貸与奨学金と異なる点に重点を置いて周知し、適格認定の適切な実施について依頼した。</li> <li>令和元年度適格認定について処理要領を定め、奨学生用説明資料とともに大学等に配付し、適格認定の適切な実施について、学校に通知した（令和元年11月）。</li> <li>令和元年度採用者について、給付奨学金の申込時に提出された生計維持者のマイナンバーを利用して、経済状況基準による適格認定を実施した。</li> <li>「給付奨学金継続願」を提出する際、学修状況の振り返り等の設問に回答させることによって、給付奨学生としての自覚をもって学業に精励する必要があることを再認識するよう促した。</li> </ul> <p>〈給付奨学生に係る適格認定処置状況〉 (単位：件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度実績 (37,608件中)</th> <th>(参考) 平成30年度実績 (20,615件中)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】</td> <td>287 (0.8%)</td> <td>137 (0.7%)</td> </tr> <tr> <td>給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】</td> <td>411 (1.1%)</td> <td>176 (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>給付奨学金停止（学業成績不振者等）</td> <td>789 (2.1%)</td> <td>279 (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>警告（学修評価が劣る者）</td> <td>1,460 (3.9%)</td> <td>889 (4.3%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,947 (7.8%)</td> <td>1,481 (7.2%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○不適切な適格認定に対する対応状況</p>	区分	令和元年度実績 (37,608件中)	(参考) 平成30年度実績 (20,615件中)	給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	287 (0.8%)	137 (0.7%)	給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	411 (1.1%)	176 (0.9%)	給付奨学金停止（学業成績不振者等）	789 (2.1%)	279 (1.4%)	警告（学修評価が劣る者）	1,460 (3.9%)	889 (4.3%)	合計	2,947 (7.8%)	1,481 (7.2%)	〈評定〉 B	<p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>真に支援を必要とする者に給付を行うという目的を達成し、かつ適格認定を厳格かつ迅速に行うため、奨学生に対する適格認定に係る基準について大学等に一層の周知を図るとともに、適格認定の実施により、奨学生に給付を受けて修学している者としての自覚を一層促したことは評価できる。</li> <li>奨学生に対して自らの学修状況を振り返る機会を設け、学業の精励を促したことは評価できる。</li> <li>平成30年度適格認定における「警告」の認定者全員について実態調査を行い、不適切な認定のあった学校に対して是正を求めるとともに、防止策の周知</li> </ul>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>—</p>
区分	令和元年度実績 (37,608件中)	(参考) 平成30年度実績 (20,615件中)																							
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還が必要】	287 (0.8%)	137 (0.7%)																							
給付奨学金廃止（学業成績不振者等）【返還不要】	411 (1.1%)	176 (0.9%)																							
給付奨学金停止（学業成績不振者等）	789 (2.1%)	279 (1.4%)																							
警告（学修評価が劣る者）	1,460 (3.9%)	889 (4.3%)																							
合計	2,947 (7.8%)	1,481 (7.2%)																							

				<p>(1)平成 30 年度適格認定に係る実態調査の実施 平成 30 年度適格認定による「警告」について、以下の調査を実施した（令和元年 6 月）。 また、調査結果を取りまとめて奨学金事務担当者ホームページにて公表した（令和 2 年 1 月）。 〔調査内容〕 「警告」と認定した全件（884 件 307 校）の中に、本来「廃止」若しくは「停止」と認定すべき者がいないかを調査し、その結果、3 件 3 校の不適切な認定事例を確認した。</p> <p>(2)調査結果に基づく対応</p> <p>①改善計画書による確認 不適切な認定のあった学校 3 校に対して改善計画書の提出を求め、「廃止」若しくは「停止」の者を「警告」と認定した理由及び改善事項等について確認した。</p> <p>②不適切な認定の是正 不適切な認定が確認された 3 件については、学校に対して認定時に遡及して「廃止」若しくは「停止」と認定するよう要請し、適切に処理されたことを確認した。</p> <p>③継続的に不適切な認定を行った学校への対応 改善計画書の提出に加えて、必要に応じて機構職員による学校に対する訪問調査を実施し、適格認定に係る事務の実施状況を確認するが、不適切な認定が確認された 3 校は 1 回目であったため、該当する対象校は生じなかった。</p> <p>(3)不適切な認定の防止 不適切な認定事例の発生を防止するため、令和元年度適格認定において、適格認定期間に成績が確定しない者（卒業延期となるか否か判明しない等）に係る認定処理方法をまとめ、「適格認定処理要領」に記載した。</p> <p>○不適切な認定への対応 学校における認定が適切でなかったことが判明した場合には、遡って認定の変更を求めることとし、適格認定実施に係る学校宛通知及び奨学生への配付物等にその旨を明記した。また、令和元年 10 月に開催した奨学金事務担当者向け研修会や令和 2 年 2 月に開催した奨学業務連絡協議会においても、当該取扱いに係る資料を配付のうえ、周知を図った。さらに、令和元年度「奨学事務の手引」や奨学生として採用決定した際に本人に配付する「奨学生のしおり」にも、同様の説明を掲載するなど、機会を捉えて周知を図った。</p>	<p>を行うなど、制度の適切な運用に努めたことは評価できる。</p>	
--	--	--	--	--	------------------------------------	--

4. その他参考情報
特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-1-(3)	奨学金事業 (3) 奨学金事業に共通する事項の実施		
業務に関連する政策・施策	政策目標5 奨学金制度による意欲・能力のある個人への支援の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第1号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 貸与奨学金の総回収率（年度計画値）	中期目標期間中に91.4%以上とする。	—	88.90%以上	—	—	—	—	予算額（千円）	2,028,125,771	—	—	—	—
(実績値)	—	88.3%	88.90%	—	—	—	—	決算額（千円）	1,968,338,894	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.0%	—	—	—	—	経常費用（千円）	81,146,968	—	—	—	—
(2) 貸与奨学金の当年度分（当該年度に返還期日が到来するもの）の回収率（年度計画値）	中期目標期間中に97.3%以上とする。	—	97.04%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	2,926,805	—	—	—	—
(実績値)	—	97.0%	97.15%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	83,453,846	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	100.1%	—	—	—	—	従事人員数	266	—	—	—	—
(3) 貸与奨学金の要返還債権数に占める3か月以上延滞債権数の割合（年度計画値）	平成30年度実績に対して中期目標期間中に10%以上改善する。	—	改善率：2.0%以上 (割合：3.49%以下)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	—	改善率：5.62% (割合：3.36%)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を	—	—	103.9%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

100%とする。														
(4) 貸与奨学金の要返還債権額に占める3か月以上延滞債権額の割合	中期目標期間中に3.26%以下とする。	—	3.37%以下						—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3.40%	3.25%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※年度計画値を100%とする。	—	—	103.7%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価	
				業務実績		自己評価		補助評定	(B)
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉		①奨学制度の周知及び広報の充実 (B) ②学校との連携強化 (B) ③効果検証方策等の検討 (B)	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。				
								<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —	

<p>奨学金制度を必要とする者に確実に情報が届くよう努めるとともに、奨学金制度の正しい利用に資するため、関係者に対し多様な機会及び媒体を活用した広報により、正確で分かりやすい情報提供を行う。</p>	<p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催やスカラシップ・アドバイザー、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報提供を行う。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるコールセンター機能の充実を図る。</p>	<p>学生等や保護者、返還者等に対し、奨学金制度の理解を深め、奨学金の正しい利用に資するため、説明会の開催、インターネット等を活用した広報により、正確でわかりやすい情報の提供を行う。</p> <p>特に、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について生徒や保護者等の理解を促進するため、高等学校等へのスカラシップ・アドバイザーの派遣を推進する。</p> <p>また、奨学金制度の概要、手続の詳細について、奨学金を希望する学生、保護者、返還者等からの照会に対応できるよう、コールセンター機能の充実を図る。</p>	<p>&lt;10&gt; 奨学金制度の周知及び広報の実施状況</p>	<p>①奨学金制度の周知及び広報の充実</p> <p>○ホームページの運営 奨学金の情報提供のためホームページを活用した。ホームページの運営に当たっては、ホームページ利用者によるサイト内の検索状況を随時確認し、特定の事項について照会が集中した場合は、当該事項をトップページのバナーや奨学金カテゴリートップページのトピックス案内に掲載し、ホームページ利用者を目的の情報の掲載ページに誘導した。 また、奨学金についての質問に対するチャットボットによるサポートを開始した（令和元年7月）（令和元年度利用件数 31,909 件）。 このような取組の結果、令和元年度は平成 30 年度と比較してアクセスが 41.0%増となった。</p> <p style="text-align: center;">&lt;奨学金事業ホームページアクセス件数&gt; （単位：件）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td style="text-align: center;">82,659,681</td> <td style="text-align: center;">58,629,772</td> </tr> </tbody> </table> <p>○奨学金事業に関する情報提供 説明会の開催、インターネット等の活用により奨学金事業に関する情報提供を行った。</p> <p>(1)「奨学金ガイドブック」の作成・配付 奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイドブック」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。</p> <p>(2)令和 2 年度以降の制度に関するホームページ等を活用した周知 令和 2 年度より開始される「高等教育の修学支援新制度」における新たな給付奨学金制度についてホームページに掲載し、周知を図った。</p> <p>(3)高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした説明会を機構主催又は各都道府県との共催にて実施した（11 都道府県、18 回）。【再掲】</p> <p>(4)高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（職員派遣 19 県 21 回、資料配付のみ 17 県）。</p> <p>(5)高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」及び「月刊産業と教育」（令和元年 6 月号・7 月号）へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（14 回）。</p> <p>(6)全国高等学校 PTA 連合会の地区大会（10 地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（令和元年 5 月～8 月）。</p> <p>○学生・生徒、保護者等の奨学金の利用を希望する者に対する情報提供 スカラシップ・アドバイザー派遣事業、インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。</p> <p>(1)スカラシップ・アドバイザー派遣事業の実施 新たな給付奨学金制度の周知に加え、進学のための資金計画を含めた奨学金の利用について、生徒、保護者等の理解を促進し、以て高校生等が、進学後の経済的な状況についての不安を払拭するとともに安心して奨学金を利用するため、必要な知識を提供し理解を深めることを目的に、金融的な観点から専門的な知見を有するスカラシップ・アドバイザーを全国の高校等に派遣する事業を平成 29 年度から開始している。</p> <p>①更新プログラムの実施 e-learning による更新プログラム（研修）を実施し、修了者に認定期</p>	区分	令和元年度	(参考) 平成 30 年度	アクセス件数	82,659,681	58,629,772	<p>〈評定〉 B 〈評定根拠〉</p> <p>・説明会、インターネット等を活用し、奨学金希望者、貸与中の奨学生や返還中の者に対して、奨学金制度の理解を深めるために情報提供を実施したことは評価できる。</p> <p>・スカラシップ・アドバイザーの派遣により奨学金の利用について理解促進を図ったことは評価できる。</p> <p>・奨学金相談センターの開設により、貸与・給付及び返還の相談を一本化して対応できるよう、コールセンターの機能の充実を図ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>（委員からの意見） チャットボットを活用し、テクノロジーを活用して利用者サービスを向上させたことは評価できる。ウェブサイトの奨学金関連ページへのアクセス件数が前年度より大きく増加しているが、今後もウェブの活用をさらに推進するとよいと思う。学生・生徒はもちろん、若い世代の親も、スマートフォンからサイトにアクセスする割合が増加してきているので、スマートフォンからの利用のしやすさを念頭に置いて、刷新することを期待する。 貸与者には、事前にシミュレーターによるシミュレーションの実施を義務付けることなどを検討して欲しい。</p>
区分	令和元年度	(参考) 平成 30 年度										
アクセス件数	82,659,681	58,629,772										

間を更新した認定証を交付した（令和元年度更新プログラム修了者1,969人）。

②スカラシップ・アドバイザーの派遣

平成30年度に引き続き、全国派遣を行った（令和元年度派遣件数：807件、平成30年度内派遣件数：597件）。

③派遣拡大に向けた取組

- ・高校等、大学等での実施に加え、社会福祉協議会・児童養護施設等においてもガイダンスを実施した。
- ・奨学業務連絡協議会で、大学等に対し、オープンキャンパスや学校説明会等高校生が集まる場所への派遣について、積極的な利用を促した。
- ・対象の全高等学校等に向けて、スカラシップ・アドバイザー事業利用についての具体例を記載した募集通知を送付し、事業の再周知を行った。
- ・これまで派遣した高校等の意見を元にガイダンスの配布資料を改善し、配布資料を機構より発送することで高校等の事務負担を軽減した。

(2)「奨学金ガイドブック」の作成・配付【再掲】

奨学金希望者への全般的な概要案内としての「奨学金ガイドブック」を作成・配付するとともに、ホームページに掲載した。

(3)高校等教員向け冊子の作成及び配付

高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう、修学支援新制度に関する記載を追記した令和元年度版の「進学マネー・ハンドブック」を作成し、大学等予約採用申請書類とともに全国の高等学校等へ配付した。

(4)奨学金貸与・返還シミュレーションの利用促進

学生・生徒が進学して奨学金を希望する場合の奨学金の貸与額及び返還に関するシミュレーション機能である「奨学金貸与・返還シミュレーション」を機構ホームページ上で引き続き運用した。

〈奨学金貸与・返還シミュレーション利用状況〉

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
アクセス件数	7,104,044件	6,460,684件	10.0%増

(5)ガイダンス動画の充実

新たな給付奨学金制度が開始されることから、予約採用の奨学金申込時期に合わせて奨学金ガイダンス動画「奨学金を希望する皆さんへ」を更新し、DVDとして高等学校等へ配付した。また、採用候補者の決定時期に合わせて、奨学金ガイダンス動画「採用候補者の皆さんへ」を更新し、ホームページに掲載した。

(6)奨学金相談センター開設

従来の「奨学金返還相談センター」と平成31年1月に開設した「貸与・給付奨学金相談センター」を統合し、「奨学金相談センター」を開設したことで貸与・給付及び返還の相談を一本化することが可能となり、利用者にとっての利便性が向上した。

(7)進学資金シミュレーターの改修

機構ホームページで必要事項を入力することにより高校生等が進学のための資金計画を立てる際のシミュレーションが行えるシミュレーター（平成30年5月公開）に、新たな給付奨学金制度に対応するためシステム改修を行い、生徒・学生向け及び保護者向けの給付奨学金シミュレーションを公開した（令和元年5月）。

○奨学金貸与中及び返還中の者に対する情報提供等  
インターネットの活用等により奨学金事業に関する情報提供を行った。

- (1) スカラネット・パーソナルによる情報提供等
- ・スカラネット・パーソナルのモバイル端末の対応開始について、各種通知（冊子）等で周知を行った。
  - ・スカラネット・パーソナルのアプリ化について、実現性や代替可能なツール等の検討を行った。
  - ・利便性向上を目的として、スカラネット・パーソナルを活用できる手続がないか検討した。令和元年度より所得連動返還方式選択者による最低返還月額申請が可能となった。

〈スカラネット・パーソナル利用状況〉

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
登録数	3,768,997件	3,302,460件	14.1%増
アクセス件数	185,549,785件	185,401,776件	0.1%増

- (2) 返還中の手続や返還困難時のセーフティネットに関する情報提供
- ・返還を始めるに当たって、返還の重要性や手続と流れ、返還開始後の手続、救済制度、延滞した場合の措置などについて解説した動画を引き続きホームページに掲載した。
  - ・新たに返還を開始する者に対して、減額返還制度及び返還期限猶予制度の内容や両制度の違いをわかりやすく説明をしたリーフレットを、「返還開始のお知らせ」に同封するとともにホームページにも掲載した。

- (3) 災害救助法適用に係る情報提供  
奨学金の緊急採用・応急採用に関する情報提供  
災害救助法が適用された以下の災害に際し、奨学金の緊急採用・応急採用について、ホームページ、メールマガジンによる迅速な情報提供、プレスリリース等による関係機関への周知とともに、大学等(約4,000校)に推薦依頼の通知を行った。

〈災害救助法適用に係る情報〉

災害	情報提供を行った日	情報提供先関係機関
令和元年8月の前線に伴う大雨による災害	8月29日	自治体：21件 (FAX)
令和元年台風第15号の影響による停電	9月13日	自治体：42件 (FAX)
令和元年台風第15号による災害	9月25日	自治体：2件 (FAX)
令和元年台風第19号に伴う災害	10月15日	自治体：13件 (FAX) 県政記者クラブ：13件 (郵送)

- (4) モバイルサイト及びモバイルサイトメールマガジンによる情報提供  
奨学生及び返還者にモバイルサイトメールマガジンを月1回（毎月5日）配信し、奨学金事業に関する情報提供を行った。

〈モバイルサイトによる情報提供数〉 (単位：件)

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
アクセス件数	327,046	313,504
メールマガジン配信先件数	32,680	33,297

				<p>○奨学金相談センター開設【再掲】 従来の「奨学金返還相談センター」と平成31年1月に開設した「貸与・給付奨学金相談センター」を統合し、「奨学金相談センター」を開設したことで貸与・給付及び返還の相談を一本化することが可能となり、利用者にとっての利便性が向上した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--



<p>また、機構の奨学金事業を運営するうえで学校の協力が不可欠であることから、奨学金に関する周知や申込手続について、高等学校や大学等と一層の連携を図るとともに、奨学金制度に対する理解や奨学生としての自覚の増進、貸与奨学金に係る返還意識の涵養を適切に実施する。</p>	<p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実に奨学</p>	<p>奨学生としての自覚を促すため、奨学生に対する指導を大学等と連携して進める。 特に、採用時、継続時、返還開始前の奨学金手続上重要な節目において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求める。 また、大学等の担当職員を対象として奨学金業務に関する研修会を開催するとともに、大学等に対して返還金回収方策の広報、周知を図る。 なお、学校毎の貸与及び返還に関する情報の公開については、大学等が確実に奨学</p>	<p>&lt;11&gt; 学校との連携状況</p>	<p>②学校との連携強化</p> <p>○奨学生等に対する指導における学校との連携</p> <p>(1)高等学校等（大学等予約採用）における指導の充実のための取組 大学等進学前に奨学金を申し込む高校生等に対し、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした説明会を機構主催又は各都道府県との共催にて実施した（11 都道府県、18 回）。【再掲】</li> <li>・高等学校等の奨学金事務担当者を対象とした各都道府県主催の説明会等に機構職員の派遣又は資料配付を行った（職員派遣 19 県 21 回、資料配付のみ 17 県）。【再掲】</li> <li>・高等学校等の教職員向けの月刊誌「月刊高校教育」及び「月刊産業と教育」（令和元年 6 月号・7 月号）へ奨学金制度や手続等に関する記事を連載した（14 回）。【再掲】</li> <li>・全国高等学校 PTA 連合会の地区大会（10 地区）において、奨学金制度や手続に関する資料を配付した（令和元年 5 月～8 月）。【再掲】</li> <li>・全国の高等学校等における進学説明会等へ機構が認定するスカラシップ・アドバイザーを派遣し、奨学金に関する説明や進学のための資金計画の説明を実施した。 平成 30 年度内派遣件数：597 件 令和元年度内派遣件数：807 件</li> <li>・高校等の教員が、生徒やその保護者に対して、大学等への進学のためのマネープランについて適切にアドバイスできるよう「進学マネー・ハンドブック」を大学等予約採用申請書類とともに全国の高等学校等へ配付した。</li> </ul> <p>(2)大学等が実施する奨学生に対する説明会の充実のための取組 採用時等において、奨学金制度や諸手続に対する理解の増進や返還意識の涵養を図るため、奨学生に対して説明会を開催するよう大学等に協力を求めるとともに、説明会の充実を図るため、以下の取組を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学等が行う採用時説明会の充実を図るため、採用時説明会用の資料を改訂し、奨学金事務担当者向けホームページに掲載した。</li> <li>・大学等が行う返還説明会の充実を図るため、返還説明会用のマニュアルを改訂し、各大学等に配付した。</li> </ul> <p>(3)延滞率等の状況を踏まえたアンケート調査の実施 返還金の回収促進に向けた取組の一環として、学校と連携した奨学生への指導を徹底する観点から、延滞率の悪化状況等を基に、特に返還指導が必要と思われる学校 20 校（平成 30 年度 16 校）を選定の上、アンケート調査を行い、奨学生への指導状況等を確認するとともに、延滞防止に向けた指導の徹底を依頼した。</p> <p>○奨学金業務に関する研修会の開催</p> <p>(1)大学等の奨学金事務担当者を対象とした奨学金業務に関する研修会の実施 奨学生に対する指導を大学等と連携して行えるよう、過去の研修会開催時におけるアンケート結果等を踏まえ、令和元年度奨学金事務担当者向け研修会に係る年間計画を策定し、以下のとおり研修会を実施した。</p> <p>①日本学生支援機構奨学金業務研修会の実施（令和元年 10 月） （研修内容：新たな給付奨学金、適格認定、異動、返還指導に関する業務） 文部科学省と連携し、貸与奨学金、給付奨学金、新たな給付奨学金に係る概要、手続等について説明した。</p> <p>&lt;日本学生支援機構奨学金業務研修会の実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1009 1837 1736 1900"> <tr> <td>開催地</td> <td>日程</td> <td>出席校数 (校)</td> <td>出席人数 (人)</td> </tr> </table>	開催地	日程	出席校数 (校)	出席人数 (人)	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・高等学校、大学等の奨学金事務担当者を対象とした研修会及び奨学業務連絡協議会の開催、大学等が奨学生を対象に実施する採用時説明会及び返還説明会のマニュアルの整備等により、奨学生に対する指導の充実を図ったことは評価できる。</li> <li>・奨学金事務担当者用ホームページ等を活用して奨学金事務担当者に対して奨学金返還の重要性について周知したことは、返還金回収方策の広報・周知を図るとい観点から、評価できる。</li> <li>・学校等の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）を更新し、学校等が確実に効果的に奨学生に対する指導を行うための各学校と機構との連携・協力による取組の成果を社会に明らかにし、各学校におけるこれらの取組を支援したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
開催地	日程	出席校数 (校)	出席人数 (人)							

生に対する指導を行うため等の情報提供の一環として適切に行う。

情報提供の一環として適切に行う。

札幌	10月2日	142	194
仙台	10月4日	173	244
東京	10月3日	413	577
	10月10日	320	388
	10月15日	354	466
名古屋	10月16日	271	360
大阪	10月18日	494	722
岡山	10月8日	155	202
福岡	10月9日	317	441
沖縄	10月11日	52	93
計(8地区10回)		2,691	3,687
(参考)平成30年度(8地区10回)		2,118	2,691

②日本学生支援機構奨学金業務研修会の実施(令和2年3月)  
 (研修内容:次年度の変更点、採用、返還誓約書に関する業務、新たな給付奨学金支給中の手続)  
 令和2年3月2日から令和2年3月19日にかけて上記内容の研修会開催を予定していたが、新型コロナウイルスの感染拡大に鑑み、中止した。なお、研修会で配付予定としていた資料については各学校へ送付するとともに、研修内容を音声付で奨学金事務担当者用ホームページに掲載するなど周知を図った。

(2)奨学業務連絡協議会の実施状況  
 令和2年2月に、奨学業務連絡協議会を開催し、大学等の奨学金事務担当者に対して、令和2年度における新規事項及び修学支援新制度(授業料等減免、新たな給付奨学金)に重点をおいて説明し、制度の周知を図った。

なお、令和元年度においては、文部科学省による専修学校の機関要件確認申請に係る相談会についても実施した。

<奨学業務連絡協議会の出席状況>

学校 所在地区	令和元年度			(参考) 平成30年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)
北海道	201	158	78.6	78.3
東北	265	208	78.5	71.4
関東・甲信越	1,335	807	60.4	69.1
東海・北陸	547	396	72.4	69.2
近畿	606	443	73.1	73.8
中国・四国	377	244	64.7	65.8
九州・沖縄	507	368	72.6	71.6
合計	3,838	2,624	68.4	70.5

<参考:奨学業務連絡協議会の出席状況(専修学校を含まない)>

学校 所在地区	令和元年度			(参考) 平成30年度
	対象校(校)	出席校(校)	出席率(%)	出席率(%)



					<table border="1"> <tr><td>北海道</td><td>59</td><td>53</td><td>89.8</td><td>89.8</td></tr> <tr><td>東北</td><td>84</td><td>81</td><td>96.4</td><td>90.5</td></tr> <tr><td>関東・甲信越</td><td>416</td><td>357</td><td>85.8</td><td>87.2</td></tr> <tr><td>東海・北陸</td><td>167</td><td>144</td><td>86.2</td><td>84.8</td></tr> <tr><td>近畿</td><td>214</td><td>191</td><td>89.3</td><td>88.8</td></tr> <tr><td>中国・四国</td><td>116</td><td>103</td><td>88.8</td><td>87.8</td></tr> <tr><td>九州・沖縄</td><td>127</td><td>122</td><td>96.1</td><td>97.6</td></tr> <tr><td>合計</td><td>1,183</td><td>1,051</td><td>88.8</td><td>88.7</td></tr> </table> <p>○返還金回収方策の広報・周知</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金事務担当者用ホームページに奨学業務連絡協議会及び研修会等の資料、音声動画並びに卒業後の手続方法を掲載するとともに、事務連絡用メールを活用することにより、奨学金返還の重要性について奨学金事務担当者への周知を図った。</li> <li>・各学校宛に、「奨学金の返還延滞の防止について（依頼）」を送付し、奨学生に対し返還の意義・重要性等を理解させ、返還に関する手続方法を周知・徹底させるよう依頼したほか、奨学金の返還に関して適宜通知することにより、返還について一層の協力を要請した（令和元年9月）。</li> </ul> <p>○学校等の貸与及び返還に関する情報の公開に係る取組</p> <p>各学校との連携・協力による取組の成果を広く社会に明らかにし、学校等が確実かつ効果的に奨学生に対する指導を行うための取組を支援することを目的として、各学校の貸与及び返還に関する情報（貸与者数、返還者数、延滞率等）、奨学事務における学校での取組の好事例を機構ホームページで令和元年7月19日に更新した。</p>	北海道	59	53	89.8	89.8	東北	84	81	96.4	90.5	関東・甲信越	416	357	85.8	87.2	東海・北陸	167	144	86.2	84.8	近畿	214	191	89.3	88.8	中国・四国	116	103	88.8	87.8	九州・沖縄	127	122	96.1	97.6	合計	1,183	1,051	88.8	88.7		
北海道	59	53	89.8	89.8																																											
東北	84	81	96.4	90.5																																											
関東・甲信越	416	357	85.8	87.2																																											
東海・北陸	167	144	86.2	84.8																																											
近畿	214	191	89.3	88.8																																											
中国・四国	116	103	88.8	87.8																																											
九州・沖縄	127	122	96.1	97.6																																											
合計	1,183	1,051	88.8	88.7																																											
さらに、奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策や、寄附金獲得の拡大等を図るべく、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築するための方策について、国と連携して検討を行う。	奨学金の給付及び貸与の効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、給付や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。	奨学金の給付及び貸与が奨学生等に与える効果の把握・検証のための具体的方策について検討を行うとともに、支給や返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について検討を行う。	<12> 効果検証方策等の検討状況	<p>③効果検証方策等の検討</p> <p>○効果検証方策等の検討状況</p> <p>奨学金の効果検証については、文部科学省及び国立教育政策研究所と共同で実施することとし、三者にて検証方法等（調査時期、調査方法、調査内容、調査対象者、システム改修の有無等）の検討を行った。また、奨学生への調査については、在籍報告及び継続願の提出時に奨学生対象のアンケートを実施することとし、令和2年度の実施に向けて準備を進めた。</p> <p>返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策については、元奨学生をはじめとする高額寄附者を「JASSO功労者」として表彰し、寄附金の獲得につなげる取組を令和元年度より実施するとともに、次年度に向けて引き続き検討を行うこととした。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・奨学金の効果検証のための具体的方策の検討を行い、実施に向けて準備を行ったことは評価できる。</li> <li>・返還が完了した元奨学生とのつながりを維持・構築し、寄附金獲得の拡大等を図るための方策について、検討を行ったことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>																																									

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2	留学生支援事業		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	—	—	—	—	予算額（千円）	16,607,835	—	—	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	—	—	—	—	決算額（千円）	16,436,758	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	101.6%	—	—	—	—	経常費用（千円）	16,348,653	—	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80% 以上	—	80%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	7,039	—	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	17,750,870	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	118.4%	—	—	—	—	従事人員数	116	—	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	121.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	126 回以上 (第 4 期中期目標期間合計)	—	26 回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100% とする。	—	—	123.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	評価
				<主要な業務実績> (1) 外国人留学生に対する支援 (2) 日本人留学生に対する支援	<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —	

4. その他参考情報
特になし

1-1-4-1 中期目標管理法人 年度評価 項目別評定調書（国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(1)	留学生支援事業 (1) 外国人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	政策目標 1 3 豊かな国際社会の構築に資する国際交流・協力の推進 施策目標 1 3 国際交流の推進	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第 13 条第 1 項第 4 号、第 5 号、第 7 号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和 2 年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度		元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182 校以上	—	182 校以上	—	—	—	—	予算額（千円）	16,607,835	—	—	—	—
(実績値)	—	181 校	185 校	—	—	—	—	決算額（千円）	16,436,758	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	101.6%	—	—	—	—	経常費用（千円）	16,348,653	—	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が 80% 以上	—	80%以上	—	—	—	—	経常利益（千円）	7,039	—	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	—	—	—	—	行政コスト（千円）	17,750,870	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	118.4%	—	—	—	—	従事人員数	116	—	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を 100% とする。	—	—	121.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数	126 回以上 (第 4 期中期目標期間合)	—	26 回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

(計画値)	計)													
(実績値)	—	125回 (第3期中期目標 期間合計)	32回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100% とする。	—	—	123.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評定	(B)
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉		<主要な業務実績> ①日本留学に関する情報提供等の充実 (B) ②日本留学試験の適切な実施 (C) ③日本語教育センターにおける教育の実施 (B) ④学資金の支給等 (B) ⑤宿舍の支援及び交流促進 (B) ⑥卒業・修了後の支援 (B)	<評定> B  <評定根拠> 一部改善を要する項目があるが、概ね所期の目標を達成したものと評価した。	補助評定	(B)
						<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —	

<p>日本留学が期待される者を中心に、関係機関との連携の下、大学等での教育研究、卒業後の就職などのキャリアパスをはじめとした日本留学の魅力を統合的に発信する。また、国内外の大学・関係機関とのネットワークを構築し、日本留学に関する情報の収集・整理及び提供を行う。</p>	<p>日本留学情報サイト等の活用により、日本留学が期待される者を中心に、留学前、留学中及び卒業(修了)後のキャリアパス等日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行う。一元的な情報発信機能の強化に向けては、政府機関、大学等関係機関との連携を強化するとともに、関係機関からの積極的な情報提供を促す。</p>	<p>日本留学情報サイト等の活用により、留学留学中及び卒業(修了)後のキャリアパス等、日本留学の魅力に関する情報について、広く一元的に発信を行うとともに、政府機関、大学等関係機関との連携を強化し、関係機関からの積極的な情報提供を促す。</p>	<p>&lt;13&gt; 日本留学に関する情報提供等の実施状況</p>	<p>①日本留学に関する情報提供等の充実</p> <p>○インターネットによる情報発信 (1)「日本留学情報サイト」による情報発信</p> <p>①情報発信の状況 機構が運営していた「日本留学ポータルサイト」と外務省が運営していた「日本留学総合情報ガイド」を統合し、平成31年4月1日から「日本留学情報サイト」を公開している。コンテンツの統合が不十分であったが、「日本留学総合情報ガイド」からのコンテンツ移行が令和元年10月に完了するとともに、コンテンツの精査・充実を図るため、文部科学省及び外務省との定期的な検討会議を実施し、令和2年3月に「日本留学情報サイト」のコンテンツ内容及びトップ画面の改修を行い、情報発信の更なる充実を図った。アクセス件数は以下のとおり。令和元年10月にコンテンツ移行が完了したことにより、令和元年11月以降はアクセス数が増加している。</p> <p>&lt;日本留学情報サイトのアクセス件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1047 625 1258 688"> <tr><th>令和元年度</th></tr> <tr><td>957,152件</td></tr> </table> <p>&lt;令和元年度「日本留学情報サイト」アクセス件数(月別)&gt; (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1023 737 1792 919"> <tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr> <tr><td>616</td><td>338</td><td>2,278</td><td>7,619</td><td>7,410</td><td>8,166</td></tr> <tr><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> <tr><td>18,002</td><td>150,812</td><td>192,138</td><td>240,304</td><td>197,441</td><td>132,028</td></tr> </table> <p>(参考)平成30年度「日本留学ポータルサイト」アクセス件数(月別) (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="1023 1010 1792 1192"> <tr><th>4月</th><th>5月</th><th>6月</th><th>7月</th><th>8月</th><th>9月</th></tr> <tr><td>156,712</td><td>170,816</td><td>168,666</td><td>187,721</td><td>161,889</td><td>162,536</td></tr> <tr><th>10月</th><th>11月</th><th>12月</th><th>1月</th><th>2月</th><th>3月</th></tr> <tr><td>184,137</td><td>136,118</td><td>145,055</td><td>171,348</td><td>170,816</td><td>166,668</td></tr> </table> <p>②持続的な運用のための体制整備等 より効果的に情報発信を行えるよう、日本留学情報サイトに係る情報収集のシステム化や業務の合理化について検討を行った。 一例として、外国人留学生は、国・地域により使用言語は勿論、教育事情、入手可能な関連出版物等多く異なるため、画一的な情報発信には限界があることから、将来的には、在日留学生会及び帰国留学生会と連携し、国・地域ごとに多言語による先輩としての経験談や就活日記の情報掲載を行う方向で検討を進めた。</p> <p>③独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)との連携 独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」(※)との連携を図るべく、主要大学に在籍する外国人留学生の在籍状況(国別・専攻分野別の人数等)及び各大学の就職支援に関する取組等について主要56大学に調査し、「日本留学情報サイト」の特設ページにて調査結果を公開した(令和元年7月16日)。調査結果は、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」による「高度外国人材活躍推進ポータル」に反映される形で連携している。 ※「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」とは、国際的な人材獲得競争が激化する中、特に、高度外国人材の卵である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人留学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、外国人留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図るため、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組である。</p>	令和元年度	957,152件	4月	5月	6月	7月	8月	9月	616	338	2,278	7,619	7,410	8,166	10月	11月	12月	1月	2月	3月	18,002	150,812	192,138	240,304	197,441	132,028	4月	5月	6月	7月	8月	9月	156,712	170,816	168,666	187,721	161,889	162,536	10月	11月	12月	1月	2月	3月	184,137	136,118	145,055	171,348	170,816	166,668	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「日本留学情報サイト」の統合を完了させ、内容の充実を図ったことに加え、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」に明示されている大学等の就職支援の取組等の情報を、関係機関との連携の下、「日本留学情報サイト」内の特設ページに掲載したことは評価できる。</li> <li>・海外事務所における日本留学情報発信機能の強化に関し、関係機関とも協力のうえ、各国において実施される現地説明会等に参加する等、情報提供に努めたことは評価できる。</li> <li>・日本留学フェアの実施や関係機関が実施する説明会等への積極的な参加により、日本の大学等に海外における情報提供の機会を提供するとともに、日本留学希望者等に対し、正確な情報を提供したことは評価できる。</li> <li>・日本留学海外拠点連携推進事業に採択された日本本部(日本留学海外拠点連携推進本部)が、採択大学と連携し、日本留学に関する各種情報を積極的に提供したことは評価できる。また、政府関係機関との連携体制の構築に取</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>進捗が遅れていた「日本留学情報サイト」を整備・公開し、必要に応じてコンテンツの充実を図っている点については評価できるが、今後は、機構内のホームページでの相互連携や、関係機関とより連携した、効率的・効果的な情報発信を推進していくべき。</p> <p>また、日本本部(日本留学海外拠点連携推進事業)に関して、JETROと行った協議内容について、具体的な取組に移し、実行していくべき。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>(委員からの意見)</p> <p>ホームページを開くと日本語が自動的に表示されるが、留学希望者向けであるのならば英語で表示すべきである。また画面の一部やコラムのタイトルは日本語でしか表示されていない。外部の外国人に定期的にホームページを検証させた方がよい。</p> <p>日本留学の情報提供が積極的に行われ、その成果が表れてきた矢先のコロナ禍で、3月以降のイベントが相次いで中止となったことは誠に残念である。本年度の実績については十分に評価できるが、次年度以降は本年度との比較ではなく、Withコロナの世界的状況に即した、新たな内容と方式の取組が展開されることを期待している。</p>
令和元年度																																																								
957,152件																																																								
4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
616	338	2,278	7,619	7,410	8,166																																																			
10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																			
18,002	150,812	192,138	240,304	197,441	132,028																																																			
4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																			
156,712	170,816	168,666	187,721	161,889	162,536																																																			
10月	11月	12月	1月	2月	3月																																																			
184,137	136,118	145,055	171,348	170,816	166,668																																																			

日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留

さらに、日本留学に関する情報を日本留学希望者に直接提供する方策として、日本留学フェア等の説明会を開催する。また、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提

(2) SNS による情報発信  
Facebook を通じて、頻繁に情報提供を行い、国内外でのイベントに併せてキャンペーンを行うなどファン数の獲得に努めつつ、日本留学に関する情報発信の強化を図った。

<留学生事業のFacebookファン数>

令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
12,946件	11,164件	116.0%

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○海外事務所における情報発信

マレーシア、タイ、インドネシア、韓国、ベトナムに設置している海外事務所において、各事務所独自のホームページや Facebook 等により日本留学に関する情報発信を行うとともに電話、E-mail 等による留学相談を行った。さらに、各国において行われている現地説明会等に参加し、情報提供及び留学相談を行った。

<海外事務所ホームページアクセス件数等>

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
ホームページアクセス件数	382,334 件	245,870 件	155.5%
Facebookファン数	82,193 件	59,190 件	138.9%
事務所相談件数	10,531 件	9,753 件	108.0%
現地説明会情報提供件数	34,544 件	25,465 件	135.7%

(注) Facebook のファン数については、年度末時点の件数を表す。

○出版物による情報提供

「Student Guide to Japan (日本留学総合案内)」等の日本留学の情報提供・広報を目的とした出版物を作成し、イベント等で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、日本留学情報の普及に努めた。

<出版物の作成状況等>

出版物名	内容	作成部数(合計)
Student Guide to Japan	日本留学総合案内	8言語 85,000部
Student Guide to Japan (簡易版/抜粋版)	上記の簡易版等	11言語 59,100部
日本留学奨学金パンフレット	日本留学のための奨学金案内	2言語 4,500部

○日本留学フェア等の実施及び関係機関が実施する説明会等への参加状況

海外9か国・地域15都市において、日本留学フェアを実施するとともに、関係機関等が実施する説明会等に参加・協力を行った。また、日本国内においては、日本語教育機関等で進学を目的として学ぶ外国人学生等を対象とした進学説明会を実施した。さらに、関係機関が実施するイベントにおいて、ブース出展、セミナー等の協力を行った。

(1) 日本留学フェア実施状況

国・地域	都市	日程	参加機関数	来場者数
北米(米国)	ワシントンDC	5月28日～31日	48	496人

り組んだことは評価できる。



学相談を行う。  
供及び留学相談を行う。

台湾	高雄	7月20日	164	935人
	台北	7月21日	195	2,853人
中国	香港	8月17日	【中止】(注2)	
タイ	チェンマイ	8月24日	39	566人
	バンコク	8月25日	81	2,605人
韓国	釜山	9月28日	69	1,640人
	ソウル	9月29日	92	3,080人
欧州(フィンランド)	ヘルシンキ	9月25日～27日	18	560人
ベトナム	ホーチミン	10月5日	70	1,738人
	ハノイ	10月6日	81	1,921人
中国(注1)	北京	10月19日・20日	29	2,021人
	上海	10月26日・27日	18	1,018人
インドネシア	スラバヤ	11月23日	34	1,387人
	ジャカルタ	11月24日	64	3,878人
マレーシア	クアラルンプール	1月11日・12日	22	1,017人
アジア太平洋(カナダ)	バンクーバー	3月23日～25日	【中止】(注3)	

(注1) 中国については、従前から中国国際教育年会において開催される中国国際教育展への出展という形態で実施している。日本が令和元年度、中国国際教育年会の主賓国となったことから、機構が日中高等教育フォーラム、日中高等教育B2B、中国国際教育展で中心的な役割を果たした。かつ、その一環として、機構単独で成都及び広州での中国国際教育展に出展した。

(注2) 現地情勢の急変により中止。

(注3) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

(2) 外国人学生のための進学説明会実施状況

都市	日程	会場	参加機関数	来場者数
東京	7月6日	池袋サンシャインシティ	184	1,885人
大阪	7月13日	梅田スカイビル	132	2,004人

(3) 関係機関が主催するイベント等への参加

日本留学プロモーションの一環として、4か国(中国・モンゴル・英国・スリランカ)4都市において、関係機関等が主催するイベントへのブース出展に加えて、日本留学海外拠点連携推進事業のASEAN地域採択校である岡山大学が主催する2019年度日本留学フェア(ミャンマー・ヤンゴン)にブース出展し、日本留学に関する情報提供を行った。

日本国内においても、一般財団法人アジア国際支援財団及び国立研究開発法人科学技術振興機構からの依頼に基づき、計11か所において、機構職員を派遣し日本留学に関する情報提供を行った。

受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、海外拠点運営大学等と連携し、現地のニーズに適した情報の共有を行うとともに、政府関係機関と連携体制を整え、ネットワークを形成する。

○大学等で留学生交流に携わる関係者を対象とする情報提供

(1) 大学等の留学生交流担当者養成プログラムの実施

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校、準備教育施設及び関係団体で留学生交流業務に携わる教職員に対して、我が国への留学生受入れに関する分野の専門的知識を修得させること等により、留学生受入れ体制の整備・充実及び優秀な留学生の獲得を推進することを目的として実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止した。なお、同じテーマで令和2年度中に実施予定である。

〈留学生交流担当者養成プログラムの実施状況〉

都市	日程	会場	テーマ	
東京	3月4日	東京国際交流館 プラザ平成	①外国人留学生の 安全確保 ②大学・専門学校 等卒業後の在留申 請等について	【中止】
大阪		梅田スカイビル		

(注) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止(令和2年度に実施予定)。

(2) ウェブマガジンの発行

留学生交流に携わる関係者向けに関連情報を掲載するウェブマガジン「留学交流」を発行した(毎月10日発行)。

○日本留学海外拠点連携推進事業(※)日本本部の活動状況

・日本本部は同事業に採択された各大学が実施する日本留学フェアや事務所開所式、現地国際教育展へ職員を派遣し、日本留学に関する説明や個別ブースにおける日本留学の紹介・相談等の活動を計6か国で実施した。また、各採択大学と連携し、現地拠点事務所からの要望に応じて機構が持つ日本留学に関する情報を共有するとともに、拠点事務所での活動や日本留学フェア開催時に配布等、現地で幅広く活用できるよう、各種出版物を提供した。

・さらに、日本国内においては、関連する国内の教育展等へ参加し、国内大学・機関に向けて本事業の広報に努めた。外国人留学生の就職促進については独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」との今後の連携方策について独立行政法人日本貿易振興機構(JETRO)担当者と協議し連携体制の構築に取り組んだ。

(※) 文部科学省が戦略的な留学生受入れを行う大学を選考・採択し、「世界の成長を取り込むための外国人留学生の受入れ戦略」(平成25年12月18日)において設定された重点地域に留学コーディネーターを配置し、日本留学のプラットフォームの構築、現地の情報収集の強化、日本留学の魅力の伝達等を行ってきた留学コーディネーター配置事業を拡充・発展し、平成30年度から行っているもの。

採択大学(海外拠点地域)は、東京大学(南西アジア地域)、岡山大学(ASEAN地域)、筑波大学(南米地域)、北海道大学(サブサハラ地域)、北海道大学・筑波大学・新潟大学(ロシア連邦・CIS地域)、九州大学(中東・北アフリカ地域)の6大学である。

〈日本留学海外拠点連携推進事業におけるイベントへの協力〉

国・採択機関	日程	イベント名	来場者数
日本 JASSO 日本本部	6月11日	全国キャリア教育・ 就職ガイダンス	1,040人
トルコ 九州大学	6月21日	九州大学アンカラ事務 所開所式	50人
ペルー・ブラジル 筑波大学	8月22日・ 24日/ 8月27日・ 28日	筑波大学主催南米日本 留学フェア	2,076人
ミャンマー 岡山大学	8月31日	岡山大学主催日本留学 フェア	2,028人
カザフスタン 筑波大学	10月10日 ～	International Education Fair 2019	17,443人



<p>国内外における日本留学試験の実施を通じ、日本の大学等への進学に必要な日本語力及び学力を客観的に評価するとともに、海外における日本留学試験の利用の促進及び渡日前入学許可など日本の大学等における試験結果の活用を促進に努める。</p> <p>なお、前中期目標期間に収支の継続的な欠損については改善が見られたことから、引き続き効率的な事業運営を行いつつ収支の均衡が取れるよう努める。</p>	<p>得点の等化、海外実施に対応する複数問題の作成、厳正な試験監督の実施等により、日本留学試験実施の公平性及び信頼の確保に努める。</p> <p>なお、試験実施にあたっては、効率的な運営により、収支の均衡に努める。</p> <p>第3期中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方について検討結果を反映・実施するとともに、</p>	<p>試験監督の厳正化等試験実施の公平性、信頼確保に努めるため、適正な試験問題作成及び点検を行うとともに、実施体制等について大学等の意見聴取を行い、質の向上を図る。</p> <p>なお、試験の実施に当たっては、事業の収支を適切に把握するとともに、受験料の改定等による収入の増及び費用の縮減について検討を行い、逐次実施する。</p> <p>前中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方については、結論が得られた事項から反映、実施に着</p>	<p>&lt;14&gt; 日本留学試験の実施状況</p>	<p>②日本留学試験の適切な実施</p> <p>○適正な試験問題作成及び点検の実施 得点の等化・標準化については、試験終了後、得点等化・標準化処理を行い、受験者への結果通知及び大学等からの成績照会に対応した。また、海外における時差等を考慮し、複数種類の試験問題の作成及び点検を行った上で試験を実施した。</p> <p>○試験実施体制等の改善・強化 (1)マニュアルの改善 受験者数の増大に伴い試験室数も増加したため、大学等及び監督者等からの意見も踏まえ、不正行為について、より監督者が速やかにかつ的確に判断しやすいよう、試験実施マニュアルの「不正行為者に対する措置（対処方法）」に具体例を追記するとともに、「不正行為対処方法一覧」の掲載順及び表記方法を見直した。</p> <p>(2)スマートデバイス使用禁止の徹底 ここ数年のスマートデバイス（スマートフォン、携帯電話等）の性能等の進化に伴い、2019年度第1回試験において、スマートデバイス使用禁止ポスターのデザインを変えて作成し、試験室内に貼り付けるとともに、監督者への注意喚起を徹底した。その結果として、試験当日、試験問題の内容を盗撮して持ち出そうとした受験者を摘発することができ、併せてその受験者に盗撮を依頼した学習塾の関係者も逮捕される事態に至った。また、2019年度第2回試験において、スマートウォッチ使用禁止のポスターを多言語版で作成し、試験室内に貼り付けるとともに、盗撮等の不正行為に使用される機器の具体例を試験実施マニュアルに掲載し、監督者への周知徹底を図った。</p> <p>○2019年度第2回試験大阪会場での事故 (1)大阪会場における事故 2019年度第2回試験の大阪会場（大阪大学豊中キャンパス）において、試験実施運営上のミスにより、試験実施に必要な試験問題冊子が不足したため、受験予定者2,469人のうち、日本語及び基礎科目の受験者計1,624人の試験を中止した（令和元年11月10日）。</p> <p>(2)事後対応の状況 ・「2019年度日本留学試験（第2回）に関する対策本部」を設置し、受験できなかった者について希望者全員受験できるように対応を行い、令和元年11月23日に再試験（会場：大阪大学豊中キャンパス、1,110人受験）、令和元年11月26日に追加再試験（会場：梅田スカイビル、226人受験）を実施するとともに、機構から全国の日本留学試験成績利用校に対して、出願受付にかかる配慮を要請した。 ・また、どの試験も受験しなかった者に対しては、令和元年11月10日の受験にかかった交通費・宿泊費の補償及び受験料の返金を行い、再試験若しくは追加再試験を受験した者に対しては、再試験若しくは追加再試験受験にかかった交通費・宿泊費の補償を行った。 ・この事故を踏まえ、外部有識者5人で構成される「2019年度日本留学試験（第2回）試験実施に関する検証委員会」が設置され、下記の事項について検証が行われた。 ①試験の一部中止及び再試験実施等に係る事実関係の解明 ②試験実施に係る組織体制を含む事案発生原因の究明及び事後対応の妥当性の検証 ③再発防止策 ④その他、必要な事項 このうち③再発防止策では、実施体制の整備、業務の実施に関する見直し、事故発生の対処手順の明確化、機構としての日本留学試験に対する取組の強化が指摘され、機構自らが確実にフォローアップするとともに、不断の見直しを図っていく必要があると指摘された。</p> <p>【第1回】</p>	<p>&lt;評定&gt; C</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・実施運営上のミスにより、再試験及び追加再試験につながった事案については、事案発生後、直ちに対策本部を設置し事後措置に努めたが、事案の重大さを踏まえ、引き続き改善の取組を進めていく必要がある。具体には、「2019年度日本留学試験（第2回）試験実施に関する検証委員会」での検証報告書において、原因は「一覧表」の単純な操作ミスであり、マクロ機能等を活用するなど極力手作業を少なくするとともに、マニュアル等を整備して、各作業におけるチェックポイントを明記する等の指摘を受けた。これらの指摘を踏まえ、速やかな実施体制の見直しやマニュアル等の整備とともに、ガバナンスの充実等に取り組む必要がある。</p> <p>・収支の改善に向けて、受験料の改定により、受験料収入の増に資する取組を行ったことは評価できる。</p> <p>・「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」の開催を通じて、海外実施都市の拡充策として新たに4都市の検討を行ったこと</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; 日本留学試験において、実施運営上のミスにより、再試験及び追加再試験につながった点について、今後の改善が必要である。 試験の重要性に鑑み、引き続き試験実施に当たっての体制強化やマニュアル整備を確実にすること。一度見直せばよいというものではなく不断の見直しを行うことを期待する。 また、新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和2年度第1回日本留学試験を中止したが、今後も新型コロナウイルス感染症の影響により、従来どおりの試験方法では対応できない可能性があるため、試験のIBT化やCBT化などにより、学生が確実に受験できる方法に取り組むこと。</p> <p>&lt;その他事項&gt; (委員からの意見) 本件は単純な操作ミスによって生じたものではあるものの、その背景として、日本留学試験の重要性に対する意識の欠如や業務の実施において漫然と作業を行うといったことが見られたことから、改めて各職員がそれぞれの作業の位置づけ、重要性を十分に意識して業務を進めるような組織風土の醸成を再発防止策として徹底することを期待する。 学生の将来に影響を与えるような重大なミスが発生したことは重く受け止める必要がある。検証や再発防止に努めていることは評価できるが、これを受けた今後の対応をしっかりと行って欲しい。 また、感染症の拡大を考えると、ペーパー試験の延長で今後の試験方法とルールを考えるには限界がある。試験に対する考え方を抜本的に変えてITでの試験を作る必要があると考える。諸外国の同様の試験等を早急に研究し体制を整えるべき。</p>
--	--	---	-------------------------------	---	--	---

	<p>日本留学試験の利用を促進するため、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策を検討・実施するほか、外国人留学生の受入れを推進する観点から、現地の需要や経費を踏まえつつ海外における試験実施国・都市の在り方を検討する。</p>	<p>手するとともに、引き続き、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策や海外における試験実施国・都市の在り方を検討することにより、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数の増加に努める。</p>	<p>1.開催日：令和元年12月27日 2.会場：市谷事務所役員会議室</p> <p>【第2回】 1.開催日：令和2年2月26日 2.会場：市谷事務所役員会議室</p> <p>【第3回】 1.開催日：令和2年3月19日～31日 2.会場：新型コロナウイルス感染症への対応を勘案して書面による審議</p> <p>検証委員会による検証結果（「2019年日本留学試験（第2回）試験実施に関する検証委員会報告書）については、令和2年3月31日付けにて機構ホームページに掲載した。</p> <p>○収支の把握 受験料については、令和元年度に韓国において受験料を改定した。また、支出については、2019年度第2回試験の大阪会場での事故に伴い、受験料の返金、交通費の補償及び業務委託に係る経費が増額となったため、当初実施する予定であった各種調査等に係る国内外への出張の取り止めや、「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」改修の内容を見直すことなどにより経費の縮減を図った。</p> <p>＜日本留学試験受験料の改定状況＞</p> <table border="1" data-bbox="982 852 1852 993"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>改定内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度</td> <td>韓国（一科目のみ40,000→50,000ウォン、二科目以上65,000→80,000ウォン）</td> </tr> </tbody> </table> <p>＜日本留学試験に係る事業収支の状況＞（単位：千円）</p> <table border="1" data-bbox="982 1066 1872 1207"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>（参考）平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>746,149</td> <td>708,490</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>716,762</td> <td>666,326</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」での検討平成30年度に発足した「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」の会合について、令和元年度は下記のとおり開催した。</p> <p>【第4回】 1.開催日：令和元年8月27日 2.会場：駒場事務所4階会議室 3.議事：・「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」今後のスケジュール（案）について ・「日本留学試験の利用に関する調査」集計結果について</p> <p>【第5回】 1.開催日：令和元年10月31日 2.会場：駒場事務所4階会議室 3.議事：・高大接続改革に伴う日本留学試験の在り方に関する今後の方向性について ・国外における日本留学試験の利活用の促進について</p> <p>なお、「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」については、2019年度第2回試験大阪会場での事故の検証を踏まえ、試験実施体制全体の改善や強化が喫緊の課題となっていることから、令和2年度においては検討を一旦休止し、第5回までの議論をもって「中間とりまとめ」を行い、事故の検証を踏まえた改善が図られた段階で再度招集して、改めて議論を開始する</p>	年度	改定内容	令和元年度	韓国（一科目のみ40,000→50,000ウォン、二科目以上65,000→80,000ウォン）	区分	令和元年度	（参考）平成30年度	収入	746,149	708,490	支出	716,762	666,326	<p>は評価できる。</p> <p>・日本留学海外拠点連携推進事業とも連携しながら、国内外において幅広く日本留学試験の広報活動を実施したこと、また、試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させることを目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用等により、年間応募者数が69,820人に達し、平成30年度実績を上回ったことは評価できる。</p>	
年度	改定内容																	
令和元年度	韓国（一科目のみ40,000→50,000ウォン、二科目以上65,000→80,000ウォン）																	
区分	令和元年度	（参考）平成30年度																
収入	746,149	708,490																
支出	716,762	666,326																



				<p>こととした。</p> <p>○海外における試験実施都市の拡充 「日本留学試験の今後の在り方に関する検討ワーキング・グループ」での議論を踏まえ、海外における試験実施都市の拡充策として、以前に機構独自で調査・協議を行った実績がある都市、また、一定の日本留学へのニーズがあることが見込まれ、現地実施協力機関選定の目途が立っていると判断できる都市として、カトマンズ（ネパール）、プネー（インド）、タシケント（ウズベキスタン）及びアンカラ（トルコ）の4都市を新規実施候補都市として選定し、検討を行った。</p> <p>○年間応募者数の拡大のための取組 日本語教育機関等への広報や大学等への日本留学試験の利用促進のための取組として、海外においては、引き続き海外事務所及び実施協力機関による広報や日本留学フェア等における広報を行うとともに、岡山大学が実施したミャンマー日本留学フェアにおいて、現地の実施協力機関であるミャンマー元日本留學生協会（MAJA）と日本留学試験に関する情報交換を行い、効果的な広報を検討するなど、日本留学海外拠点連携推進事業と連携した広報に努めた。また、留學生事業のFacebookで日本留学試験の最新情報を適時に発信した。それにより、年間応募者数は平成30年度実績を上回った。</p> <p>〈年間応募者数〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1回</td> <td>35,953人</td> <td>33,816人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>33,867人</td> <td>32,662人</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>69,820人</td> <td>66,478人</td> </tr> </tbody> </table> <p>〈参考：海外実施の状況〉</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>海外実施国・地域数</td> <td>14の国・地域 18都市</td> <td>14の国・地域 18都市</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">海外応募者数</td> <td>第1回</td> <td>7,764人</td> <td>7,022人</td> </tr> <tr> <td>第2回</td> <td>7,403人</td> <td>7,049人</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>15,167人</td> <td>14,071人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」の運用 試験利用者（応募者、受験者、利用校等）の利便性を向上させ、試験利用の拡大を図ること等を目的に開発した「日本留学試験オンライン申請・受験者総合管理システム」について、2019年度第2回試験及び2020年度第1回試験の国内における出願において、オンライン申請による受付を実施した。</p>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	第1回	35,953人	33,816人	第2回	33,867人	32,662人	計	69,820人	66,478人	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	海外実施国・地域数	14の国・地域 18都市	14の国・地域 18都市	海外応募者数	第1回	7,764人	7,022人	第2回	7,403人	7,049人	合計	15,167人	14,071人		
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																
第1回	35,953人	33,816人																																
第2回	33,867人	32,662人																																
計	69,820人	66,478人																																
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																
海外実施国・地域数	14の国・地域 18都市	14の国・地域 18都市																																
海外応募者数	第1回	7,764人	7,022人																															
	第2回	7,403人	7,049人																															
	合計	15,167人	14,071人																															
今中期目標期間における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数が、前中期目標期間の最終年度（平成30年	前中期計画期間中に検討を開始した、日本留学試験の今後の在り方については、結論が得られた事項から反映、実施	<15> 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 S：校数がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている	<p>○試験の利用促進のための取組 以下の取組により、大学等に対し、日本留学試験の利用及び日本留学試験を利用した渡日前入学許可（※）の実施を促した。 令和元年度末時点で、日本留学試験利用校は856校（平成30年度824校）、うち日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校は185校（平成30年度181校）であった。 （※）渡日前入学許可とは、外国人留學生の入学選考において、日本留学試験の成績を利用し、国外から直接出願を受け付け、入学選考のために出願者を渡日させることなく合否を判定し、入学を許可するもの。</p> <p>(1)「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改訂・配布 試験利用の促進に資するため、記載内容をより見やすくするための改訂を行うとともに、留學生受入れ促進プログラム予約制度（日本留学試験関連）の変</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 「日本留学試験（EJU）利用のご案内」の改定・配布等を通じて試験の利用と渡日前入学許可の促進を図った結果、利用校と渡日前入学許可実施校数が平成</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 渡日前入学許可実施校数が増えてはいるものの、全体の高等教育機関数からすれば、まだまだ少ないため、引き続き、渡日前日本留学試験の活用の促進を含め、各教育機関に対し、活用の周知を徹底して欲しい。</p> <p>〈その他事項〉 (委員からの意見)</p>																													

		<p>度)における日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数を上回ることをとする。</p>	<p>に着手するとともに、引き続き、渡日前入学許可など国内の大学等の試験結果の利用促進に資する方策や海外における試験実施国・都市の在り方を検討することにより、日本留学試験を利用した渡日前入学許可実施校数の増加に努める。【再掲】</p>	<p>A : 219 校以上 B : 182 校以上 218 校未満 C : 146 校以上 182 校未満 D : 146 校未満</p>	<p>更等最新の情報も反映し、大学等関係機関に直接送付することで周知を図った。</p> <p>(2) 大学院における利用の促進 大学等に対する令和 2 年度の試験実施通知の際に、大学院入試への活用に関する案内文書を大学院の入試担当部局に直接送付して検討を促すことにより、試験の利用促進を図った。</p> <p>(3) 大学における利用の促進 機構主催の「外国人留学生のための進学説明会」(令和元年 7 月 6 日及び令和元年 7 月 13 日)に参加し、来場した大学に「日本留学試験 (EJU) 利用のご案内」を配布した。また、日本留学試験の各地域ブロック会議 (令和元年 5 月 24 日及び令和元年 11 月 20 日)においても、「日本留学試験 (EJU) 利用のご案内」を配布し、試験の利用促進を図った。</p> <p>(4) 専門学校における利用の促進 ・平成 30 年度に引き続き「外国人留学生のための専門学校進学相談会」(令和元年 6 月 28 日)及び「かながわ留学生支援相談会」(令和元年 7 月 3 日)に参加し、当該相談会に参加した専門学校に「日本留学試験 (EJU) 利用のご案内」を配布するなど、専門学校に対する利用促進を図った。 ・令和 2 年度の試験実施通知の際に、全国専門学校各種学校総連合会に加盟している外国人留学生受入れ可能な専門学校には実施通知を直接送付し、試験の利用促進を図った。</p> <p>&lt;渡日前入学許可実施校数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="985 825 1875 919"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>渡日前入学許可実施校数</td> <td>185 校</td> <td>181 校</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	(参考) 平成 30 年度	渡日前入学許可実施校数	185 校	181 校	<p>30 年度実績を上回ったことは評価できる。</p>	<p>日本の教育現場での IT 活用はまだ遅れているので、現場にさらに積極的に渡日前留学試験のメリットを周知すべき。また、既に利用している学校からのメリット・デメリットを聞き改善を図るべき。</p>
区分	令和元年度	(参考) 平成 30 年度											
渡日前入学許可実施校数	185 校	181 校											



<p>学生等のニーズに応じたきめ細かく、質の高い日本語教育を実践するとともに、大学等進学のための日本語教育のモデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し普及を図る。</p>	<p>日本語教育センターについては、国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。</p> <p>ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実施し、大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者への教育内容等に係る満足度に関する調査において回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにする。また、モデルとなるべきカリキュラム・教材等を開発・改訂し</p>	<p>国の留学生政策に柔軟に対応し、人材育成の観点から国際貢献に資するため、以下の施策を実施する。</p> <p>ア. 留学生及び派遣国等の多様なニーズに応じたきめ細かい教育、日本語教育のモデルとなる質の高い教育を実践する。カリキュラム・教材開発を行い、日本語教育機関と高等教育機関との研究協議会を開催する。また、外国人の現職日本語教員に対する研修及び教材の提供等を推進する。</p> <p>東京日本語教育センターと大阪日本語教育センターの連携を強化し、効果的・効率的な事</p>	<p>&lt;16&gt; 日本語教育センターの卒業者の進路や日本語レベルの状況</p>	<p>③日本語教育センターにおける教育の実施</p> <p>○カリキュラムの改善等 東京・大阪両日本語教育センターの教職員が連携してカリキュラムの改善について検討を行い、学習内容及び学習目標をより分かりやすく示した「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」（平成27年度作成）の運用を進め、引き続き、教員を対象に行ったアンケート調査の結果に基づいて改訂を進めた。</p> <p>○教材の開発等 平成30年度に引き続き、以下の教材開発等に取り組んだ。</p> <p>(1) 日本語教材の開発・改訂</p> <p>①非漢字圏の学生に対応した教材 『知っていますか日本のこと 学ぼう話そう日本事情』の増刷に際し、一部内容を改訂し、『知っていますか日本のこと 学ぼう話そう日本事情』2020年版として出版した。 [改訂理由]：当初の見込みより、売れ行きが好調で初版在庫分が少なくなったことと、改元及び新しい世界遺産、法律を更新した（令和元年度販売実績710冊）。</p> <p>②アラビア語圏の学生のための教材 アラビア語圏の学生を対象とした日本語初級教材『アラビア語話者のための場面と音声で覚える日本語入門教材 日本語で話そう！アブドラさんの日本留学体験記』を作成し、出版した。</p> <p>③日本語教育センター上級教科書 日本語上級者用の教材の開発に着手した。掲載する素材の検討をして、その著作権処理を進めた。</p> <p>④大学院進学を目指す学生のための教材 情報検索ツールや他機関のサイト情報に係る部分を更新するため、『実践研究計画作成法』を改訂し、第2版として出版した。</p> <p>(2) 基礎科目（※）教材の開発・改訂</p> <p>①学部進学希望者のための教材 総合科目教材『進学する留学生のための世界史（17～19世紀）』（試用版）を作成した。</p> <p>②アラビア語圏の学生のための教材 『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（原子編）』をプリント・オン・デマンドで出版するために改訂した。 （※）基礎科目：数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報</p> <p>(3) 進学指導のための教材の開発 『進学する留学生のための面接』を出版（増刷を含む）した。</p> <p>○開発した教材の出版状況 先述した教材のうち、以下を出版し市販を開始した。</p> <p>①『知っていますか日本のこと 学ぼう話そう日本事情』改訂版 ②『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（原子編）』 ③『進学する留学生のための面接』 ④『アラビア語話者のための場面と音声で覚える日本語入門教材 日本語で話そう！アブドラさんの日本留学体験記』 出版した教材は、いずれもISBN番号をつけて出版したことにより、通販サイトのアマゾンを含む一般の書籍販売のルートに載せ、広く販売することが可能となった。また、②は平成30年度に続き、プリント・オン・デマンドでの出版としたことで、在庫管理は不要となった。</p> <p>○日本語レベルの伸長率 令和元年度の卒業生から、入学時からの日本語レベルの伸長率について、日本語教育センター作成の「日本語教育センター（JLEC）日本語スタンダード」の区分により測定することとした。入学時のプレースメントテストと卒業時の試験の日本語レベルを6の段階（Z（初心者）、A（初級前半）、B（初級後半）、C（中級</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・平成30年度に引き続き、日本語教育センターとして教材開発を進め、『物理テキストアラビア語圏の学生のための物理（原子編）』をプリント・オン・デマンドで出版するために改訂したことや、初めて日本語上級者用の教材開発を市販に向け開始したことは、他の日本語教育機関及び予備教育機関のモデルとなる取組であり、評価できる。 ・令和元年度卒業生の入学時からの日本語レベルの伸長率の平均が3.74ポイントと、平均3段階以上レベルが上がったことは評価できる。 ・研究協議会を開催し、進学先の高等教育機関と日本語教育機関の連携を進め、高い満足度を得たことは評価できる。 ・カンボジア・マレーシア・タイ・ベトナム各国の現職日本語教員を招聘して、日本語の直説法などの指導方法などについて研修を行ったことは、海外における日本語教育の質を高める取組として評価できる。 ・国費留学生の積極的な受入れを行ったことは、評価できる。 ・東南アジアを中心とし</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; — &lt;その他事項&gt; —</p>
---	--	--	--	--	--	---

	普及を図る。	<p>業の実施を推進する。</p> <p>イ. 国費留学生や外国政府派遣留学生の積極的な受入れを図る。</p> <p>ウ. 大学等への進学率や日本語レベルの入学時からの伸長率に留意のうえ、卒業予定者に、教育内容等に係る満足度に関する調査を行い、回答者の80%以上から肯定的な評価を得られるようにし、その調査結果を踏まえ業務の改善を図る。</p>	<p>前半)、D(中級後半)、E(上級)にランク付けし、1段階伸長する毎に1ポイント(5段階上がった場合は5ポイント)として伸長率を測定した。令和元年度の卒業者の全体平均は、3.74ポイントとなった。</p> <p>&lt;日本語レベルの伸長率&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1023 241 1706 367"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京日本語教育センター平均</td> <td>3.97ポイント</td> </tr> <tr> <td>大阪日本語教育センター平均</td> <td>3.42ポイント</td> </tr> <tr> <td>全体平均</td> <td>3.74ポイント</td> </tr> </tbody> </table> <p>○研究協議会の開催 日本語予備教育の質の向上を図るために、進学先教育機関の留学生担当者と日本語教育機関関係者が緊密に情報交換、意見交換を行うことを目的とする研究協議会を、東京・大阪両センターで以下のとおり開催した。 また、成果の普及を図るため、実施概要報告をホームページ上に掲載した。</p> <p>①研究協議会(東京)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日 程：令和元年6月29日</li> <li>・テ ー マ：「大学に聞くー近年の正規学部留学生受入れ状況の変化についてー」</li> <li>・参加者数：99人(64機関)</li> <li>・満 足 度：95.8%</li> </ul> <p>※終了後のアンケートでは、「今後どのような視点で留学生を受け入れていくのかがわかった」、「大学各々の目標や希望、特色といった現状を知ることができた」、「知りたかった情報が得られた」などの感想があった。</p> <p>②研究協議会(大阪)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日 程：令和元年7月20日</li> <li>・テ ー マ：「これからの日本語教育」</li> <li>・参加者数：111人(47機関)</li> <li>・満 足 度：98.7%</li> </ul> <p>※終了後のアンケートでは、「今後の日本語教育の参考になり、役立たせていきたい」、「期待以上の学びがあり参加して良かった」、「どのような指導をしておくべきかヒントが得られた」などの感想があった。</p> <p>○外国人の現職日本語教員研修 海外の高等教育機関及び予備教育機関との連携、指導、協力を促進するため、外国人現職日本語教員の研修を実施しており、令和元年度は、東京日本語教育センターではカンボジア、マレーシア、大阪日本語教育センターではタイ、ベトナムの教員を招き、それぞれ研修を実施した。 研修内容としては、日本語教授法、日本語評価法、日本語教材研究、直説法による日本語教育実習、日本語誤用例研究、異文化理解などを行った。 また、教員の所属機関に対し、日本語教育センター作成・使用の教材を提供し、教員所属機関における日本語教育を支援した。</p> <p>○教育実習生の受入れ 大阪日本語教育センターにて、2つの大学から教育実習生を受け入れた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・神戸女学院大学：令和元年8月1日～令和元年8月7日 6人</li> <li>・大阪大学：令和元年11月13日～令和元年11月19日 5人</li> </ul> <p>○日本語教員の海外派遣等</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文部科学省からの要請により、海外(中国)の予備教育機関へ日本語教師3人を派遣した(平成31年3月24日～令和元年7月21日)。</li> <li>・文部科学省より海外の予備教育機関(マレーシア)へ派遣される基礎教科教員</li> </ul>	区分	令和元年度	東京日本語教育センター平均	3.97ポイント	大阪日本語教育センター平均	3.42ポイント	全体平均	3.74ポイント	<p>て、各国の関係機関や高校を訪問し、日本語教育センターの紹介、入学案内を積極的に実施するなど、日本語教育センターへの今後の入学者を増やすための取組を行ったことは評価できる。</p> <p>・進学希望者の97%以上が、大学院、大学等の高等教育機関へ進学するなど、高い進学率を保つことができたことは評価できる。</p>	
区分	令和元年度												
東京日本語教育センター平均	3.97ポイント												
大阪日本語教育センター平均	3.42ポイント												
全体平均	3.74ポイント												

				<p>8人の新規派遣教員研修に協力した（令和元年12月）。</p> <p>○「日本語教育センター紀要」の発行（年刊） 日本語教育センターの教育活動の成果を普及・共有することを目的として、教員による授業報告、教材作成報告のほか研究論文をまとめた「日本語教育センター紀要 第15号」を刊行し、高等教育機関及び日本語教育機関等に配布した（令和元年8月）。</p> <p>○東京・大阪両日本語教育センターの連携による効果的・効率的な事業の実施 効果的・効率的な事業の実施を推進するため、以下の取組を行った。</p> <p>(1) 学生募集活動及び留学に関する情報提供 アラブ首長国連邦での留学フェアに東京・大阪両日本語教育センターで出展するとともに、日本語教育センターのPR資料の更新等についても連携して行った。</p> <p>(2) 教職員間の相互交流 教職員間で相互交流し、意見交換等を継続的に実施することによって、東京・大阪両日本語教育センターにおける教員の指導力や教育の質の向上に努めた。</p> <p>(3) 教材の相互連携開発 東京・大阪両日本語教育センターにおいて、上級教科書を連携して開発に着手した。</p> <p>(4) 研修の実施 東京日本語教育センターにおいて、教員を対象とした「環境分析とキャリアデザイン」を実施し、TV会議システムを使用して大阪日本語教育センターの教員も受講した。</p> <p>○国際交流活動への参加等 外国人留学生、日本人双方が互いの国への理解を深めることにより、友好的な関係を築くとともに、将来、日本と自国との懸け橋になる人材を育成することを目的とし、以下のとおり交流活動を行った。</p> <p>(1) 国際交流活動への参加状況 日本語教育センター在校生が、地域の小・中・高校が実施する国際理解教育授業に参加した。また、大学生や社会人と国際交流等の活動を実施した。 ・東京：3校・4機関、9回（参加者数：延べ413人） ・大阪：12校、16回（参加者数：延べ117人）</p> <p>(2) 地域交流活動等への参加状況 日本語教育センター在校生が地域との交流活動等に参加した。 ・東京：106件（延べ594人） ・大阪：55件（延べ806人）</p> <p>(3) ホームステイ等への参加状況 ホームステイ受入団体等の協力を得て、東京では3件34人が、大阪では4件55人がホームステイやホームビジットに参加し、それぞれ日本人との交流を図った。</p> <p>○留学生の受入れに係る取組 ・私費留学生の受入れは前中期目標期間においては抑制することとされていたが、今期においては制限がなくなったため、令和元年度は日本留学フェアにて日本語教育センターへの積極的な募集を行った。 ・外国政府派遣等留学生の積極的な受入れを図るため、東京・大阪両日本語教育センターが連携し、サウジアラビア大使館及びアラブ首長国連邦大使館と、政府派遣留学生の受入れについて協議した。 ・大阪日本語教育センターにおいては、公益信託井内留学生奨学基金の助成を</p>		
--	--	--	--	---	--	--

受けたミャンマーからの留学生を継続して受け入れており、令和元年度は6人の留学生を受け入れた。

- ・中東諸国からの留学生を獲得するため、東京・大阪両日本語教育センターで、アラブ首長国連邦アブダビ首長国で開催された「国際教育展 (Najah Fair) 2019」に参加し、日本留学全般の広報、留学相談及びセンターの広報・学生募集を行った。
- ・質の高い私費留学生を確保するため、同窓会等の関係機関が推薦する優秀な学生を優先的に受け入れた。また、マレーシア、韓国、インドネシア、タイ、モンゴル、ベトナム、中国、台湾において、関係機関や高校を訪問して入学説明会を開催し、日本語教育センター及び留学に関する情報提供を行った。
- ・あしなが育英会と協議し、令和元年度も引き続き同会が支援するアフリカからの留学生を受け入れた。

○国費・政府派遣・私費別留学生受入れ数

平成30年度と比較し、全体の受入数は11人減となったが、国費留学生については、東京日本語教育センター、大阪日本語教育センターともに受入人数が増加しており、特に大阪日本語教育センターでは教員研修留学生を9人受け入れるなど、積極的な受入れを行った（平成30年度は4人）。東京日本語教育センターでは政府派遣等学生の受入れが大幅に減少したが、私費留学生を積極的に受け入れ、私費留学生については平成30年度より8人増となった。

〈留学生受入れ状況〉 (単位：人)

区分	令和元年度			(参考)平成30年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
受入れ数(計)	189	149	338	199	150	349
国費留学生	70	42	112	64	29	93
	—	—	(33.1%)	—	—	(26.7%)
政府派遣等留学生	28	21	49	52	24	76
	—	—	(14.5%)	—	—	(21.8%)
私費留学生	91	86	177	83	97	180

〈課程別受入れ状況〉 (単位：人)

区分	令和元年度				(参考)平成30年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	189	149	338	—	199	150	349	—
大学院等進学希望者	56	36	92	27.2%	61	38	99	28.4%
大学等進学希望者	133	113	246	72.8%	138	112	250	71.6%
(内数)準備教育の対象となる学生	14	10	24	7.1%	7	20	27	7.7%

(注)「割合」は、「受入れ数」に占める区分ごとの割合である。

〈非漢字圏からの学生数〉 (単位：人)

区分	令和元年度				(参考)平成30年度			
	東京	大阪	計	割合	東京	大阪	計	割合
受入れ数(計)	189	149	338	—	199	150	349	—
非漢字圏からの学生	132	99	231	68.3%	137	79	216	61.9%

○卒業者の進学率の状況

令和元年度は、平成30年度に引き続き、日本の大学等への進学を希望して日本

語学校で学ぶ留学生が増加していることに伴い、大学等進学先の入試倍率が上昇したが、きめ細かな個別の進学指導を行った結果、東京・大阪両日本語教育センターでは、これまでと同様の高い進学率を保つことができた。

〈卒業者の進学率〉

(単位：人)

区分	令和元年度			(参考)平成30年度		
	東京	大阪	計	東京	大阪	計
進学希望者数(A)	189	120	309	169	105	274
進学者数(B)	185	117	302	164	100	264
進学率(B/A)	97.8%	97.5%	97.7%	97.0%	95.2%	96.3%

○卒業者の進学先について

- ・卒業者の進学先については、東京日本語教育センターでは、大学院40人、大学80人、短期大学0人、高等専門学校51人、専修学校(専門課程)14人(計185人)
- ・大阪日本語教育センターでは、大学院12人、大学50人、短期大学0人、高等専門学校0人、専修学校(専門課程)55人(計117人)

〈卒業者の進学状況〉

(単位：人)

進学先	令和元年度		(参考)平成30年度	
	東京	大阪	東京	大阪
大学院	40	12	39	10
大学	80	50	55	44
短期大学	0	0	0	0
高等専門学校	51	0	53	0
専修学校(専門課程)	14	55	17	46
合計	185	117	164	100



<17> 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度  
 S：肯定的評価の割合がA評価と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている  
 A：肯定的評価の割合が96%以上  
 B：肯定的評価の割合が80%以上  
 96%未満  
 C：肯定的評価の割合が64%以上80%未満  
 D：肯定的評価の割合が64%未満

○修了予定者に対するアンケート調査  
 日本語教育センターの教育及び教育環境改善のため、令和元年度3月修了予定者に対するアンケート調査を令和2年2～3月に実施した。

(1) 日本語教育センターに対する満足度  
 「満足」「やや満足」「どちらともいえない」「やや不満足」「不満足」の5段階による満足度調査を実施し、「満足」「やや満足」の肯定的な評価の割合が、東京、大阪ともに計画値80%を上回る結果となった。

<5段階評価による満足度>

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
東京日本語教育センター	94.7%	90.8%
大阪日本語教育センター	97.1%	100%

(アンケート回収率 東京：100%、大阪：97.9%)

(注) 平成30年度は4段階評価で実施したが、5段階評価も試行的に実施した。

(2) 個別項目に対する満足度調査

- 日本語の授業、日本語の教材、日本語教員、基礎科目の授業、進路指導、課外活動、学習環境、生活サポート、交流活動、教育サービスの各項目についての調査を行った結果、基礎科目の授業以外の項目についての満足度は90%以上であった。
- 東京日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度は74.3%で、平成30年度(4段階評価)の83.5%を下回ったが、その他の項目においては、90%を上回っている。
- 大阪日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度は82.9%で、平成30年度(4段階評価)の90.4%を下回ったが、その他の項目においては、90%を上回っている。

<参考：個別項目に対する満足度>

設問	東京日本語教育センター	大阪日本語教育センター
日本語の授業	95.2%	94.3%
日本語の教材	93.1%	96.4%
日本語教員	97.3%	98.6%
基礎科目の授業	74.3%	82.9%
進路指導	96.8%	97.1%
課外活動	92.5%	92.9%
学習環境	94.6%	92.1%
生活サポート	96.8%	97.9%
交流活動有無	有 59.3%	有 81.4%
交流活動	97.3%	98.2%
教育サービス	90.3%	93.2%

(注) 「交流活動有無」については、参加「有」の割合を示しており、次の「交流活動」は、交流活動参加者を対象とした満足度を示している。

○平成30年度のアンケート結果を踏まえた改善

(1) 東京日本語教育センターにおける基礎科目の授業の満足度改善の取組  
 基礎科目は、数学、物理、化学、生物、地理歴史・公民、英語、情報である。毎年度、基礎科目の授業の満足度が、日本語の授業に比べ低くなる傾向がある理由として、日本語に比べ、基礎科目は各教科のシラバス、学習要領が各国で異なること、また、各学生の自国で身に付けた学力にも差があるため、日本

<評定> B

<評定根拠>

- 令和元年度より、修了予定者のアンケートを全体的に4段階から5段階に変更して、より精度の高い満足度を調査した結果、平成30年度同様80%以上の結果となったことは評価できる。
- 平成30年度に実施したアンケート結果を踏まえ、授業や進路指導、学生生活に係るサポートについて改善をしたことは、評価できる。

<評価すべき実績>

—

<今後の課題・指摘事項>

—

<その他事項>

(委員からの意見)

基礎科目の満足度が低いことは平成30年度調査でわかり、改善への取組がなされたはずである。しかし、依然として74.3%及び82.9%と他の科目より低い。一層の取組が必要。

					<p>の大学等に進学するという目標は同じでも、各学生に必要な授業が一定のものに定まりにくいことが原因と考えられる。</p> <p>令和元年度もアンケート結果を踏まえ、基礎科目担当教員とミーティングを行い、学生のニーズの把握、学習状況の共有、指導の改善に努めた。授業評価のアンケートにおいて、特に評価が低い基礎科目担当教員に対し、具体的な助言と指導を行った。また、必要に応じて学生と面談を行い、学力を把握し、より適切なクラス編成を行った。</p> <p>(2) 授業、学生生活に係るサポートの改善</p> <p>① 学習についてのサポート 授業内容等の学生からの相談に対して、可能な限り柔軟にきめの細かい対応を行った。なお、学力レベルが十分でない学生に対しては、個別に補習授業等を行い、学力アップを図った。</p> <p>② 学習環境の改善 ・東京・大阪両日本語教育センターにおいて、教室・寮それぞれに授業への利用、学生へのサービスの向上のため Wi-Fi 設備を整える準備を行った。 ・大阪日本語教育センターにおいては、教室のカーテンを遮光ブラインドに取り替えて、断熱効果と電子黒板等 I C T に対応する機器の機能をより使いやすいものにした。 ・東京日本語教育センターにおいては、図書室で自習する学生が多く、机の空きがないことも多いため、平成 30 年度に引き続き間仕切りのある大きいテーブルと椅子を購入し、学習スペースを拡大したとともに書棚付き机を修理した。</p> <p>③ 進路指導 ・進路指導においては、学生の希望や学力に沿って個別に指導を行った。 ・東京日本語教育センターでは、6 大学 1 機関（独立行政法人国立高等専門学校機構）を招聘し、大学・大学院進学説明会を 8 回開催した。 ・大阪日本語教育センターでは、令和元年 7 月 18 日に関西大学、関西学院大学、同志社大学、立命館大学の 4 大学説明会、令和元年 9 月 6 日に全国 30 大学の合同進学説明会を開催した。</p> <p>④ 学生生活に係るサポート 生活における学生の悩みには、教職員及びレジデント・アシスタント（外国人留学生の生活サポートを行う日本人学生）、カウンセラー及び産業医が連携して、出席率が低下した学生との面接等を積極的に推進し、引きこもり等異文化不適應学生の状況悪化の予防及び卒業率の向上に努めた。 病気・けがの学生に対しては、教職員が病院に付き添い、症状を医者に的確に伝えることで、学生の不安を取り除いた。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

<p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、国費外国人留学生や私費外国人留学生及び大学間交流協定等に基づく短期留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>また、留学生受入に係る事業については、大学等の留学生の在籍管理の適正化を図る観点から、不法残留者数等に応じた推薦依頼・採用数の削減</p>	<p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムについては、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応</p>	<p>大学等の教育のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組推進の観点から、優秀な外国人留学生に対して、国や大学等との連携を密にしつつ、円滑に学資金の支給等を行う。</p> <p>ア. 国費外国人留学生への学資金の支給等においては、国や大学等と連携して適切に実施する。</p> <p>イ. 留学生受入れ促進プログラムによる私費外国人留学生に対する文部科学省外国人留学生学習奨励費については、国の施策等に基づき、各大学等のグ</p>	<p>&lt;18&gt; 外国人留学生に対する学資金支給の実施状況</p>	<p>④学資金の支給等</p> <p>○国費外国人留学生の給与支給業務 大学等に対して支給手続に係る文書を発出するなどして、国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等の支給業務を適切に行った。</p> <p>&lt;国費外国人留学生に対する給与（奨学金）等支給状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="985 310 1685 415"> <tr> <td>令和元年度 (令和2年3月分)</td> <td>(参考) 平成30年度 (平成31年3月分)</td> </tr> <tr> <td>9,160人</td> <td>9,611人</td> </tr> </table> <p>○国費外国人留学生の選考における審査事務 文部科学省担当官と月例の打ち合わせを行うことにより連携を図り、事務分担に基づき、申請書類の受付及び確認、選考審査資料の作成、国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会の開催及び審査結果の文部科学省への報告等を行った。</p> <p>&lt;国費外国人留学生選考委員会の実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="985 697 1852 1264"> <thead> <tr> <th>国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等</th> <th>日程</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>研究留学生専門部会</td><td>5月30日</td></tr> <tr><td>日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会</td><td>6月18日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会</td><td>6月14日～6月21日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（延長）</td><td>7月2日～7月8日</td></tr> <tr><td>学部留学生専門部会</td><td>7月22日～7月25日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（大学推薦）</td><td>7月22日～7月25日</td></tr> <tr><td>高等専門学校・専修学校留学生専門部会</td><td>10月23日</td></tr> <tr><td>学部留学生専門部会</td><td>11月5日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（医学・農学分科会）</td><td>11月20日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）</td><td>11月26日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（工学・理学分科会）</td><td>11月28日</td></tr> <tr><td>学部留学生専門部会</td><td>2月13日～2月19日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（大学推薦）</td><td>2月13日～2月19日</td></tr> <tr><td>学部留学生専門部会</td><td>2月13日～2月19日</td></tr> <tr><td>研究留学生専門部会（延長）</td><td>2月13日～2月19日</td></tr> </tbody> </table> <p>○国費外国人留学生歓迎会の開催 来日した国費外国人留学生が早期に日本での生活に馴染めるよう、文部科学省との共催で実施した。</p> <p>&lt;実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="985 1474 1602 1579"> <thead> <tr> <th>日程</th> <th>会場</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>6月22日</td><td>兵庫国際交流会館</td><td>240人</td></tr> <tr><td>11月9日</td><td>東京国際交流館</td><td>544人</td></tr> </tbody> </table> <p>○留学生受入れ促進プログラム（文部科学省外国人留学生学習奨励費）の実施 優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを促進し、我が国の高等教育機関の国際化に資することを目的として、大学等に在籍する私費外国人留学生で、学業・人物ともに優れ、かつ、経済的理由により修学が困難な者に対して文部科学省外国人留学生学習奨励費を以下のとおり給付した。</p> <p>(1) 支援内容 奨学金月額：大学院・学部レベル 48,000 円 日本語教育機関 30,000 円</p>	令和元年度 (令和2年3月分)	(参考) 平成30年度 (平成31年3月分)	9,160人	9,611人	国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程	研究留学生専門部会	5月30日	日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月18日	研究留学生専門部会	6月14日～6月21日	研究留学生専門部会（延長）	7月2日～7月8日	学部留学生専門部会	7月22日～7月25日	研究留学生専門部会（大学推薦）	7月22日～7月25日	高等専門学校・専修学校留学生専門部会	10月23日	学部留学生専門部会	11月5日	研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	11月20日	研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	11月26日	研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	11月28日	学部留学生専門部会	2月13日～2月19日	研究留学生専門部会（大学推薦）	2月13日～2月19日	学部留学生専門部会	2月13日～2月19日	研究留学生専門部会（延長）	2月13日～2月19日	日程	会場	参加者数	6月22日	兵庫国際交流会館	240人	11月9日	東京国際交流館	544人	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国費外国人留学生に係る給与（奨学金）等の支給を円滑に実施するとともに、文部科学省と分担・連携のうえ、国費留学生の選考における審査事務を適切に実施したことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムによる文部科学省外国人留学生学習奨励費の給付業務を円滑に実施するとともに、「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」を厳格に運用し、適切な措置を講じたことは評価できる。</li> <li>・留学生受入れ促進プログラムにおいて、国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、奨学金を重点的に配分したことは評価できる。</li> <li>・海外留学支援制度（協定受入）に係る奨学金支給業務で採用枠を重点的に配分し円滑に実施したことは評価できる。</li> <li>・外国人留学生のための大学等の宿舍を安定的に確保するため、留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度（協定受入）と連携し、留学生借り上げ宿舍支援事業を円滑</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt;</p> <p>留学生受入れ促進プログラムについては、予約枠の採用者数を読み間違え、予算を上回る人数を採用した経緯があった。新型コロナウイルス感染症の影響で留学生が予定どおりの渡日ができない等、採用の判断が難しい状況ではあるが、今後も適切に採用を行えるよう、対応してもらいたい。</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
令和元年度 (令和2年3月分)	(参考) 平成30年度 (平成31年3月分)																																																		
9,160人	9,611人																																																		
国費外国人留学生選考委員会専門部会・分科会等	日程																																																		
研究留学生専門部会	5月30日																																																		
日本語・日本文化研修・教員研修留学生専門部会	6月18日																																																		
研究留学生専門部会	6月14日～6月21日																																																		
研究留学生専門部会（延長）	7月2日～7月8日																																																		
学部留学生専門部会	7月22日～7月25日																																																		
研究留学生専門部会（大学推薦）	7月22日～7月25日																																																		
高等専門学校・専修学校留学生専門部会	10月23日																																																		
学部留学生専門部会	11月5日																																																		
研究留学生専門部会（医学・農学分科会）	11月20日																																																		
研究留学生専門部会（人文・芸術、社会科学分科会）	11月26日																																																		
研究留学生専門部会（工学・理学分科会）	11月28日																																																		
学部留学生専門部会	2月13日～2月19日																																																		
研究留学生専門部会（大学推薦）	2月13日～2月19日																																																		
学部留学生専門部会	2月13日～2月19日																																																		
研究留学生専門部会（延長）	2月13日～2月19日																																																		
日程	会場	参加者数																																																	
6月22日	兵庫国際交流会館	240人																																																	
11月9日	東京国際交流館	544人																																																	

<p>等に係る基準を厳格に運用する。</p>	<p>じて、学資金を重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度(協定受入)においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して重点的に支援を行う。</p> <p>エ. 外国人留学生在が借り上げ宿舎に居住する場合等に費用の一部を支援する事業については、私費外国人留</p>	<p>ローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、重点的に配分する。また、教育機関から発生する不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準を厳格に運用し、推薦依頼・採用を行う。</p> <p>ウ. 海外留学支援制度(協定受入)においては、グローバル化の取組を積極的に進める大学等に対して、奨学金の採用枠を重点的に配分する。</p> <p>エ. 留学生借り上げ宿舎支援事業については、留学生受入れ促進プログラム等と連携しつつ、適切に実施する。</p>		<p>(2) 令和元年度採用実績</p> <table border="1" data-bbox="1012 121 1626 197"> <tr> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> <tr> <td>8,077人</td> <td>8,467人</td> </tr> </table> <p>(3) 各大学等の取組状況に応じた重点配分  国の施策等に基づき、各大学等のグローバル化や外国人留学生の我が国での定着等に向けた取組状況に応じて、以下のプログラム等に対して重点配分を行い、1,341人を採用した(参考:平成30年度は1,417人)。  ・国費外国人留学生の優先配置を行う特別プログラム  ・日本留学海外拠点連携推進事業  ・スーパーグローバル大学創成支援事業  ・留学生就職促進プログラム  ・就職支援特別枠  ・専修学校職業実践専門課程</p> <p>(4) 留学生受入れ促進プログラムに係る不法残留者数等を踏まえた推薦依頼数・採用数の削減等に係る基準の厳格な運用  ・平成26年度に策定した「推薦依頼数又は採用数の削減に係る取扱基準」に定めた不法残留者等に関する要件に合致した大学等(24校)に対し、令和元年度の推薦依頼数について削減措置を行った。  ・削減措置の要件及び削減割合の見直しを行い、同基準を改正した上で、令和2年度に削減措置が適用される大学等(23校)に対して、当該措置の対象となる旨の通知を行った。また、令和3年度以降に削減措置が適用される可能性のある大学等に対しては、注意喚起を行った。</p> <p>○海外留学支援制度(協定受入)の実施  我が国の高等教育機関の学生交流の充実を図るとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に在籍している学生を、8日以上1年以内の期間受け入れるプログラムを審査の上で以下のとおり採択し、採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対し奨学金を支給した。</p> <p>(1) プログラムの採択  各大学等が開設した特色ある短期留学生受入れプログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。</p> <p>&lt;海外留学支援制度(協定受入)採択プログラム数&gt; (単位:件)</p> <table border="1" data-bbox="988 1304 1872 1602"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">プログラム枠</td> <td>330</td> <td>372</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重点枠</td> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>56</td> <td>55</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>48</td> <td>44</td> </tr> <tr> <td>UMAP 推進</td> <td>10</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>444</td> <td>476</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) プログラムには、留学生の受入のみの「短期研修・研究型」と留学生の派遣及び受入を一体とした「双方向協定型」がある。</p> <p>(2) 支援内容  奨学金月額: 80,000円</p> <p>(3) 令和元年度支援実績  以下のとおり採択されたプログラムにより受け入れる留学生に対して、奨学金を支給した。</p>	令和元年度	(参考)平成30年度	8,077人	8,467人	区分		令和元年度	(参考)平成30年度	プログラム枠		330	372	重点枠	大学の世界展開力強化事業	56	55	スーパーグローバル大学創成支援	48	44	UMAP 推進	10	5	計		444	476	<p>に実施したことは評価できる。</p> <p>・募集停止措置に係る取扱基準を周知するとともに、経理書類調査の実施等により、支援金を交付した大学等における適正処理を促す取組を実施したことは評価できる。</p>	
令和元年度	(参考)平成30年度																															
8,077人	8,467人																															
区分		令和元年度	(参考)平成30年度																													
プログラム枠		330	372																													
重点枠	大学の世界展開力強化事業	56	55																													
	スーパーグローバル大学創成支援	48	44																													
	UMAP 推進	10	5																													
計		444	476																													



	<p>学生への学資金の支給との連携を図り、適切に実施する。</p>			<p>〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績(新規採用者分)〉 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">プログラム枠</td> <td>4,904</td> <td>6,014</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">重点枠</td> <td>大学の世界展開力強化事業</td> <td>971</td> <td>1,002</td> </tr> <tr> <td>スーパーグローバル大学創成支援</td> <td>641</td> <td>696</td> </tr> <tr> <td>UMAP 推進</td> <td>21</td> <td>15</td> </tr> <tr> <td colspan="2">計</td> <td>6,537</td> <td>7,727</td> </tr> </tbody> </table> <p>また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。</p> <p>〈海外留学支援制度(協定受入)支援実績〉 (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続支援者数</td> <td>2,010</td> <td>1,905</td> </tr> </tbody> </table> <p>○留学生借り上げ宿舎支援事業の実施 留学生受入れ促進プログラム及び海外留学支援制度(協定受入)と連携し、留学生借り上げ宿舎支援事業を以下のとおり実施し、外国人留学生のための宿舎確保を推進した。</p> <p>(1) 支援内容</p> <p>① 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者等支援 支援実績: 3,541人 135,016千円(採用決定時) (参考)平成30年度: 3,946人 142,638千円</p> <p>② 海外留学支援制度(協定受入)支援 支援実績: 153人 7,387千円(採用決定時) (参考)平成30年度: 121人 6,333千円</p> <p>③ ホームステイ支援 支援実績: 180人 3,010千円(採用決定時) (参考)平成30年度: 283人 3,710千円</p> <p>(2) 不正受給、不正使用を防ぐための取組 独立行政法人改革等に関する基本的な方針(平成25年12月24日閣議決定)における「法人の事務・事業の特性に応じた、ガバナンスの高度化等の制度・運用の見直し」 ・平成25年度に策定した経理書類調査計画をもとに、平成30年度に支援金を交付した大学等の一部を無作為に抽出し、本事業に係る経理書類(帳簿、証憑書類)を提出させて調査を行い、大学等における適正処理を促す取組を実施した(調査件数: 令和元年度30校)。 ・平成27年3月に策定した不正受給等に対する「留学生借り上げ宿舎支援事業における募集停止措置に係る取扱基準」について、平成30年度に引き続き、ホームページ及び募集要項等への掲載により各大学等へ周知した(令和元年6月)。</p>	区分		令和元年度	(参考)平成30年度	プログラム枠		4,904	6,014	重点枠	大学の世界展開力強化事業	971	1,002	スーパーグローバル大学創成支援	641	696	UMAP 推進	21	15	計		6,537	7,727	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	継続支援者数	2,010	1,905		
区分		令和元年度	(参考)平成30年度																															
プログラム枠		4,904	6,014																															
重点枠	大学の世界展開力強化事業	971	1,002																															
	スーパーグローバル大学創成支援	641	696																															
	UMAP 推進	21	15																															
計		6,537	7,727																															
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																																
継続支援者数	2,010	1,905																																
<p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点とし</p>	<p>東京国際交流館、兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点とし</p>	<p>東京国際交流館及び兵庫国際交流会館については、収支改善を図りつつ、国際交流の拠点とし</p>	<p>&lt;19&gt; 東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流事業を含めた運営状況</p>	<p>⑤ 宿舎の支援及び交流促進</p> <p>○ 東京国際交流館における収支改善に向けた取組状況、入居状況</p> <p>(1) 収支改善に向けた取組状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居者を確保し、施設使用料(館費)を得るため、大学推薦方式により募集を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集(令和元年5月、7月、10月、11月、令和2年1月)を行い、入居率の向上に努めた。</li> <li>各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集</li> </ul>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>入居者の確保に努めるため、通常募集に加えて適宜臨時募集等を行い入居率の向上に努めるとと</li> </ul>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>修繕費は単なる老朽改善のみならず、ランニングコストの削減のための戦略的な投資として費用対効果を考慮した対応が求められる。まずは、ランニングコストの抑制が期待されるインフラ設備の修繕を中心に取り組み、削減されたコストを次の修繕経費に活用</p>																												



て活用し、外国人留学生・日本人学生・地域住民等の交流推進・相互理解の促進、将来につながる人的ネットワークの構築、留学生の我が国での就職の支援等による定着の促進を図る。

て、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舍の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流、並びに外国人留学生の就職支援の充実等の取組を行う。

また、外国人留学生と日本人学生等との交流推進・相互理解の促進を図るための事業を実施する。

して、より多くの大学等の優秀な国内外の学生等が民間に比して低廉な使用料（館費）で共に居住する宿舍の提供、居住経験者の大学等の枠を超えた同窓会組織の支援、居住者以外の学生及び地域の交流等、国際交流の拠点としての取組を行うこととし、国際塾、交流研究発表会及び就職セミナーなどの国際交流事業を実施するとともに、東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力等を通じて、交流拠点の活用と機能強化を行う。また、外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解の促進を図るための事

を行った。  
 ・以上の取組により、館費等収入が平成30年度に比べ3,223千円の増となった。  
 ・留学生・研究者宿舍屋上の一部を通信事業者3社にアンテナ設置場所として引き続き有償で貸し出すと共に、新たに1社と契約し、収入の増加に努めた結果、平成30年度に比べ1,581千円の増となった。  
 ・留学生・研究者宿舍共用部の一部を東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に伴い、警視庁の警戒警備等の場として有償による貸し出しに向けた協議を行った。このことにより1,486千円の収入見込みを得た。  
 ・留学生・研究者宿舍地下駐車場の一部を駐車場運営事業者に貸し出しており、この契約が令和元年度末で満了することから、令和2年度以降の駐車場運営事業者の選定を入札により実施した。この入札において、駐車場運営事業者から得られる収入の最低価格を現契約の月額199千円（税別）から月額574千円（税別）に引き上げて入札を実施し、収入増への対応を図った。  
 ・将来的なランニングコストの抑制を図るため、留学生・研究者宿舍において、電気設備のLED化が完了していない箇所の一部のLED化を行った。

(2) 入居状況

入居者の確保に努めた結果、令和元年度における平均入居率は93.3%となり、平成30年度平均入居率91.2%から2.1ポイント増となった。

<東京国際交流館の入居率>

令和元年度	(参考)平成30年度
93.3%	91.2%

<東京国際交流館の入居者数内訳>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
外国人留学生	666人	651人
日本人学生	31人	35人
研究者	43人	37人
計	740人	723人

(3) 収支の状況

<東京国際交流館の収支の状況>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
収入	538,983千円	535,974千円
支出	597,983千円	552,924千円
収入－支出	△59,000千円	△16,950千円
収入÷支出	90.1%	96.9%

○兵庫国際交流会館における収支改善に向けた取組状況、入居状況

(1) 収支改善に向けた取組状況

・入居者を確保し、施設使用料（館費）を得るため、大学推薦方式により募集を行い、入居許可後に入居辞退等により空室が発生した居室について、通常の募集とは別に臨時募集（令和元年11月、12月、令和2年1月、3月）を行い、入居率の向上に努めた。  
 ・各大学に配分した居室で30日以上空室のまま入居申請がなかった居室について配分の取消しを行い、その居室を大学推薦方式の居室として入居者募集を行った。  
 ・以上の取組により、館費等収入が平成30年度に比べ1,375千円の増となった。  
 ・収入の増加を図るため、令和2年4月に飲料水自動販売機の設置に向けた契約手続を行った。

もに、施設を有効活用することにより得られる収入に対する取組については評価できる。  
 ・東京国際交流館での東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた活動への協力を始め、入居者に限らない多様かつ幅広い国際交流活動を実施することで、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館を国際交流拠点として活用したことは評価できる。  
 ・また、各地域において外国人留学生と日本人学生、地域住民等との交流推進・相互理解を促進する「留学生地域交流事業」を実施したことは評価できる。

すること等により、引き続き持続的な施設改修の仕組み（サイクル）の構築が期待される。収支改善に当たっては、「民間に比して低廉な使用料（館費）」を設定することが求められているものの、収支改善が見込まれない使用料（館費）を設定することまでは求められていないことから、このことに留意した上で、早急に使用料（館費）を設定する必要がある。

<その他事項>

（委員からの意見）  
 運営費抑制に資するインフラ、入居者が必要とするインフラを優先的に整備し会館の魅力を高めることで、立地の利便性等を反映した適切な利用料を設定できるのではないかと。

業を実施する。

(2) 入居状況

入居者の確保に努めた結果、令和元年度における平均入居率は 91.8%となった。  
平成 30 年度平均入居率 92.1%に対して 0.3 ポイント減となり、僅かに及ばなかったが、ほぼ同水準の入居率を維持できた。

<兵庫国際交流会館の入居率>

令和元年度	(参考)平成30年度
91.8%	92.1%

<兵庫国際交流会館の入居者数内訳>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
外国人留学生	162人	161人
日本人学生	12人	13人
研究者	5人	6人
計	179人	180人

(3) 収支の状況

<兵庫国際交流会館の収支の状況>

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
収入	81,270千円	83,636千円
支出	64,333千円	64,571千円
収入－支出	16,937千円	19,065千円
収入÷支出	126.3%	129.5%

○東京国際交流館、兵庫国際交流会館における国際交流拠点活動

(1) 東京国際交流館における国際交流事業

- ・東京国際交流館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、東京国際交流館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。
- ・東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会開催に向け、外国人留学生等が日本の法律を遵守し適正な生活を送り、犯罪に巻き込まれないよう、機構、東京都、警視庁三者が締結した協定（平成29年9月6日締結）や東京都オリンピック・パラリンピック教育コーディネーター事務局からの協力依頼に基づき事業を行った。
- ・機構が支援する学生等を対象として実施する我が国の伝統芸能の理解促進に資する事項について、相互に連携及び協力してその推進を図ることを目的とした独立行政法人日本芸術文化振興会との協定（平成30年9月21日締結）を踏まえ事業を行った。
- ・国際研究交流大学村（東京国際交流館、国立研究開発法人科学技術振興機構日本科学未来館、国立研究開発法人産業技術総合研究所臨海副都心センターで構成）に関する規程に基づき、連携して事業を行った。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	第47回	What is 【TATE】 ～ 【TATE】 とは～	74人	7/6	国際交流会議場
	第48回	Working in Japan as a foreigner ～日本で 働くということ～	49人	10/28	メディアホール
	国際研究交流大学村の協力（講師の派遣）				
第49回	Working and starting a business in Japan ～日本で働 き、起業すること～	【中止】 (注1)	2/29	国際交流会議場	
交流研究発表会	第63回	What is MY STUDY?	115人	4/20	国際交流会議場 メディアホール
	第64回	国際理解ワークショ ップ 音楽/Music	84人	6/8	国際交流会議場 メディアホール
	第65回	What is MY STUDY?	66人	10/19	国際交流会議場 メディアホール
	第66回	What is MY STUDY?	78人	1/18	国際交流会議場 メディアホール
国際シンポジウム		海外留学の客観的効 果測定	191人	10/4	国際交流会議場
広島大学との共催により実施					
地域住民等との交流		国際交流フェスティ バル	4,753人	8/10	交流広場、国際 交流会議場等
		同窓会組織の参加（屋台の出店及び機構との打 合せの実施）			
入居者交流事業	春季ウェルカムパー ティー		約240人	5/9	体育室
	秋季ウェルカムパー ティー		250人	10/24	体育室
	感謝祭「Love Our Home 2020」		【中止】 (注1)	3/8	国際交流会議場 メディアホール等
文化・芸術活動		「ESSENCE 能」への 東京国際交流館入居 者の参加	10人	8/4	(外部施設)
他機関との 連携・協力	オリン ピック・パ ラリン ピック 活動への 協力	外国人留学生のため の交流フェスタ	228人	11/2	交流広場、国際 交流会議場等
		東京都、警視庁との連携			
		東京都オリンピッ ク・パラリンピック 教育推進支援事業へ の入居者派遣	17人 (注2)	6/11、 10/2、 10/4、 10/5、 10/10、 12/7、 12/18、 12/20	(外部施設)
日本芸 術文化	東京国際交流館能楽 体験・鑑賞教室	55人 (注2)	5/29	(外部施設)	

振興会との相互連携協力に係る基本協定を踏まえた協力	「国立劇場 令和元年6月 Discover KABUKI」等への東京国際交流館入居者の参加	13人 (注2)	6/17、 6/18	(外部施設)
	「国立劇場 令和元年10月歌舞伎公演」への東京国際交流館入居者の参加	18人 (注2)	10/18、 10/19	(外部施設)
	「日本博 in 日本橋」への東京国際交流館入居者の参加	7人	10/25	(外部施設)
	「国立劇場 令和元年12月歌舞伎公演『Chaplin KABUKI NIGHT』」への東京国際交流館入居者の参加	15人	12/20、 12/24	(外部施設)
	「国立劇場 令和2年3月歌舞伎公演 (Cプロ)」への東京国際交流館入居者の参加	【中止】 (注1)	3/4、 3/20	(外部施設)
	「日本博 2020 オープニング・セレモニー」への東京国際交流館入居者の参加	【中止】 (注1)	3/14	(外部施設)
国際研究交流大学村との共催	フォトコンテスト	107作品	8/10～ 8/24	多目的スペース
留学生団体の活動への協力	在日本ガーナ学生団体主催シンポジウムへの協力	19人	7/27	会議室
	TSAJ (在日タイ留学生協会) フェスティバルへの協力	142人	10/26	国際交流会議場メディアホール等

(注1) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

(注2) プログラム全体の参加者のうち、東京国際交流館入居者の参加者数である。また、複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。

(2) 兵庫国際交流会館における国際交流事業

兵庫国際交流会館の施設等を活用し、以下のプログラムを実施し、兵庫国際交流会館入居者を中心とした参加者に交流の場を提供することにより、外国人留学生・研究者の日本社会文化への一層の理解を図るとともに、参加者間等の相互理解の促進、将来的な人的ネットワークの構築及びその拡大への貢献を図った。

<国際交流事業実施状況>

プログラム名		内容等	参加者数	日程	使用施設
講演会 「国際塾」	第7回	Studies on interactive robots	14人	8/9	大阪大学
	第8回	能楽体験教室	36人	10/26	多目的ホール
交流研究 発表会	第11回	What is MY STUDY?	41人	6/29	Nadacom Station
	第12回	What is MY STUDY?	34人	9/7	Nadacom Station

	第13回	国際理解ワークショップ わたしの国の結婚式	48人	1/18	多目的ホール等
入居者交流事業		春季ウェルカムパーティー	約200人	4/12	多目的ホール
		秋季ウェルカムパーティー	190人	10/11	多目的ホール
地域住民等との交流		国際交流フェスティバル	658人	11/24	多目的ホール等

上記に加え、「兵庫国際交流会館における国際交流拠点推進事業」に係る委託契約（兵庫国際交流会館の施設等を活用し、留学生交流を推進する計画を公募する事業。一般社団法人大学コンソーシアムひょうご神戸及び国立大学法人神戸大学が受託）により、以下のプログラムを実施した。

大学 コン ソー シアム ひょう ご 神 戸	外国人留学生の活用と相互理解・共生推進のための事業	人との関わり方を学び合うファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-Navi 2019 「宴会芸術」	65人 (注1)	9/21、 9/28、 10/26、 11/9、 11/16、 11/30	Nadacom Station 他
		ファシリテーション・プロジェクト演習 超参加型読書会 Active Book Dialogue® 「バフェット&ゲイツ後輩と語る－学生からの21の質問」	19人	6/25	Nadacom Station
		大学との連携・協働事業（国際交流の推進） 兵庫県立大学生との国際交流プログラム International Exchange Program with University of Hyogo Students	20人	12/14	Nadacom Station
		人との関わり方を学び合うファシリテーション・プロジェクト演習 Team G-Navi 2019 SDGsカードゲーム入門	【中止】 (注2)	3/24	兵庫国際交流会館
	高度外国人材としての留学生向けキャリアサポート	英語でのキャリアイベント Get Ready for a Successful Job-Hunting in Japan（英語による（高度外国人材として期待される）留学生就職支援セミナー）	86人	10/20	多目的ホール、Nadacom Station
		キャリアカフェ「Nada Global Village (NGV)」	129人 (注1)	5/29、 6/26、 7/21、 7/31、 9/25、 11/20	Nadacom Station
	防災教育	「防災セミナー」やってみよう避難所運営！！－あなたが学	19人	7/7	Nadacom Station

						べば何かが変わる？ ー							
						地域連携プログラム 「英語村」	72人 (注1)	10/5、 12/1、 1/11、 1/19	Nadacom Station				
						兵庫県立御影高校「総合的な学習の時間」における探求活動への協力	(調査への協力)発表会【中止】(注2)	(1月下旬) 3/6	Nadacom Station				
					学習・研究支援	留学生のための日本語アカデミックライティングラボ	46人、 59人(注1)	5/14～ 8/2、 10/28～ 1/31	Nadacom Station				
					キャリア形成支援	就活のための日本語講座	23人 (注1)	5/18～ 7/20、 10/19～ 12/21	Nadacom Station				
						留学生向けインターンシップ説明会＋交流会	13人	12/7	Nadacom Station				
					文化交流	お弁当作り	22人	5/11	キッチン(調理室)				
						神戸市役所1号館展望ロビーからの旧居留地を歩こう会	22人 (注1)	5/25、 10/20	(外部施設)				
						阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター一見学会	9人	6/15	(外部施設)				
						浴衣を着てみましょう	28人	7/13	Nadacom Station				
						第1回多文化多言語ワークショップ:世界の日本語教育事業	19人	7/20	Nadacom Station				
						おにぎりともそ汁を作りましょう	17人	9/28	キッチン(調理室)				
						お好み焼きを作りましょう	18人	11/9	キッチン(調理室)				
						震災資料保存庫見学会	13人	11/9	(外部施設)				
						白鶴酒造資料館への誘い	11人	11/30	(外部施設)				
						神戸新聞社見学会	16人	1/15	(外部施設)				
						ランゲージサロン(中国語)	11人 (注1)	1/16～ 2/20	Nadacom Station				
						着物を着てみましょう	17人	1/18	和室、多目的ホール				
						多文化多言語ワークショップ留学生と話そう！遊ぼう！学ぼう！	39人	1/25	Nadacom Station				
					生活支援	生活のため日本語教室	10人、 10人 (注1)	5/9～ 7/25、 10/3～ 2/13	Nadacom Station				



	KOKORO-NET in 神戸 研修会 2019 やさしい日本語セミナー	12人	9/14	Nadacom Station
	留学生のための防災 セミナーサロnde防災	12人	1/13	Nadacom Station
その他	G-Navi シンポジウム 「グローバル高度人材の育成と支援～留学から定着へ～」	44人	2/14	多目的ホール

(注1) 複数回実施したプログラムについては、参加者数の合計である。  
(注2) 新型コロナウイルス感染症対策のため中止。

○留学生地域交流事業の実施

公益財団法人中島記念国際交流財団からの資金を基に、地域における外国人留学生と日本人等住民との相互理解促進に係る事業を助成することにより、日本の諸地域における外国人留学生の適切な受入れ環境を整備し、留学生交流を推進するため「留学生地域交流事業」を実施した。

令和元年度は、一般公募により91件の応募があり、27事業を支援した。

また、各地域における取組状況や実践例を広く共有し、留学生受入れのための活動及び関係者間のネットワーク構築の促進を図ることを目的として、令和2年2月21日に東京国際交流館にて全国各地より69人の参加者を得て「留学生地域交流シンポジウム」を実施した。

〈採用状況(事業別)〉 (単位：件)

事業の種類		応募	採用
1	国際理解教育の推進のための外国人留学生を活用した事業	29	5
2	外国人留学生の生活支援体制整備のための事業	14	5
3	外国人留学生と地域住民との交流推進のための事業	45	16
4	外国人留学生の各種支援を目的とする関係諸機関相互のネットワーク整備のための事業	3	1
合 計		91	27

〈採用状況(地域別)〉 (単位：件)

地域	応募	採用
北海道	7	2
東北	11	2
関東	25	5
中部	7	5
近畿	16	6
中国	10	3
四国	4	1
九州	11	3
合 計	91	27

日本留学の総合的な魅力を高めるため、関係機関	優秀な外国人留学生の戦略的な受入れを推進するた	国内での就職を希望する外国人留学生に対する就職	<20> 外国人留学生に対する就職支援の実施状況	<p>⑥卒業・修了後の支援</p> <p>○就職支援に関するガイダンスの実施 大学等の就職支援担当の教職員等を対象とした「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッションの企画運営を分担し、関係機関との連携・協力により、以下のとおり実施し</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・外国人留学生に対する就</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; 日本本部（日本留学海外拠点連携推進事業）に関して、JETRO と行った協議内容について、具体的な取組に移し、実行していくべき。</p>

<p>との連携の下、外国人留学生の卒業・修了後の就職支援や帰国後のフォローアップの取組を強化するとともに、支援を受けた留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p>	<p>め、国内での就職を希望する外国人留学生の就職支援や大学等に対する情報提供等を関係機関等と連携して行う。</p>	<p>支援として、大学等の教職員等を対象としたガイダンスや、外国人留学生を対象とした日本企業への就職に関する情報提供を外国人雇用サービスセンター等の関係機関等と連携して行う。受託事業である日本留学海外拠点連携推進事業においては、政府関係機関と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し提供する。</p>	<p>た。 (1)開催日：令和元年6月11日 (2)会場：東京ビッグサイト (3)内容：文部科学省、出入国在留管理庁及び東京外国人雇用サービスセンターによる情報提供、一般社団法人留学生支援ネットワークによる講演 (4)参加者：311人</p> <p>○外国人留学生を対象とした就職に関する情報提供 (1)外国人留学生のための就活ガイドの作成 大学、短期大学、高等専門学校、専修学校に在籍している外国人留学生の就職活動について、日本人学生に比べ、情報収集、準備等で遅れがちな外国人留学生に対し、あらかじめ日本の採用制度、就職活動の手順を理解させ、それぞれのキャリアデザインに沿った就職ができるよう「外国人留学生のための就活ガイド2021」を作成し、日本語版、英語版、韓国語版及び中国語版（繁体字・簡体字）をホームページ上に掲載するとともに、日本語版と英語版については冊子を作成し、外国人留学生の就職活動に関する情報提供に努めた。作成に当たっては外部有識者及び日本で就職活動を行った留学生を交えた企画検討会議を開催し、内容の充実を図った。 (2)セミナー・イベントに関する情報提供の促進 日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の他、就職支援のホームページ上に、主に学校担当者を対象とした就職関連イベント情報のコーナーを設け、外国人雇用サービスセンターや外国人材活躍推進プログラムの関係省庁・機関等と連携してセミナーやイベントの情報提供を行った。また、日本留学情報サイトにおいても外国人留学生の日本での就職に関する情報提供を行った。</p> <p>○日本留学海外拠点連携推進事業日本本部による支援 同事業の採択大学を集めて国内連絡会議を開催し、各担当重点地域における現地での就職関連の取組状況について情報収集を行った。また、留学生の就職支援にかかる情報提供の一環として「外国人留学生のための就活ガイド2020」を採択大学拠点担当者に提供した。北海道大学主催のガーナ日本留学フェアでは要請を受け、現地での発表用に、日本留学終了後の日本での就職に関するプレゼンテーション資料を提供した。また、外国人留学生の就職促進のため独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）が運営する「高度外国人材活躍推進ポータル」との今後の連携方策についてJETRO担当者として協議した。</p> <p>○独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）との連携による日本企業を対象とした外国人留学生の就職に関する情報提供【再掲】 独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO）の「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」（※）との連携を図るべく、主要大学に在籍する外国人留学生の在籍状況（国別・専攻分野別の人数等）及び各大学の就職支援に関する取組等について主要56大学に調査し、「日本留学情報サイト」の特設ページにて調査結果を公開した（令和元年7月16日）。調査結果は、「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」による「高度外国人材活躍推進ポータル」に反映される形で連携している。</p> <p>※「高度外国人材活躍推進プラットフォーム」とは、国際的な人材獲得競争が激化する中、特に、高度外国人材の卵である優秀な外国人留学生の国内就職率の向上に向け、外国人留学生の呼び込みから就職に至るまで一貫した対応を行うとともに、外国人留学生と産業界双方のニーズを踏まえた効果的なマッチングを図るため、関係省庁間の連携の下、各施策の有機的な連携を図るための仕組である。</p>	<p>職支援を強化するために、関係省庁・団体との連携のもと、「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において「外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション」を実施したことは評価できる。</p> <p>・「外国人留学生のための就活ガイド2021」や日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）等により、関係省庁・団体とも連携して、外国人留学生の就職活動に関する有益な情報を提供したことは評価できる。</p> <p>・政府関係機関や採択大学と連携し、大学等における外国人留学生の就職に関する情報を収集し、提供したことは評価できる。</p> <p>・独立行政法人日本貿易振興機構と「高度外国人材活躍推進ポータル」について、今後の連携方策を協議したことは評価できる。また、就職に関する情報提供として、日本企業向けにも情報提供できたことは評価できる。</p>	<p>&lt;その他事項&gt; (委員からの意見) 経団連、商工会議所等経済団体との連携も進めるべき。</p>	
	<p>帰国外国人留学生に対しては、留学効</p>	<p>帰国外国人留学生に対して、留学効果</p>	<p>&lt;21&gt; 日本留学経験者に対するフォローア</p>	<p>○帰国外国人留学生短期研究制度の実施 開発途上国・地域等から日本に留学し、現在、自国において教育、学術研究又は行政の分野で活躍している者に対し、日本留学時に在籍していた大学等の研究者と共に短期研究を行う機会を提供することにより実施した。令和元年度は、25大学20か国・地域45人を採用した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B  &lt;評定根拠&gt;</p>	<p>&lt;今後の課題・指摘事項&gt; -</p>

	<p>果の向上に資する支援プログラムを提供するほか、有益な情報の提供等、留学経験者のネットワーク化に向けた支援の充実を図るとともに、機構と日本留学経験者とのつながりを維持するためのネットワークを整備する。</p>	<p>の向上に資する支援プログラムとして、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を実施するほか、メールマガジンを発行して外国人留学生にとって有益な、機構の留学生支援事業に関する情報、助成金団体等の情報、就職関係情報など様々な情報を提供する。</p> <p>また、国内で活動する各国の留学生会について、その活動状況等を把握するとともに、各留学生会が集う機会を提供する等により、日本留学経験者とのネットワークの整備に取り組む。</p>	<p>ップの実施及びこれらとのつながりを維持するためのネットワークの整備状況</p>	<p>また、短期研究終了後に帰国外国人留学生及び受入研究者から提出される報告書をホームページで公開した。</p> <p>○帰国外国人留学生研究指導事業の実施 留学を終え、自国の大学や学術研究機関で教育、研究活動に従事している帰国外国人留学生に対し、日本における留学時の指導教員を現地に派遣し、研究指導等を実施した。 令和元年度は、9大学10人を採用した。 また、研究指導終了後に帰国外国人留学生及び研究指導者から提出される報告書をホームページで公開した。</p> <p>○日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）の配信 知日派人材のネットワークの構築に資するため、機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を日・英2か国語で毎月配信するとともに、JASSOのTwitter及び留学生事業Facebookにてメールマガジンの配信情報を毎月発信した。また、「Japan Alumni eNews」の普及のためにリーフレットを作成し、大学等へ送付した。以下のとおり、令和元年度の配信先数は平成30年度よりも増加した。</p> <p>〈Japan Alumni eNews 配信状況〉</p> <table border="1" data-bbox="988 716 1614 909"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国・地域数</td> <td>194か国・地域</td> <td>189か国・地域</td> </tr> <tr> <td>配信先件数</td> <td>71,453件</td> <td>65,167件</td> </tr> <tr> <td>年間合計配信先件数</td> <td>824,513件</td> <td>747,853件</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)配信先件数は、年度末最終配信時の件数</p> <p>○国内留学生会ネットワーク促進事業の実施 日本国内における外国人留学生による団体（以下「留学生会」という。）の各種活動を通じ、留学生会の会員間のみならず、留学生会と日本社会とのネットワークを促進し、留学生交流の推進に資することを趣旨として実施した。令和元年度は、申請対象に「留学経験者、及び帰国外国人留学生会との情報交換に関する活動」を加えて募集を行い、留学生会の活動を支援した。また、さらなるネットワークの促進のため、新たにSNSを導入した。 なお、令和2年3月に開催を予定していた「国内留学生会年次総会」は、新型コロナウイルス感染症対策のため中止としたが、メールによる意見招請を行う等、その補完に努めた。</p> <p>〈国内で活動する留学生会への支援状況〉</p> <table border="1" data-bbox="988 1402 1724 1470"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>11件</td> <td>9件</td> </tr> </tbody> </table>	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	国・地域数	194か国・地域	189か国・地域	配信先件数	71,453件	65,167件	年間合計配信先件数	824,513件	747,853件	区分	令和元年度	(参考)平成30年度	件数	11件	9件	<p>・留学効果の向上に資するため、帰国外国人留学生短期研究制度及び帰国外国人留学生研究指導事業を適切に実施し、外国人留学生の帰国後のフォローアップを行ったことは評価できる。</p> <p>・日本留学ネットワークメールマガジン（Japan Alumni eNews）を日・英2か国語で毎月配信し、多くの外国人留学生に機構の留学生支援事業、日本国内の留学関連ニュース、元留学生・元留学生会等、学術・研究・教育分野、就職関連、日本の紹介等のテーマに関する情報を届けたことは、知日派人材のネットワークの構築に資するものであり、フォローアップの観点から評価できる。</p> <p>・日本国内における留学生会に対する支援を着実に実施するとともに、申請対象活動の拡充や新たにSNSを導入し、ネットワークの促進に努めたことは評価できる。</p>	<p>〈その他事項〉 (委員からの意見) 帰国留学生、研究者のネットワークだけではなくデータベースを作り企業、研究機関からの人材獲得の要請に応じて欲しい。</p>
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																						
国・地域数	194か国・地域	189か国・地域																						
配信先件数	71,453件	65,167件																						
年間合計配信先件数	824,513件	747,853件																						
区分	令和元年度	(参考)平成30年度																						
件数	11件	9件																						

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-2-(2)	留学生支援事業 (2) 日本人留学生に対する支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第2号、第7号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
(1) 日本留学試験の渡日前入学許可実施校数 (年度計画値)	182校以上	—	182校以上	—	—	—	—	予算額(千円)	16,607,835	—	—	—	—
(実績値)	—	181校	185校	—	—	—	—	決算額(千円)	16,436,758	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	101.6%	—	—	—	—	経常費用(千円)	16,348,653	—	—	—	—
(2) 日本語教育センターの卒業予定者による教育内容等に対する満足度 (年度計画値)	肯定的評価の割合が80%以上	—	80%以上	—	—	—	—	経常利益(千円)	7,039	—	—	—	—
東京日本語教育センター (実績値)	—	94.3%	94.7%	—	—	—	—	行政コスト(千円)	17,750,870	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	118.4%	—	—	—	—	従事人員数	116	—	—	—	—
大阪日本語教育センター (実績値)	—	100.0%	97.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	121.3%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(3) イベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数 (計画値)	126回以上 (第4期中期目標期間合計)	—	26回以上	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
(実績値)	—	125回	32回	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—



			(第3期中期 目標期間合計)											
(達成度) ※計画値を100%とする。	—	—	123.1%	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評定	(B)
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉		①海外留学に関する情報提供等の充実 (A) ②学資金の支給 (B)	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 一部所期の目標を上回る成果が得られているが、各項目を通じて所期の目標を達成したものと評価した。	補助評定	(B)  〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題・指摘事項〉 —  〈その他事項〉 —
海外留学への機運醸成に向けて、海外留学に関する幅広い情報を収集・整理のうえ、留学希望者や国内外の関係機関等に提供する。	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実する。また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的に参加し、留学情報の提供及び留学相談	留学情報の収集・整理を行い、海外留学希望者や国内外の関係機関への情報提供を充実するため、「海外留学支援サイト」を適切に運営する。また、海外留学フェア等の説明会を開催するとともに、国内外の関係機関等が実施する説明会等に積極的	〈22〉 日本人学生の海外留学に関する情報提供等の実施状況 S：イベント実施及び協力回数 はA評定と同以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：32回以上 B：26回以上 32回未満 C：21回以上 26回未満 D：21回未満	①海外留学に関する情報提供等の充実  ○海外留学情報の収集・整理 海外の高等教育機関に関する情報の収集・整理の一環として、学費や生活費の手頃さや各種英語プログラムの充実、医学部留学で注目を浴びているものの、機構以外の関係機関においても十分な情報提供が行われていない東欧諸国、特に日本人留学生が多いハンガリーとチェコを調査対象国として、情報収集を行った。なお、調査により得られた情報は、令和2年度中に「海外留学支援サイト」に掲載予定。  ○ホームページ等による情報提供の充実 (1)「海外留学支援サイト」の運営 平成26年度に構築した海外留学支援サイトを継続して運営するとともに、最新の海外留学情報の提供を目的とし、週2回の割合でコンテンツの更新を行った。特に、在日大使館や関係機関の情報が少ないアルゼンチン、コスタリカ、コロンビア、アイスランド、オランダ、スウェーデン等の留学情報や生活情報を更新し内容の充実を図るとともに、イタリア、デンマーク、フィンランド、ニュージーランド等欧米圏の語学留学情報のコンテンツの更新を行った。また、海外留学支援サイト等に掲載する留学経験者の生の声を収集するためアンケートを実施するとともに、海外留学支援サイト改善のためのアンケートを実施し、広く一般から意見を聴取し、今後の改善及びサイトリニューアルに向けた準備に着手した。さらに、文部科学省が実施する「日本人の海外留学促進事業」で運営されている「高校生のための海外大学進学 お役立ちガイド」及び「大学生のための海外大学院進学 お役立ちガイド」のリンクを海外留学支援サイトに掲載する等協力を行った。	〈評定〉 A  〈評定根拠〉 ・留学先の実態等が把握されており、他機関でも十分な開示が行われていない情報を収集したことは評価できる。 ・中長期の海外留学を実施する者を増加させるため、留学希望者及び留学が念頭にある者に対して、海外留学支援制度の情報提供や中長期の留学経験者の活用を行ったこと、また、令和元年度のイベント実施、及び他機関への積極的な働きかけにより協力回数が32回と評価指標のAに達したことは評価できる。 ・文部科学省が実施する「日本人の海外留学促進事業」とも連携し、	〈今後の課題・指摘事項〉 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の応募者数が減少している中、周知が効果的に実施できていないことが想定されることから、留学情報課と海外留学支援課の両課においてこれまで以上に連携し、応募者数の増加へ向けた取組が求められる。  〈その他事項〉 —	



を行う。今中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数が、前中期目標期間中のイベント実施及び他機関が実施するイベントへの協力回数を上回ることを目指す。

に参加し、留学情報の提供及び留学相談を行うこととし、イベント実施及び他機関の実施イベントへの協力回数の増加に努める。

＜「海外留学支援サイト」アクセス件数＞

令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
1,189,981件	1,395,774件	85.3%

(参考)

＜機構ホームページにおける海外留学関連情報アクセス件数＞

令和元年度	(参考) 平成30年度
1,093,408件	1,005,455件

(注)「海外への留学」から「海外留学支援サイト」を除いた件数及び「学校関係者の皆様>海外留学」の合算

(2)「海外留学奨学金検索システム」の運営

海外留学に関する奨学金情報を検索できる海外留学奨学金検索システムを継続して運営するとともに、コンテンツの更新を行った。

＜海外留学奨学金検索システムアクセス件数＞

令和元年度	(参考) 平成30年度
37,680件	51,652件

(3) SNS の利用【再掲】

留学生事業の Facebook については、頻繁に投稿を行い、国内外でのイベントの際にキャンペーンを行うなど、ファン数の獲得に努めつつ、海外留学に関する情報発信の強化を図った。

＜留学生事業の Facebook ファン数＞

令和元年度	(参考) 平成30年度	前年度比
12,946件	11,164件	116.0%

(注) Facebook のファン数は、年度末時点の件数を表す。

○出版物の作成

「私がつくる海外留学」(海外留学総合案内)及び「海外留学奨学金パンフレット」(海外留学のための奨学金一覧)を作成、海外留学フェアや各種説明会で配布するとともに、大学、関係機関等にも提供し、海外留学情報の普及に努めた。また、インターネットで利用できるよう、ホームページに掲載した。

＜出版物の作成部数＞

出版物名	作成部数
私がつくる海外留学	7,000部
海外留学奨学金パンフレット	6,000部

○海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力

令和元年度の機構主催イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力回数については、合計で32回となり、計画値に定める回数を上回る結果となった。中でも他機関実施イベントへの協力については、筑波大学や国際基督教大学等日本人学生の派遣数の多い大学に機構から協力を打診し、海外留学情報の普及に努めた。

また、中長期の海外留学を実施する者を増加させるための方策として、海外留学フェア及び海外留学説明会において、学部・大学院で学位を取得した留学経験者の活用や海外留学支援制度等の情報提供の充実に努めた。

各イベントでの説明資料には、留学経験者の生の声を通してより具体的な海外留学を意識付けるため、留学経験者へのアンケート結果を加筆した。

(1)海外留学フェア実施状況

留学希望者が効果的に留学準備を進められるように、在日外国公館や試験実施機関等23機関のブース参加を得て、海外留学フェアを実施した。高校卒業後に海外の大学へ進学する者が増えている状況を踏まえて、現役・既卒海外

海外留学情報の提供を行ったことは評価できる。

大学生が運営しているNPO法人留学フェロシップ（文部科学省実施の「日本人の海外留学促進事業」委託団体）と連携して、高校生向けのワークショップやセミナーを取り入れる等内容の充実に努めた。

〈海外留学フェア実施状況〉

開催地	日程	会場	来場者数（ ）は前年度
東京	6月29日	秋葉原UDX	687人（573人）

(2) 海外留学説明会実施状況

海外留学奨学金の説明や海外留学経験者の体験談を中心とした小規模のセミナーである海外留学説明会を、東京、名古屋、大阪及び福岡において、計5回実施した。

令和2年2月8日に実施した海外留学説明会においては、過去の来場者アンケートの要望に基づき、中長期の留学となる海外大学（学部）進学希望者を対象とした説明会とし、令和元年9月21日実施の説明会への参加理由では「奨学金の話を聞いたかったから」が一番多かったため、今回初めて、海外留学支援制度及び第二種奨学金（海外）の実務担当者によるセミナー及び個別相談を実施した。来場者の満足度は77.8%であり、「奨学金の説明」の満足度は、74.1%であった。

〈海外留学説明会実施状況〉

開催地	日程	会場	来場者数（ ）は前年度
大阪	7月13日	CIVI 北梅田研修センター	89人（103人）
名古屋	7月14日	名古屋国際センター	29人（57人）
福岡	7月20日	天神クリスタルビル	51人（58人）
東京	9月21日	東京国際交流館プラザ平成	148人（71人）
東京	2月8日	東京国際交流館プラザ平成	52人（113人）

(3) 他機関実施イベントへの協力状況

在日外国公館や大学等が主催する留学フェアやイベント等に計26回（平成30年度18回）参加し、海外留学に関する情報提供を行った。

特に、学内で海外留学説明会を実施し、派遣する留学生も多い大学（国際基督教大学、東洋大学、法政大学、早稲田大学、横浜市立大学）については、新たに参加を打診し、協力を実施した。準備した資料のうち、海外留学支援制度等奨学金については、資料がすべて無くなる等、学生の関心の高さがうかがえ、機構の参加は学生に有益であった旨、各大学からは評価された。

また、NPO法人留学協会からの依頼により同協会が主催するセミナーに初めて参加したが、セミナー参加者は、同協会が認定する海外留学アドバイザー（高校の進路担当教員や留学支援機関担当者等）で、海外留学希望者と直接関わる担当者に海外留学奨学金の基本情報を説明することにより、情報提供の波及効果が期待される。

〈海外留学イベントの実施及び他機関実施イベントへの協力状況〉

区分	令和元年度	（参考）平成30年度
海外留学フェア	1回	1回
海外留学説明会	5回	5回
他機関実施イベントへの協力	26回	18回
全体	32回	24回

			<p>〈23〉日本人留学生に対する学資金支給の実施状況</p>	<p>②学資金の支給</p> <p>○海外留学支援制度（協定派遣）の実施 グローバル社会において活躍できる人材を育成するとともに、我が国の高等教育機関の国際化・国際競争力強化に資することを目的として、我が国の大学等が諸外国の大学等との学生交流に関する協定等に基づいて、諸外国の大学等に学生を短期間派遣するプログラムを審査のうえで以下のとおり採択し、採択さ</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉 ・海外留学支援制度に係る奨学金支給業務を円滑に実施したこと</p>	<p>〈今後の課題・指摘事項〉 海外留学支援制度（大学院学位取得型）の応募者数が減少している中、周知が効果的に実施できていないことが想定されることから、留学情報課と海外留学支</p>
<p>諸外国の大学等で学位取得を目指す日本人留学生の経済的負担を</p>	<p>グローバルに活躍する人材を育成する国の方針のもと、意欲と能</p>	<p>海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日</p>				

軽減するための学資金支給に取り組むとともに、大学間交流協定等に基づく留学への支援を通じ、大学等における留学期間の長期化を促す取組や短期留学の成果を生かしたグローバルに活躍する人材の育成に向けての取組など、留学の効果を高めるための取組を実施する。

力のある若者全員に留学機会を与えるため、海外の大学等において、大学間交流協定等に基づく交流を行う日本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、学資金を適切に支給する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行

本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行

本人留学生及び学位取得を目指す日本人留学生に対し、奨学金支給業務を円滑に実施する。

また、海外留学支援制度（協定派遣）においては、留学期間の長期化を促す取組の実施に加え、第3期教育振興基本計画等の政府方針を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援を行うための方策について検討する。

海外留学支援制度（大学院学位取得型）及び海外留学支援制度

れたプログラムにより派遣する留学生に対し、以下のとおり奨学金を支給した。なお、令和元年度より、本制度の実施に係る大学等担当者との間の諸手続（募集・申請、学生の登録、奨学金等支給申請、実施後の報告書提出等）を効率的に行うための管理システムを導入した。

(1) プログラムの採択状況

各大学等が開設した特色ある短期留学生派遣プログラムをプログラム枠として、グローバル化を一層推進する観点から重点枠を、それぞれ以下のとおり採択した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)採択プログラム数〉 (単位: 件)

区分		令和元年度	(参考) 平成30年度
プログラム枠		1,361	1,220
重点枠	大学の世界展開力強化事業	62	58
	スーパーグローバル大学創成支援	55	51
	UMAP 推進	4	6
計		1,482	1,335

(2) 支援内容

奨学金月額: 60,000円～100,000円(留学先地域により異なる)  
渡航支援金: 160,000円(平成30年度から、一定の家計基準を満たす者に対して支給)

(3) 令和元年度支援実績

以下のとおり採択されたプログラムにより派遣する留学生に対して奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績(新規採用者分)〉 (単位: 人)

区分		令和元年度	(参考) 平成30年度
プログラム枠		14,531	16,066
重点枠	大学の世界展開力強化事業	761	850
	スーパーグローバル大学創成支援	514	704
	UMAP 推進	13	10
計		15,819	17,630

また、留学プログラムが複数年度に渡る学生に対しては、以下のとおり、機構より奨学金を支給した。

〈海外留学支援制度(協定派遣)支援実績〉 (単位: 人)

区分	令和元年度	(参考) 平成30年度
継続支援者数	3,138	3,007

(4) 留学期間の長期化を促す取組及び政府方針を踏まえた支援の検討状況

① 留学期間の長期化を促す取組

は評価できる。

・海外留学支援制度(協定派遣)については、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的な支援として、事前・事後研修に係る調査を実施したことは評価できる。

・海外留学支援制度(学部学位取得型)については、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国(地域)で長期間滞在する上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを資料送付により対応したことは評価できる。

・海外留学支援制度(大学院学位取得型)については様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努めたことは評価できる。

・個人及び民間企業等からの寄附金を募り、民間の力を活用して官民協働海外留学支援制度を運営し、各コースにおける選考・採用を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生を海外に派遣したことは評価できる。

・支援企業と連携して事前研修・事後研修を計画的に実施し、留学による効果を高めるとともに、メンタリング制度により留学中の派遣留学生に対する支援も実施し、留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進及び留学中のモチベーションの維持に取り組むとともに2020年度までに派遣人数1万人の目標達成に向けて計画的な採用を行ったことは評価できる。

援課の両課においてこれまで以上に連携し、応募者数の増加へ向けた取組が求められる。

〈その他事項〉

(委員からの意見)

日本から海外に派遣する留学生数の維持・拡大は、日本の国際的なプレゼンスを維持・拡大する上で非常に重要である。留学派遣の一層の取組の充実を期待する。



<p>意欲と能力のある若者全員に留学機会を与えるため、官民が協力した仕組みによる、経済的負担を軽減するための学資金の支給事業について、引き続き2020年度の派遣人</p>	<p>う。</p> <p>官民協働留学支援策である「トビタテ！留学JAPAN」について、民間企業等からの寄附金を募り、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に</p>	<p>(学部学位取得型)について、様々な関係機関に奨学金制度を周知する等、効果的な周知の実施に努める。</p> <p>海外留学支援制度(学部学位取得型)において、国費による支援を受ける留学生としての自覚を促すとともに、諸外国(地域)で長期間滞在する上で必要な情報や知識を伝えることを目的とする事前オリエンテーションを実施する。</p> <p>官民協働留学支援策制度「トビタテ！留学JAPAN」については、日本人留学生の選考、</p>		<p>平成30年度業務実績評価(文部科学大臣評価)での指摘や令和元年度計画において留学期間の長期化を促す取組の記載があることから、海外留学支援制度(協定派遣)の留学期間についても、8日以上30日以内の派遣プログラムの支援については見直し、令和3年度からは連続して31日以上実施するプログラムのみ支援対象とすることとした。</p> <p>②「事前・事後研修」に係る調査の実施及び事例報告会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>第3期教育振興基本計画(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、グローバル人材育成支援にあたり、帰国後に学位取得目的の長期留学につながるような短期留学への取組や、短期留学の成果を定着させるための取組を行うプログラム等に対して重点的に支援を行うことについては、文部科学省及び協定派遣に係る有識者との意見交換等により検討を行った。</li> <li>この検討により、短期留学の成果を定着させるためには、事前・事後研修が有効であり、今後、留学の中長期化を目指すうえで、まずは協定派遣プログラムのうち、短期(1か月～3か月)のプログラムで効果的な事前・事後研修を実施している事例を調査することとなった。</li> <li>この度の調査は、平成30年度実施の海外留学支援制度(協定派遣)の派遣プログラム採択校のうち、申請書類を书面評価し、効果的な事前・事後研修を実施していると評価された大学等について訪問調査を実施し、報告書を作成した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>調査した大学等の中で、派遣学生が主体的に取り組み、高い教育効果が得られるよう設計されているプログラム事例について広報・普及を図るため、事例報告会を以下により実施する予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とし、令和2年度に改めて実施することとした(配布資料については実施後にホームページに掲載予定)。</li> </ul> </li> </ul> <p>&lt;事前・事後研修に関する事例報告会&gt;  日時：令和2年3月4日【中止】  会場：東京国際交流館プラザ平成3階</p> <p>○海外留学支援制度(学部学位取得型)の実施  留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に諸外国の学士の学位を取得するための留学をする日本人学生等を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度(学部学位取得型)」を実施した。</p> <p>(1)支援内容  ・奨学金月額：59,000円～118,000円(留学先地域により異なる)  ・授業料実費(年度上限2,500,000円)</p> <p>(2)令和元年度支援実績  以下のとおり、支援を実施した。</p> <p>&lt;海外留学支援制度(学部学位取得型) 支援実績&gt;</p> <table border="1" data-bbox="955 1465 1519 1600"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度新規採用者</td> <td>44人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度以前からの継続者</td> <td>69人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3)令和2年度の募集・選考  以下のとおり、令和2年度採用者の募集、選考を行った。</p> <p>&lt;海外留学支援制度(学部学位取得型) 採用実績&gt;</p> <table border="1" data-bbox="955 1764 1626 1898"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>207人</td> <td>149人</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>45人</td> <td>45人</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支援人数	令和元年度新規採用者	44人	平成30年度以前からの継続者	69人	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	応募者数	207人	149人	採用者数	45人	45人		
区分	支援人数																				
令和元年度新規採用者	44人																				
平成30年度以前からの継続者	69人																				
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度																			
応募者数	207人	149人																			
採用者数	45人	45人																			

<p>数1万人の目標達成に向け日本人の海外留学を促進する。また、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>向けて計画的な運営に努めるとともに、「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用し、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施する。さらに、事業成果の確認及び評価を行い、その結果も踏まえて2020年度以降の事業の在り方について検討する。</p>	<p>支給事務及び留学前後の研修等を円滑に実施し、意欲と能力のある日本人留学生の海外留学を促進するとともに、2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて努める。なお、実施に当たっては、個人及び民間企業等からの寄附金を募り、計画的に運営する。さらに、個人の主体的な留学、実践活動や事前・事後研修等を行うプログラムに対する支援を海外留学支援制度で実施するための方策について「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験を活用しつつ、検討する。</p>	<p>(4) 募集・選考業務等の効率化 募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を利用し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。</p> <p>(5) 効果的な周知の実施状況 海外留学支援制度（学部学位取得型）の周知については、令和元年9月に募集要項等を機構ホームページに掲載と併せて、全国の教育委員会、知事部局、在外の日本大使館等の関係機関に募集要項や案内チラシを郵送した。 また、機構主催の海外留学フェア（令和元年6月29日開催）及び海外留学説明会（令和2年2月8日）に職員が参加し、大学院学位取得型の募集案内と併せて、留学相談等の情報提供を行った。</p> <p>(6) 海外留学支援制度（学部学位取得型）に係る事前オリエンテーションの実施 事前オリエンテーションを以下により実施予定であったが、新型コロナウイルス感染症対策のため中止とした。なお、本オリエンテーション参加予定の派遣学生には、留学中に、諸外国（地域）で長期間滞在するために必要な情報として、留学中の安全対策及び危機管理についての資料送付を行った。</p> <p style="text-align: center;">＜事前オリエンテーション＞ 日時：令和2年3月16日 【中止】 会場：東京国際交流館プラザ平成3階 定員：45人</p> <p>○海外留学支援制度（大学院学位取得型）の実施 留学生交流の一層の拡充を図り、日本と諸外国との相互理解と友好親善を増進し、国際的にも指導的立場で活躍できる優秀な人材の育成に努め、グローバル人材の育成に必要な日本人学生の海外留学を促進するとともに、日本の国際化・国際競争力強化に資することを目的に、諸外国の大学等で修士・博士の学位取得を目指す日本人学生を対象に、給付型の奨学金制度である「海外留学支援制度（大学院学位取得型）」を実施した。</p> <p>(1) 支援内容 ・奨学金月額：89,000円～148,000円（留学先地域により異なる） ・授業料実費（年度上限2,500,000円）</p> <p>(2) 令和元年度支援実績 以下のとおり、支援を実施した。</p> <p style="text-align: center;">＜海外留学支援制度(大学院学位取得型) 支援実績＞</p> <table border="1" data-bbox="955 1348 1537 1507"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支援人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和元年度新規採用者</td> <td>85人</td> </tr> <tr> <td>平成30年度以前からの継続者</td> <td>154人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 令和2年度の募集・選考 以下のとおり、令和2年度採用者の募集、選考を行った。</p> <p style="text-align: center;">＜海外留学支援制度(大学院学位取得型)採用実績＞</p> <table border="1" data-bbox="955 1654 1626 1852"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和2年度</th> <th>(参考) 令和元年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>応募者数</td> <td>239人</td> <td>244人</td> </tr> <tr> <td>採用者数</td> <td>93人</td> <td>95人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 募集・選考業務等の効率化</p>	区分	支援人数	令和元年度新規採用者	85人	平成30年度以前からの継続者	154人	区分	令和2年度	(参考) 令和元年度	応募者数	239人	244人	採用者数	93人	95人		
区分	支援人数																			
令和元年度新規採用者	85人																			
平成30年度以前からの継続者	154人																			
区分	令和2年度	(参考) 令和元年度																		
応募者数	239人	244人																		
採用者数	93人	95人																		



募集・選考業務の実施に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を利用し、書類のペーパーレス化及び業務の効率化を図りつつ、応募者、選考委員及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、確実な実施に努めた。

(5) 効果的な周知の実施状況

海外留学支援制度（大学院学位取得型）の周知については、令和元年9月に募集要項等を機構ホームページに掲載と併せて、全国の国公私立大学に募集要項や案内チラシを郵送した。その他、申請数の増加に向けた取組として、比較的会員数が多く、学生や学校関係者が購読層である3学会（日本機械学会等）について、学会誌の発行に合わせて本制度のチラシ同封及び学会誌誌面への広告掲載を実施した。その他、サイエンスポータル（国立研究開発法人科学技術振興機構管理）のウェブサイトにも本制度の募集内容を掲載した。また、機構主催の海外留学フェア（令和元年6月29日開催）、海外留学説明会（令和2年2月8日）に職員が参加し、学部学位取得型の募集案内と併せて、留学相談等の情報提供を行った。

○「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験の海外留学支援制度での活用について

「トビタテ！留学JAPAN」の施策で得た経験の活用については、文部科学省等の意見等を踏まえ、検討を行い、事前・事後研修を海外留学支援制度にも取り入れることとした。協定派遣においては、事前・事後研修に係る調査の実施及び報告書作成を行い、事例報告会の準備を行った。学部学位取得型においては派遣採用者を対象とした事前オリエンテーションを令和元年度採用者から実施するなど、留学効果を高めるため取組を進めている。

○官民協働海外留学支援制度の実施

経済団体、支援企業、教育機関関係団体及び自治体全国組織等の代表から構成されるグローバル人材育成コミュニティ協議会の意見を踏まえつつ、民間の知見と支援を活用し、実社会で求められる資質・能力の育成を社会全体で集中的に支援するために官民が協力した海外留学支援制度である「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学JAPAN日本代表プログラム～」の派遣留学生の募集・選考を行い、大学生等コース、高校生コース、地域人材コースのそれぞれについて採用者を支援した。

(1) 大学生等コース

大学生等コースは、理系、複合・融合系人材コース、新興国コース、世界トップレベル大学等コース、多様性人材コースから構成される。平成30年度からは理系、複合・融合系人材コースに未来テクノロジー人材枠を設けた。

① 支援内容

＜平成29年度前期（第6期）以降＞

奨学金 (月額)	留学先地域により区分： 16万円、12万円 〔家計基準を超える者は一律6万円〕
留学準備金 (定額)	15万円（アジア地域）、25万円（アジア地域以外）
授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 ・1年以内の留学・・・ 30万円 ・1年を超える留学・・・ 60万円

＜令和2年度前期（第12期）以降＞

授業料 (定額)	大学・大学院の授業料が対象 30万円 (第12期以降、留学期間は最長で1年以内となる。)
-------------	--

②令和元年度採用実績

民間選考委員（支援企業の人事・採用担当者等）及び専門選考委員（学識経験者）による書面審査、面接審査を経て、これら選考委員により構成される選考委員会において審議を行い、以下のとおり派遣留学生として産業界を中心に社会で求められる人材を採用した。

（民間選考委員：[第11期]47社（99人）・[第12期]44社（99人））

・令和元年度後期（第11期）派遣留学生採用実績

申請：1,767人

採用：430人

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	599人	216人
うち未来テクノロジー人材枠	78人	50人
新興国コース	156人	47人
世界トップレベル大学等コース	205人	59人
多様性人材コース	807人	108人

・令和2年度前期（第12期）派遣留学生採用実績

申請：1,100人

採用：507人

〈コース別内訳〉

コース名	申請者数	採用者数
理系、複合・融合系人材コース	520人	265人
うち未来テクノロジー人材枠	49人	31人
新興国コース	109人	49人
世界トップレベル大学等コース	72人	26人
多様性人材コース	399人	167人

(2) 高校生コース

意欲のある若者の留学を高等学校段階から支援することで海外留学の機運を高めることを目的とする「高校生コース」の募集・選考を行った。

① 支援内容

〈アカデミック（ロング）〉

授業料	留学先における授業料相当額（学費・登録料）： 30万円
現地活動費 （毎月）	留学先地域、留学期間により区分： 10万円～14万円
往復渡航費	10万円（アジア地域）、20万円（アジア地域以外）
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

〈アカデミック（ロング）以外〉

奨学金 （一括支給）	留学先地域、留学期間により区分： 24万円～95.5万円
事前・事後研修 参加費	事前・事後研修参加のための国内旅費の一部

（注）家計基準を超える者は、事前・事後研修参加費を除き、それぞれの金額に0.6を乗じた金額を支給。

②令和元年度（第5期）派遣留学生採用実績

・申請：3,018人（1,070校）

・採用：835人（461校）

<分野別内訳>

コース名	申請者数	採用者数
アカデミック（テイクオフ）新高校1年生対象	423人	121人
アカデミック（テイクオフ）新高校2-3年生対象	914人	243人
アカデミック（ショート）	427人	128人
アカデミック（ロング）	264人	21人
スポーツ・芸術	338人	102人
プロフェッショナル	232人	108人
国際ボランティア	420人	112人

(3) 地域人材コース

地域の活性化に貢献し、地域に定着する意欲のある学生を対象に、地域内でのインターンシップを組み合わせた留学を支援する「地域人材コース」の募集・選考を各採択地域で行い、以下の派遣留学生を採用した。

派遣留学生採用実績

<令和元年度後期（第11期）派遣対象採択地域事業（20地域）>

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
北海道	北海道海外留学支援事業～トビタテ！道産子海外留学応援プログラム～	16人	4人
岩手県	いわて協創グローバル人材育成プログラム	9人	8人
山形県	やまがたの未来を切り開くグローバル人材育成プログラム	15人	11人
群馬県 太田市	新田山（にいたやま）グローバル人材育成事業	8人	8人
栃木県	とちぎグローバル人材育成プログラム（上級コース）	8人	5人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	3人	3人
福井県	福井県地域グローバル人材育成事業	4人	4人
静岡県	ふじのくにグローバル人材育成事業	10人	4人
奈良県 奈良市	「奈良を『開く』人材」グローバル人材育成プロジェクト	9人	5人
岡山県	おかやま若者グローバルチャレンジ応援事業	5人	4人
広島県 福山市	トビタテ学種！花開け学種！ふくやまグローバル人材育成事業	12人	10人
島根県	島根県グローバル人材育成支援事業	5人	5人
香川県	香川地域活性化グローバル人材育成プログラム	4人	4人
徳島県	徳島県地域グローバル人材育成事業	7人	5人
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業	5人	5人
熊本県	「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成事業	12人	7人
佐賀県	世界とともに発展するSAGANグローバル人材育成事業	11人	6人

大分県	大分県地域グローバル人材育成・定着事業	18人	7人
長崎県	長崎ブレイクスルー(長崎グローバル人材育成)プロジェクト	2人	1人
沖縄県	沖縄からアジアへトビタテ！留学JAPANプロジェクト	9人	8人
合 計 (大学生等)		172人	114人
地域人材コースのうち高校生を対象とするもの			
長崎県	長崎ブレイクスルー(長崎グローバル人材育成)プロジェクト (高校生)	0人	0人
宮崎県	みやざきグローバル人材育成事業 (高校生)	5人	3人
合 計 (高校生)		5人	3人

<令和2年度前期(第12期)派遣対象採択地域事業(2地域)>

地域名	地域事業の名称	実績	
		申請数	採用数
いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち	2人	2人
石川県	いしかわの明日の人材を育成する実践的留学プログラム支援事業	9人	5人
合 計 (大学生等)		11人	7人
地域人材コースのうち高校生を対象とするもの			
いわき市	トビタテ！福島浜通り再生ストーリーの主役たち (高校生)	0人	0人
合 計 (高校生)		0人	0人

(4) 第2回留学体験発表会及び第5回留学成果報告会の開催

我が国における留学機運醸成、帰国した派遣留学生が、自身の留学経験を発信することで自身の留学経験を学びに変えたとともに、派遣留学生間でネットワーク形成を促進すること、支援企業・団体に派遣留学生と直に接する交流の機会を提供することにより、本制度への理解を促し一層の協力・支援に繋げることを目的に、留学成果報告会開催を企図した。令和元年度は、全国6地域で留学体験発表会を実施し、高い評価を得た派遣留学生を集めて留学成果報告会の開催を予定し、413人の観覧申込みを得ていたが、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンライン開催に変更した。留学成果報告会では、特に大きな成果が見られたと判断された派遣留学生に対し、文部科学大臣名で最優秀賞2人、優秀賞4人、特別賞2人を選定した。

<第2回留学体験発表会の開催状況>

日程	開催地	派遣留学生発表者数	観覧者数
10月20日	東京	32人	約270人
11月4日	仙台	11人	約110人
11月9日	大阪	19人	約180人
11月10日	名古屋	13人	約140人
11月17日	福岡	15人	約140人
11月24日	広島	18人	約80人
合計		108人	約920人

(注) 広島での留学体験発表会は、トビタテ！生の有志自主開催。

【第5回トビタテ！留学成果報告会(オンライン)の開催状況】

開催日：令和2年3月20日～令和2年4月20日

参加者：高校生コース代表10人、大学生コース代表8人、計18人の動画(各5分)

再生回数：約1万回(令和2年4月20日時点)

URL : <https://tobitate.mext.go.jp/web-debriefing/>

【留学成果報告会「オンライン交流会」の開催】

- 開催日：令和2年3月29日  
 ①11:00～12:00 アメリカ・オセアニア編  
 ②15:00～16:00 新興国編  
 ③20:00～21:00 ヨーロッパ編

参加者：各3～4人の動画発表者

観覧者数：20人

内容：ZOOMを用いた発表者と観覧者の交流会、質疑応答を実施

(5) 審査業務等の効率化

審査業務の実施や留学計画変更申請業務等の処理に当たっては、クラウド型採用支援等ソフトウェアサービス等を活用し、学生、生徒、選考委員、学校及び機構の間の連携を円滑かつ効率的に進めることにより、その確実な実施を図っている。

(6) 制度の周知に向けた取組

支援企業と連携した広報活動をはじめ、ホームページ、ポスター、イベント出展、SNS活用、メディア掲載などを通じて、さらなる周知をはかるとともに、メディアへの働きかけを実施した。

(7) 今後の方向性について

2021年以降の「トビタテ！」の在り方について、文部科学省と連携して検討を進めた。

(8) 寄附金募集活動

本事業実施のため、令和元年度は、機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により50の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み129の企業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。また、新たに7社・団体からの支援の決定を受け、法人・個人合わせて計1,423,551,113円の寄附金収入があった。

また、個人寄附説明会を実施(令和元年5月20日、7月11日、9月3日、12月5日)するとともに、個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年度からオンライン寄附システムを導入したことに加え、平成30年12月から開始した寄附型自動販売機の設置の取組を更に進めた。また令和元年11月からは松山製菓からトビタテとのコラボによる寄附付商品が発売され、売り上げの一部がトビタテに寄附されることとなった。

○2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けた取組状況

2020年度の派遣人数1万人の目標達成に向けて、制度のさらなる周知をはかるとともに採用の拡大に努めた。

<採用状況(累計)>

目標	10,000人			
採用者累計	8,323人			
	大学生等		高校生	
	申請者	採用者	申請者	採用者
合計	18,252人	5,630人	9,609人	2,693人
平成26年度	1,700人	323人	-	-
平成27年度	2,074人	660人	514人	303人
平成28年度	3,220人	950人	2,058人	511人
平成29年度	3,275人	1,115人	1,904人	501人
平成30年度	3,505人	1,092人	2,108人	538人
令和元年度	3,367人	976人	3,025人	840人
令和2年度	1,111人	514人	-	-

(注) 令和2年度は、大学生等コースの前期のみ。



○留学前・留学後の研修

- ・「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」のプログラムの一環として、留学の効果を高めるため、留学開始前及び留学終了後の派遣留学生を対象として、事前研修・事後研修を実施している。実施に当たっては、グローバル人材としての意識の醸成のため、支援企業の経営幹部による講演や、留学・海外経験のある社員や帰国した派遣留学生による留学計画や留学中の活動へのアドバイスを行う等、より効果的な留学機会を提供できるよう努めている。
- ・事前研修・事後研修には、研修に関する専門知識とノウハウを有する外部業者を活用し、円滑かつ効率的な運営に努めている。

(1) 大学生等コースの事前研修

① 目的

- ・将来のグローバルリーダーとしての動機付け
- ・留学目的・計画の明確化
- ・成長と活躍に必要な土台作り
- ・派遣留学生間の連帯感と使命感の醸成

② プログラム概要

- ・多様な領域で活躍する若手リーダーによるパネルディスカッション
- ・自分が留学期間中に意識すべきことの明確化や、日本についての理解の深化、自分の成長経験を共有するためのワークショップ
- ・研修を通じて改善した留学計画のプレゼンテーション 等

③ 令和元年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	10回	812人
兵庫	1回	86人
京都	1回	72人

(2) 大学生等コースの事後研修

① 目的

- ・留学経験の振り返りと自己の軸の再確認
- ・リーダーに向けての意識転換
- ・留学機運醸成に対する意義付け
- ・長期的な展望の整理

② プログラム概要

- ・留学成果のグループ内での共有
- ・産業界からグローバルに活躍するリーダーを招聘した講演
- ・留学で得た経験を基に、派遣留学生の志を整理し、今後の活動を検討するためのワークショップ
- ・留学の成果と今後の活動方針についてのプレゼンテーション 等

③ 令和元年度開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	7回	585人
大阪	1回	74人
京都	1回	89人

(3) 高校生コースの事前・事後研修

高校生コースの第5期生に対して壮行会と併せて事前研修を実施した。また、留学を終了した第4期生と第5期生に対して事後研修を実施した。

① 事前研修（第5期生）開催実績

開催地域	開催回数	参加者数
東京	2回	637人

				<table border="1"> <tr> <td>大阪</td> <td>1回</td> <td>198人</td> </tr> </table> <p>②事後研修（第4・5期生）開催実績</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>開催地域</th> <th>開催回数</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京</td> <td>7回</td> <td>411人</td> </tr> <tr> <td>大阪</td> <td>3回</td> <td>184人</td> </tr> <tr> <td>岡山</td> <td>1回</td> <td>46人</td> </tr> <tr> <td>福岡</td> <td>1回</td> <td>70人</td> </tr> </tbody> </table> <p>○メンタリング制度  「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム～」の一環として、留学中においても、アドバイザーとして、留学生活上の様々な悩みについて相談を受け、派遣留学生のモチベーションの状態を把握しながら寄り添って考える「メンター」を支援企業の留学経験者・海外勤務経験者等から募り、希望する学生（メンティー）に対して一人のメンターを指定し、相談等に応じている。</p> <p>①目的</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・留学計画の実践サポートによる学生の成長の促進</li> <li>・留学中のモチベーションの維持（メンタルダウンの予防）</li> </ul> <p>②実施形態  メンターとメンティーの1対1のコミュニケーションを、原則としてインターネット通話により行う（月1回程度）。</p> <p>③令和元年度実施状況  メンター及びメンティーを募集・採用し、両者をマッチングした上で、令和元年度も引き続きメンタリングを実施している。  メンター：25人  メンティー：45人</p>	大阪	1回	198人	開催地域	開催回数	参加者数	東京	7回	411人	大阪	3回	184人	岡山	1回	46人	福岡	1回	70人		
大阪	1回	198人																						
開催地域	開催回数	参加者数																						
東京	7回	411人																						
大阪	3回	184人																						
岡山	1回	46人																						
福岡	1回	70人																						

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3	学生生活支援事業		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
								予算額（千円）	308,712	—	—	—	—
								決算額（千円）	310,069	—	—	—	—
								経常費用（千円）	293,875	—	—	—	—
								経常利益（千円）	9,902	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	517,788	—	—	—	—
								従事人員数	20	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
				<主要な業務実績> (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供 (2) 障害のある学生等に対する支援 (3) キャリア教育・就職支援	<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定 B  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(1)	学生生活支援事業 (1) 学生生活、学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
								予算額（千円）	308,712	—	—	—	—
								決算額（千円）	310,069	—	—	—	—
								経常費用（千円）	293,875	—	—	—	—
								経常利益（千円）	9,902	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	517,788	—	—	—	—
								従事人員数	20	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評価	(B)
大学等における学生生活状況についての調査や学生生活支援の取組に関する調査を実施し、分析を行うとともに、学生生活支援の充実に資するよう、戦略的な情報提供等を実施する。	国や機構の施策等の基礎となる大学等における学生生活状況について調査・分析を充実するとともに、学生生活支援の充実に資するよう情報提供等を実施する。また、大学等における学生	平成30年度に実施した「学生生活調査」の結果について、専門家の協力を得て分析し、情報提供を行う。なお、試行的に実施した「高等専門学校生活調査」及び「専修学校生活調査」の結果についても、専門家の協	<24> 学生生活・学生生活支援に関する情報の収集・分析・提供の状況	<p>○学生生活調査 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で調査を実施している。令和元年度は、平成30年11月に実施した調査について結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、外部有識者による専門研究領域に係る知見や、これまでの本調査への協力の経験を活かした執筆を行った。また、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）を対象として、平成30年に試行的に実施した調査（「高等専門学校生活調査」及び「専修学校生活調査」）についても、結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ公表することとした。「学生生活調査」及び「高等専門学校生活調査」、「専修学校生活調査」の公表資料については令和2年3月までに確定した。 ※令和2年6月にホームページにおいて公表。</p> <p>○大学等における学生支援の取組状況に関する調査 大学等における学生支援に関するニーズを把握するため、全国の大学・短期大学・高等専門学校を対象として、大学等における学生支援の取組状況について、原則隔年で調査を実施している。令和元年度は、外部有識者で構成される学生支援の取組状況に関する調査協力者会議での審議及び文部科学省との協議により調査内容を決定し、令和元年9月にアンケート調査（調査対象数1,168校、回答数1,154校）を実施した。調査項目については、LGBT(性的少数者)及びインターンシップに関する設問の充</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・従前より実施している学生生活調査について、継続調査として調査結果の取りまとめまで着実に実施しつつ、試行的に実施した「高等専門学校生活調査」及び「専修学校生活調査」についても、公表に至ったことは評価できる。</li> <li>・大学等における学生支援の取組状況に関する</li> </ul>	補助評価	(B)
				<p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題・指摘事項〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>(委員からの意見)</p> <p>多面にわたって学生生活支援の向上に取り組んでいると思う。感染症蔓延でこれまで想定されなかった生活の問題が発生していると考えられる</p>			

	<p>生活支援の取組について調査を実施し、実態や課題を把握するとともに、先進的な取組や喫緊の課題について大学等の理解・啓発に資するよう情報提供等を実施する。</p>	<p>力を得ながら内容を精査の上、情報提供を行う。</p> <p>各大学等における学生支援の取組状況について、先進的な取組も含め、実態を把握するために、「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」を実施する。なお、実施に当たっては、各大学等の協力を得て、実地調査を併せて行う。</p> <p>さらに、「学生生活調査」や「大学等における学生支援の取組状況に関する調査」等の結果も踏まえつつ、各大学等において生じている喫緊の課題の解決に向けた先進的な取組等の普及を目的とするセミナーを実施する。また、各種政策課題等、ニーズや優先度などを勘案して、対</p>		<p>実を図った。</p> <p>また、大学等における先進的な取組を把握し情報提供するため、「キャリア・就職支援」「生活支援」「ピア・サポート」「学生相談（LGBT支援）」の4領域、計12校を対象に実地調査を行った。</p> <p>○「学生生活にかかる喫緊の課題に関するセミナー」の開催 学生を取り巻く諸問題や大学等における学生支援に関する喫緊の課題をテーマに、具体的な問題事例や課題解決に向けた好事例の紹介等を行うことにより、先進的な取組等の普及、学生支援の充実を図ることを目的として実施した。</p> <p>①日程・会場：令和元年12月6日（日本消防会館） ②対象：大学等の副学長相当職や部課長相当職、学生支援に携わる教職員 ③後援：文部科学省、金融庁、消費者庁、日本学生相談学会 ④実施概要：文部科学省による行政説明、下記のテーマの専門家による講演及びパネルディスカッションを実施</p> <p>【テーマ】 ・外国人留学生のキャリア教育 ・今、学生に求められる金融リテラシー</p> <p>⑤参加者数：173人 ⑥参加校数：146校 ⑦満足度：95.3% &lt;個別意見（抜粋）&gt; ・第一線で活躍する方々のお話を伺い、学生指導に求められることを整理できた。 ・非常にタイムリーなテーマ選択でよかった。</p> <p>○プロジェクト研究の実施 学生生活支援に関わる政策上の重要課題に関連するテーマについて、今後の学生生活支援事業のエビデンスとして活用することを主な目的として、国立大学法人筑波大学に、以下のとおり、プロジェクト研究を委託し、実施した。</p> <p>【テーマ】障害のある学生への修学支援における学生本人による効果評価に関する調査研究 【背景】障害学生に対して提供される合理的配慮の内容は、大学と障害学生間における不断の建設的対話・モニタリングを踏まえて決定することが重要とされているが、実際に、障害学生が合理的配慮等の支援の決定プロセスにどのように参画し、提供された支援についてどう捉えているかは明らかになっていないことから、今後の大学と学生間の合意形成過程や支援内容の改善・充実に資する有益なデータ等を得るため、障害学生本人を評価者とした合理的配慮等の支援に関する調査を実施する。 【目的】以下のことを目的として、機構の「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」の項目を参考に、障害学生本人を評価者とした合理的配慮等の支援の提供に関する調査研究を行う。 (1)大学と障害学生間の合意形成過程における好事例並びに課題を明らかにする。 (2)大学から提供された合理的配慮等の支援に対して、障害学生本人による満足度評価により、支援の有効性を明らかにする。 (3)上記(1)と(2)について、学生の障害分類による差異を明らかにする。</p> <p>【調査研究成果】令和2年3月末に、調査研究成果報告書を取りまとめた。 ※令和2年5月にホームページにおいて公表。</p>	<p>調査については、外部有識者による調査協力者会議での審議等を踏まえ、調査項目を充実させるとともに、大学等にとって参考となるよう、先進的な取組を把握するため実地調査を行ったことは評価できる。</p> <p>・大学等の学生支援における喫緊の課題である「外国人留学生のキャリア教育」と「今、学生に求められる金融リテラシー」をテーマとして開催したセミナーは、大学等の取組事例や学生の金融リテラシーの現状など、学生生活にかかる課題の解決のために大学等にとって参考となるものということで、参加者からも高い満足度を得られており、評価できる。</p> <p>・障害学生本人が合理的配慮等の支援の決定プロセスにどのように参画し、支援についてどのように捉えているかという観点で行われたプロジェクト研究は、大学等と障害学生の間求められる建設的対話等に資する有益な情報を提供していると考えられ、評価できる。</p>	<p>ので、日本人学生、障害のある学生、留学生等それぞれが直面している問題を把握しタイムリーな支援を行って欲しい。</p> <p>また、総額規模からすると、非常にわずかな予算と人員によって行われている中で、継続的に地道なデータの蓄積と、新たなプロジェクト研究の両方に取り組みされていることは評価できる。希望としては、データとその分析からなる報告書のアーカイブ化だけでなく、10年、20年の推移を大局的な視点から読み解き、高等教育論、学生支援論として展開し、一般の教職員や学生生活支援を担当する者の指針となるような本を出版（紙及びオンラインで）すると良い。</p> <p>「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」は、例年ほぼ100%の回収率を達成しており、わが国で最も信頼性のあるデータを提供していると思われる。その英訳を公開される予定であることは、非常に意義のある試みとして評価できるが、それにとどまらず、アメリカの状況とを対照して、日本の良さ、改善点などが浮き彫りになるような、情報の見せ方を工夫することを期待する。</p> <p>最近のデータ（令和元年度）によれば、障害学生が在籍していない学校が20.2%もあり、前年度よりも4校増えているようである。それらの学校をターゲットに置いた「障害学生支援理解・啓発セミナー」を開催していることは評価できるが、これらの取組にも反応しない一部の学校について、なぜ理解や受入が進まないのか、もう一步踏み込んだ調査やヒアリングの試みがなされてもよいと思う。障害学生受入を進めるうえでの「障壁」が何であるかを明らかにし、解決の方策を検討することを「プロジェクト研究」の一つの柱としてもよいのではないかと。</p>
--	--	--	--	--	---	---



			応が求められているテーマの中からプロジェクト研究を実施する。				
--	--	--	--------------------------------	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(2)	学生生活支援事業 (2) 障害のある学生等に対する支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号、第9号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最 終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
								予算額（千円）	308,712	—	—	—	—
								決算額（千円）	310,069	—	—	—	—
								経常費用（千円）	293,875	—	—	—	—
								経常利益（千円）	9,902	—	—	—	—
								行政コスト（千円）	517,788	—	—	—	—
								従事人員数	20	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、大学等における支援について、体制の全体的な底上げを図るとともに、大学等全体としての理解・啓発を促す。また、実態調査	障害のある学生や固有のニーズがある学生が社会で活躍できるように、修学支援に関する実態調査を通じて問題の把握・分析を行うとともに、高大連携や就労支援など主要課題に関する理解・啓発	障害のある学生等や固有のニーズのある学生が社会で活躍できるように、大学等の支援の充実を図るため以下の施策を実施する。 ① 「障害のある学生の修学支援に関する実態調査」について、調査	<25> 障害のある学生等に対する支援に係る事業、調査・分析等の実施状況	○大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査 障害のある学生の今後の修学支援に関する方策の検討に資するため、全国の大学、短期大学及び高等専門学校における障害学生の状況及びその支援状況について把握することを目的として、毎年実施している。 また、数値データだけでは把握できない実態に関する調査として合同ヒアリングを実施し、各年度のテーマに沿って聞き取りを行っている。  (1) 令和元年度調査の実施及び公表 ・令和元年9月～10月に書面調査を実施した（回収率100%）。 ・調査結果について機構ホームページにて公表するとともに、大学等へ送付した（令和2年3月）。  (2) 平成30年度調査結果の英訳 我が国の障害学生支援について海外への情報発信のため、平成30年度調査報告書の英語版の執筆を有識者に依頼し、令和2年3月に作成した。令和2年度第1回協力者会議で承認の上、機構ホームページに公開予定（令和2年8月頃）。  (3) 令和元年度合同ヒアリングについて 支援体制の整備や支援のノウハウが不十分と思われる大学等の理解啓発を図り、障害学生支援状況の底上げを目的とし、以下の内容で計5回（28校）のヒアリングを実施した。	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 ・「大学、短期大学及び高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査」を実施し、大学等の体制整備の実態を詳細に把握したことは、評価できる。 ・支援体制の整備や支援のノウハウが不十分と思われる大学等の理解啓発を図り、障害学生支援状況の底上げを目的として、	補助評定 (B)  <評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題・指摘事項> —  <その他事項> —

<p>や取組事例の収集に基づく問題の把握・分析・情報提供等を総合的に実施する。</p>	<p>に重点を置いたセミナー等を実施する。また、障害学生等に対する支援体制の全体的な底上げを図るために、取組事例の収集を含めた総合的な情報提供等を推進し、体制整備が進まない大学等に対してはより重点的に、全学を挙げた取組の実施や学外機関との連携の働きかけを強化する。</p>	<p>項目や分析の改善・充実を図る。また、障害学生と大学等との紛争の防止・解決等に関する事例を収集し、公表する。</p> <p>② 大学等における障害のある学生に対する支援体制全体の</p>		<p>①発達障害（診断書無・配慮有）学生への支援について  ②支援体制（組織、スタッフ、対応のプロセス等）の現状と課題  ③支援内容に関する課題  ④地域ネットワークについて</p> <p>(4)平成30年度合同ヒアリングの公表  障害学生支援の中でも特殊性の高い領域である医学・薬学、コメディカル、教育、福祉、大学院、通信教育課程の6つのテーマの現状と課題について報告書にまとめ、機構ホームページで公表するとともに、大学等へ送付した（令和2年3月）。</p> <p>○『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』の作成  平成28年4月の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）の施行に伴い、障害のある学生と大学等との間において差別的取扱いや合理的配慮の不提供に関しての相談や紛争の防止・解決に関して、各大学等が適切な対応を行うためにどのような体制を整えているかを調査するとともに、参考にできる具体例を収集・分析・公表・普及することを目的とし、『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の協力により、以下のとおり実施、公表した。</p> <p>(1)令和元年度調査の実施・公表  平成30年度に発生した紛争の防止や解決等に関する具体例を調査・集計し、調査結果について機構ホームページにて、公表した（令和2年3月）。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査時期：令和元年7月1日から8月9日</li> <li>・調査対象校：高等教育機関1,169校、相談機関542機関</li> <li>・回収状況：高等教育機関650校（回収率55.6%）、相談機関101機関（回収率18.6%）</li> <li>・事例回答件数：上記のうち401件（高等教育機関382件、相談機関19件）</li> <li>・公表事例：事例回答件数401件のうち65件（高等教育機関：51件、相談機関：14件）</li> </ul> <p>(2)「こんなときどうする？障害学生支援部署の役割」（ウェブコラム）の連載  情報不足により判断を誤りがちな事例、対応に苦慮している事例等を取り上げ、現場レベルでの具体的な対応方法についての留意点や、活用できる資源等の情報提供を含め、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高める方向性を目指し、ウェブコラムとして、機構ホームページにて全10回連載した（令和元年9月～令和2年3月）。</p> <p>[参考：『障害者差別解消法』施行に伴う障害学生に関する紛争の防止・解決等事例集』協力者会議の開催実績]  【第1回】令和元年5月22日  【第2回】令和元年9月9日  【第3回】令和元年10月24日  【第4回】令和2年1月23日</p> <p>○「障害学生支援理解・啓発セミナー」の開催  目的：障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る。  対象者：高等教育機関の管理者及び障害学生支援に携わる高等教育機関の教職員（障害学生が在籍していない学校や、思うように取組が進まない大学等を主対象とする）</p>	<p>令和元年度合同ヒアリングを実施し、支援の課題と現状の把握に務めたことは評価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年度合同ヒアリングにおいて、障害学生支援の中でも特殊性の高い領域である医学・薬学、コメディカル、教育、福祉、大学院、通信教育課程の6つのテーマの現状と課題について報告書にまとめ、公表したことは評価できる。</li> <li>・障害学生に関する紛争の防止・解決等に関して調査及び事例収集を実施し、平成30年度に引き続き、事例集を公表した。また、調査を通じ、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高めることを目指し障害学生支援に取組む各大学等の一助とするため、合理的配慮の提供についての解決方法や課題などをウェブコラムとして公表したことは、評価できる。</li> <li>・障害学生が在籍しない学校や思うように取組が進まない学校を主対象として、障害学生支援体制を整えるための底上げを図る「障害学生支援理解・啓発セミナー」を実施したことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実</li> </ul>
---	--	---	--	---	--

底上げを図るため、体制整備が進まない大学等に対して、理解促進・普及啓発を図る事業を実施する。また、国が実施する「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」の成果を公表し、普及に努める。

③ 大学等の担当者等を対象として、実践

<実施概要>

日程	開催地	参加者数	満足度
10月1日	東京	160人	95.7%
10月25日	大阪	127人	95.6%

10月1日の東京でのセミナーは、会場に足を運びにくい参加希望者のために、オンラインでも配信し、55人が視聴した。アンケートでの満足度は90.9%。

- ・「体制整備支援セミナー」を含めたセミナーに過去4年間に参加実績がない大学等334校にダイレクトメールを送り参加を促した(うち19校が参加)。
- ・「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」のこれまでの活動の成果報告を行った。
- ・セミナー実施数か月後、セミナーから得た体験を元に所属校で実践した取組等を把握し、セミナーの成果を検証するため、参加者に対し事後アンケートを実施した。

○「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」における取組  
文部科学省の補助事業である「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」(平成29年度～令和元年度実施事業)は、将来にわたり障害のある学生への支援を支えていく組織的アプローチの土台としての大学等の連携プラットフォームを形成する取組を支援するもので、東京大学と京都大学が採択校として、文部科学省における「障害のある学生の修学支援に関する検討会報告(第二次まとめ)」の中で示された支援の手法に関する調査・研究・開発・蓄積等を行っている。機構は得られた知見等の成果を集約し、全国の大学等に普及・展開する役割を担っている。令和元年度は、「障害学生支援理解・啓発セミナー」において、例年行っている文部科学省の行政説明のほかに、最終年度ということもあり、採択校の関係者がこれまでの活動の成果報告を行った(令和元年10月)。

○「障害学生支援専門テーマ別セミナー」の開催  
目的：専門的なテーマに焦点を当て、支援体制の向上に関する情報や意見の交換等を行うことで、障害学生支援の充実を図る。  
対象者：障害学生支援に携わる大学等の管理者及び教職員ほか

<実施概要>

テーマ	日程	協力機関	開催地	参加者数	満足度
高大連携	8月9日	関西学院大学	大阪	186人	94.0%
ニューロダイバーシティ	11月14日	筑波大学	東京	253人	99.1%
建設的対話	2月15日	宮城教育大学	宮城	117人	94.5%

- ・各回のセミナーにおいて、障害のある学生や卒業生の当事者が登壇し、自身の経験を情報として提供することにより、障害の特性によって困難を感じた課題や支援を受ける側からの要望等を参加者と共有した。
- ・セミナー実施数か月後、セミナーから得た体験を元に所属校で実践した取組等を把握し、セミナーの成果を検証するため、参加者に対し事後アンケートを実施した。

○「障害学生支援実務者育成研修会 基礎プログラム/応用プログラム」の開催  
目的：障害学生支援に関する基礎知識に基づき、障害学生が修学目的を達成できるよう、ニーズに応じた円滑かつ効率的な支援を実施することのできる教職員を養成する。

に資するものであり評価できる。  
また、会場に足を運びにくい参加希望者のために、セミナーをオンラインで同時に配信したことは評価できる。  
・「社会で活躍する障害学生支援プラットフォーム形成事業」のこれまでの活動の成果報告を「障害学生支援理解・啓発セミナー」において、全国の大学等に普及・展開したことは評価できる。  
・障害のある学生の修学支援に関して、各大学等で抱える課題である高大連携、ニューロダイバーシティ等の専門的なテーマを取り上げ、また、当事者学生等が登壇し、障害の特性により困難を感じた課題や支援を受ける側からの要望等を参加者と共有できるセミナーを開催したことは、大学等における障害学生支援に関する理解促進や支援体制の充実にも資するものであり評価できる。  
・「障害学生支援実務者育成研修会」において基礎プログラム・応用プログラムにレベルを分けて研修を実施したことは、大学等の実践的な支援能力の向上にも資するものであり評価できる。  
・研修に活用できる資料を全国の高等教育機関に配

的な支援能力の向上を図る事業等を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料の検討を進める。

④ 学生等のメンタルヘルスについても、学内外の連携など学生支援の充実、強化に必要な支援事業を実施する。また、各大学等で実施する教職員の能力及び資質を向上させるた

また、所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる教職員としての能力向上を図る。  
対象者：大学、短期大学、高等専門学校の障害学生支援に関わる教職員  
期待される効果：  
【基礎プログラム】  
・障害学生支援の基礎知識（基本方針、障害学生のニーズ、障害学生の支援方法等）について基本的な理解を深め、所属校の意識を向上させることができる。  
・修学上必要な支援について関係者(学外者を含む)と連携・協力関係を築くなどのコーディネートを行うことができる。  
【応用プログラム】  
・所属校における障害学生の支援計画の策定・マネジメントを行うことができる。  
・所属校の障害学生支援体制の課題を明確化し、整備・改善に貢献できる。

＜実施概要＞

名称	日程	開催地	会場	受講者数	満足度
基礎プログラム	8月22日～23日	東京	国立オリンピック記念青少年総合センター	153人	97.2%
	8月29日～30日	兵庫	兵庫国際交流会館	130人	95.7%
応用プログラム	【前期】 9月17日～18日	東京	国立オリンピック記念青少年総合センター	63人	96.5%
	【後期】 12月10日				

○研修に活用できる資料の配布

情報不足により判断を誤りがちな事例、対応に苦慮している事例等を取り上げ、現場レベルでの具体的な対応方法についての留意点や、活用できる資源等の情報提供を含め、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高める方向性を目指し、ウェブコラムとして、機構ホームページにて全10回連載（令和元年9月～令和2年3月）するとともに、各大学等で障害学生支援事業を実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料として、印刷製本し、全国の高等教育機関に配布した。

○「心の問題と成長支援ワークショップ」の開催

目的：メンタルヘルス向上とカウンセリングに関する基礎知識の事前学習や講義、参加者間の討議などを通じて、学生の心の問題等に関する課題やニーズの理解を深め、大学等における学生の心のセーフティネットの充実に資すること。

対象者：大学、短期大学、高等専門学校の学生支援に関わる教職員  
期待される効果：

- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に対し、窓口で初期対応が適切にできる。
- ・心の悩みを抱える学生や心理的発達に関連して困難を抱える学生に必要な支援につなぐために、関係者と連携・協力して対応できる。
- ・所属校における組織の在り方や学生支援方針を意識した支援に取り組むことができる。

＜実施概要＞

日程	開催地	会場	参加者	満足度
----	-----	----	-----	-----

布したことは、各大学等で障害学生支援事業を実施する教職員の能力及び資質の向上に資するものであり評価できる。  
・「心の問題と成長支援ワークショップ」において、学生のメンタルヘルス向上やカウンセリングについて大学等の教職員の理解を深めるとともに参加者の対応能力の向上を図ったことは、大学等の支援の充実・強化に資するものとして評価できる。  
・研修に活用できる資料を全国の高等教育機関に配布したことは、各大学等で学生支援事業を実施する教職員の能力及び資質の向上に資するものであり評価できる。



		めの研修に活用できる資料の検討を進める。		8月7日～8日	東京	東京国際交流館 プラザ平成	94人	97.4%		
				9月5日～6日	大阪	天満研修センター	98人	97.6%		
				<p>○研修に活用できる資料の配布【再掲】          情報不足により判断を誤りがちな事例、対応に苦慮している事例等を取り上げ、現場レベルでの具体的な対応方法についての留意点や、活用できる資源等の情報提供を含め、支援担当者の合理的配慮に関する理解を深めるとともに、支援の申し出への対応の質を高める方向性を目指し、ウェブコラムとして、機構ホームページにて全10回連載（令和元年9月～令和2年3月）するとともに、各大学等で学生支援事業を実施する教職員の能力及び資質を向上させるための研修に活用できる資料として、印刷製本し、全国の高等教育機関に配布した。</p>						

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
I-3-(3)	学生生活支援事業 (3) キャリア教育・就職支援		
業務に関連する政策・施策	—	当該事業実施に係る根拠 (個別法条文など)	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第8号
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット (アウトカム) 情報								②主要なインプット情報 (財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度		元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
								予算額 (千円)	308,712	—	—	—	—
								決算額 (千円)	310,069	—	—	—	—
								経常費用 (千円)	293,875	—	—	—	—
								経常利益 (千円)	9,902	—	—	—	—
								行政コスト (千円)	517,788	—	—	—	—
								従事人員数	20	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評定	(B)
大学等におけるキャリア教育、就職支援の推進に向けて産学協働による教育的効果の高いインターンシップにかかるセミナーなど、総合的な情報提供に関する事業等を実施し、大学等の教職員の資質	各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資するよう、総合的な情報提供等の推進を図り、各大学等におけるキャリア教育・就職支援の全学的な取組を促進する。特に、産学協	大学等におけるキャリア教育・就職支援の充実を図るため、各大学等の教職員の資質向上や、企業等との産学連携に資する総合的な情報提供等の推進策として、以下の事業を実施する。 ① 大学等や企	<26> キャリア教育・就職支援の実施状況	○「全国キャリア教育・就職ガイダンス」の開催 ①目的：大学等卒業予定者の就職・採用に関し、政府各省の行政説明、パネルディスカッション等と、国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会して情報交換・意見交換を行うことにより、産学官連携による人材育成等、キャリア教育・就職支援の充実を図る。 ②対象：大学・短期大学・高等専門学校等の就職指導担当者・留学生業務担当者・障害学生支援業務担当者、大学等関係団体、企業等の採用担当者、企業等関係団体 ③日程・会場：令和元年6月11日 (東京ビッグサイト) ④協力団体等： ・主催：文部科学省、就職問題懇談会、独立行政法人日本学生支援機構 ・協力：厚生労働省、農林水産省、経済産業省 ・後援：一般社団法人日本経済団体連合会、日本商工会議所、公益社団法人経済同友会 ⑤実施概要： (ア) 政府各省による行政説明 (イ) パネルディスカッション (キャリア教育と企業人材育成の接続) これからの人材育成、「学生の成長」に関わる人材育成に望ましい姿等のほか、今後のインターンシップを推進するうえで、大学と企業が産学協働で取組むべき重要性などの意見が述べられた。 (ウ) 国、地方公共団体、大学等及び企業の関係者が一堂に会しての情報交換会 (エ) 大学等関係者による情報発信の場を新設	<評定> B  <評定根拠> ・「全国キャリア教育・就職ガイダンス」において、各省の行政説明や産学の有識者等によるパネルディスカッション、大学等のポスターによる情報発信の場を設置し、大学等や企業等からの参加者による情報交換を行ったことは、産学官の連携によりキャリア教育・就職支援の充実を図るものとして評価できる。 ・キャリア教育・就職支援に係	補助評定  (B)	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <今後の課題・指摘事項> キャリア教育・就職支援事業の多くがシンポジウムやセミナーなどの運営である。今後は、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」へ対応した取組が求められる。  <その他事項>

<p>向上を支援する。</p>	<p>働により教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、専門人材の育成に向けたセミナーの開催や好事例の収集・発信等を行い、各大学等と産業界との取組を支援する。</p>	<p>業の担当者等を招き、キャリア教育の先進事例の紹介、大学等、国、地方公共団体及び企業による情報交換会等を行うガイダンスを実施する。</p> <p>② キャリア教育の先進事例の成果発表や意見交換を通じ、各大学等の取組の共有化を図るための機会を提供する。</p> <p>③ 大学等におけるインターンシップ推進のための専門人材セミナー実施や、好事例等のキャリア教育の実施状況等に関する情報について収集・提供・</p>		<p>大学等における「教育的効果の高いインターンシップ、障害学生・留学生のキャリア教育・就職支援に関する取組」をテーマにポスターセッションを実施。</p> <p>(オ) 多様な学生に対応したキャリア就職支援情報の提供  ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション  ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援についてのセッション</p> <p>(カ) キャリア教育・就職支援ワークショップの実施内容を図示した「グラフィックレコード」の掲示場を新設し情報を提供。</p> <p>⑥ 参加者数：1,040人  各セッションの参加者数については以下のとおり。  ・外国人留学生のキャリア教育・就職支援セッション：311人  ・障害のある学生のキャリア教育・就職支援セッション：340人</p> <p>※ 地方創生・人材還流の観点から、平成30年度に引き続き28道県がブースを設置し、各道県のインターンシップやUターン・Iターンの促進等、就労支援の施策等を紹介。</p> <p>⑦ 満足度：91.9%</p> <p>○ キャリア教育・就職支援に関するセミナー及びワークショップの開催</p> <p>(1) 「キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議」の設置  学生支援に係るキャリア教育・就職支援に関わる機構の事業として、主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」及び「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施に当たっては、専門的な観点や外部有識者で構成される協力者会議を設置し、効率的・効果的な実施を図れるよう検討を行った。</p> <p>[参考：キャリア教育・就職支援事業に係る協力者会議の開催実績]</p> <p>【第1回】平成31年4月12日  主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施内容の検討。</p> <p>【第2回】令和元年8月1日  主に「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施内容の決定と、「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容、令和2年度の開催時期・実施内容の検討。</p> <p>【第3回】令和元年10月11日  主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の実施内容の決定と、「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の振り返り・フォローアップ調査の項目の検討と令和2年度の開催時期・実施内容の検討。</p> <p>【第4回】令和2年2月28日  主に「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の振り返りと令和2年度の開催時期・実施内容の検討。「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の実施内容の検討。新任協力者の追加・専修学校の取扱いについての検討。</p> <p>(2) 「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」の開催</p> <p>① 目的：大学等における教育的効果の高いインターンシップ等のキャリア教育を推進するため、専門家による講演やレクチャー、先駆的なインターンシップ等の実施事例の紹介とグループワークを通じて、参加者の知見を広めると共に、文部科学省が示す専門人材として必要な基礎的なレベル（STEP1）の要素等について習得すること。</p> <p>② 対象：大学等でインターンシップ等のキャリア教育を担当する教職員及び大学等でインターンシップに関心のある教職員。学内協働の必要から、教員と職員、複数の部署等での受講を推奨。</p> <p>③ 実施概要：  (ア) 文部科学省による行政説明とJASSO説明  (イ) プログラム全体説明  (ウ) パネルディスカッション「インターンシップ専門人材の具体的な役割と業務」  (エ) 1日目全体会（個人ワークとグループワーク）  (オ) グループワーク「インターンシップを説明するための実践」  (カ) グループワーク「インターンシップの業務の全体像を理解する」、ギャラリー・ウォーク（※）</p>	<p>る協力者会議を設置し、セミナー及びワークショップの企画や実施内容の検討を行ったことは評価できる。</p> <p>・「インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～」において、大学等でインターンシップ等の実施に取り組む専門人材の育成に努めたことは評価できる。</p> <p>・「キャリア教育・就職支援ワークショップ」において、企業からの参加者の助言の下、キャリア教育を通じて、産学連携教育の推進に向けた大学等の教職員への知見・実践力の向上を図ったことは評価できる。</p> <p>・他機関と協力し、インターンシップ推進フォーラムを実施したことは評価できる。</p> <p>・大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信を行ったことは評価できる。</p> <p>・インターンシップと大学教育改革に係る学長等インタビューを実施し、その内容を『文部科学 教育通信』に掲載したことは評価できる。</p> <p>・企業等への働きかけとして、既に産学協働によるインターンシップを実施している経済団体を訪問し、大学等と企業等の協働の取組等について意見交換を行ったことは評価できる。</p>	<p>(委員からの意見)</p> <p>外国人留学生への就職情報と同様、関係機関との連携が重要であり、労働政策研究・研修機構などとの交流が必要ではないか。</p> <p>経済団体と協力してキャリアセミナー、インターンシップ支援が拡大していることは進展。一方新卒一括採用から通年採用へのシフト、副業認可、リモートワークの拡大等仕事の仕方が大きく変化してきている。時代の変化に合わせたキャリア教育を柔軟に考える必要がある。</p> <p>「全国キャリア教育・就職ガイダンス」をはじめ、セミナーやワークショップなどを実施するなかで、外国人留学生や障害のある学生へのセッションを設け、多くの参加者を得ていることは評価できる。一方で、コロナ禍の影響で、一般の就職も採用枠が激減し、そのために障害者枠での採用活動も大きく減っているという現状が見えてきており、早急に、新たな内容と方式での事業の計画を行うことを期待する。</p>
-----------------	---	---	--	--	---	---

発信等を行う。

(キ) 全体会での総括  
 (※) ギャラリー・ウォークは、他のグループの成果物を自由に見て回ることにより情報収集、またその場で個々に質疑応答を行い、理解を深めるものであり、今回初めて実施した。関西地区での受講状況から、東京地区では(オ)と(カ)を入れ替え、ギャラリー・ウォークを昼休憩に行った。

〈インターンシップ専門人材セミナー～基礎編～実施状況〉

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
関西	8月22日・23日	兵庫国際交流会館	1日目 81人 2日目 79人	91.9%
東京	9月5日・6日	タイム24ビル	1日目 117人 2日目 105人	98.0%

④フォローアップ調査の実施  
 令和元年6月に、平成30年度に実施した当該事業の全参加者に対し、受講後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施し、協力者会議で成果の検証を共有した。

(3) 「キャリア教育・就職支援ワークショップ」の開催

①目的：大学等におけるキャリア教育から就職まで一貫した支援をより充実させるため、産業界からの参加を得て、講演やトークセッション等を行い、教育界と産業界双方の要望や課題等について認識を共有することで、より実践的な産学連携教育の推進を図る。

②対象：大学、短期大学、高等専門学校の管理者（学長、副学長、理事等）、課長相当職以上の幹部職員及びキャリア教育・就職支援業務等に携わる教職員。

③実施概要：

(ア) オリエンテーション

(イ) 基調講演「学びをベースとした東京都市大学のキャリア支援について」

(ウ) 会場を含めたトークセッション

(エ) 講演「Society5.0社会の働き方と人材育成」(東京)、「これからの社会で求められる能力・行動と人材育成を考える」(大阪)

(オ) 会場を含めたトークセッション

(カ) パネルディスカッション「“人生100年時代”の学びを支えるデータ」

(キ) グループワーク

(ク) 全体会

※基調講演・パネルディスカッションでは大学等及び企業等で取り組まれている先進事例の情報共有を行い、会場を含めたトークセッションでは基調講演を踏まえた参加者の大学等における取組を意見交換により共有し、相互理解を深めた。

〈キャリア教育・就職支援ワークショップ実施状況〉

地区	実施日	会場	受講者数	満足度
東京	11月8日	タイム24ビル	131人	97.5%
大阪	11月29日	グランフロント大阪北館タワーB10階ナレッジキャピタルカンファレンスルームタワーB	126人	90.9%

④フォローアップ調査

令和元年8月に、平成30年度に実施した当該事業の全参加者に対し、受講後の振り返り及び所属校での実践状況・課題等を調査し、次期事業につなぐことを目的に調査を実施し、協力者会議で成果の検証を共有した。

④ 大学等の行

		<p>う教育的効果の高いインターンシップが推進されるよう、産業界へ理解・啓発を促す。</p>		<p>○大学等に対するインターンシップ等キャリア教育に関する情報の提供</p> <p>(1)「インターンシップ推進フォーラム ―大学を変える、未来を拓くインターンシップ―」</p> <p>①目的：文部科学省からの事務連絡を踏まえ、大学教育を変える、組織的なインターンシップの推進に向けた学長等のリーダーや、産業界との連携・協働によりインターンシップを実践している専門人材に、優れた実践の事例や取組内容等について意見を聞くことにより、情報共有を図る。</p> <p>②対象：大学関係者、企業関係者</p> <p>③実施概要：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般社団法人産学協働人材育成コンソーシアム(CIAC)との共催</li> <li>(ア) 行政説明</li> <li>(イ) 鼎談「学長が語るインターンシップ」</li> <li>(ウ) 座談「専門人材がインターンシップの教育的効果を高めるのはなぜか？-役割と実践、そして課題-」</li> <li>(エ) 専門人材の育成プログラム「今後の方針と内容」</li> </ul> <p>・日程・会場：令和元年7月12日（東京国際交流館プラザ平成）</p> <p>・参加者数 117人</p> <p>・満足度 95.9%</p> <p>※届出制度・表彰の対象校に登壇を依頼し、モデルとなるインターンシップ事例等の情報提供を行った。</p> <p>(2)大学等におけるインターンシップの届出制度に関する情報発信</p> <p>平成29年度に文部科学省において創設された「大学等におけるインターンシップの届出制度」を契機として、教育的効果の高いインターンシップの普及・促進を図るため、正規の教育課程としてインターンシップを実施している取組内容を大学等から任意で届出を受け付け、機構ホームページにて発信した。</p> <p>届出の申請学校数：190大学等（令和元年5月7日時点）</p> <p>※平成30年度実施分については、令和元年度末受付予定であったが、文部科学省が2年度分をまとめて受け付けることを予定しているため、令和元年度中の届出制度の実施は見送られた。</p> <p>(3)「インターンシップフォーラム～新しい時代のキャリアをデザインする～」の開催</p> <p>①目的：各大学等の優れた取組の表彰と成果発表を行い、参加者に情報を提供することにより成果を普及すること。</p> <p>②対象：インターンシップに関わる学生、大学等、企業、地域のステークホルダー等</p> <p>③日程・会場：令和2年3月9日（東京国際交流館プラザ平成）</p> <p>④協力団体等：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・主催：文部科学省</li> <li>・共催：内閣府まち・ひと・しごと創生本部事務局、厚生労働省、経済産業省</li> <li>・協力：独立行政法人日本学生支援機構</li> </ul> <p>※政府による新型コロナウイルスの感染拡大防止策により、準備段階で中止となったが、当日の配付資料は文部科学省のホームページに掲載された。</p> <p>(4)インターンシップと大学教育改革に係る学長等インタビューの実施及び『文部科学 教育通信』への掲載について</p> <p>①目的：大学等の先進事例を『文部科学 教育通信』に掲載することにより、「大学教育改革」につなげるインターンシップの推進を図る。</p> <p>②実施概要：インターンシップに主体的に取り組んでいる大学等を選定し、個別に当該大学等の学長を訪問の上、意見を聴取し、その内容を取りまとめた。また、実務担当者であるインターンシップ専門人材にもスポットを当てた。なお、当該インタビュー内容は、大学等の取組の紹介記事として、『文部科学 教育通信』（毎月2回発行）に掲載した。</p>		
--	--	--	--	--	--	--



				<p>[参考:『文部科学 教育通信』「大学教育を変える、未来を拓くインターンシップ」掲載実績]</p> <p>第6回4月8日・第7回4月22日・第8回5月13日・第9回5月27日・第10回6月10日・第11回6月24日・第12回7月8日・第13回7月22日・第14回8月12日・第15回8月26日・第16回9月9日・第17回9月23日・第18回10月14日・第19回10月28日・第20回11月11日</p> <p>(5) 情報提供に係るその他の各種取組</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・教育的効果の高いインターンシップを推進するため、インターンシップの提供側への働きかけとして、産学協働によるインターンシップを実施している経済団体(経済同友会インターンシップ推進協会)の成果報告会(令和元年12月2日)に出席し、大学等と企業等との協働による取組の理解・啓発について、意見交換を行った。</li> <li>・就職活動のルール見直しに関しては、大学等で構成する「就職問題懇談会」(令和2年1月27日及び3月9日)を傍聴するなど、大学等卒業・修了予定者に係る就職についての申合せの動向に関する情報収集に努めた。</li> </ul>		
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報					
特になし					

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-1	業務の効率化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成 30 年度予算を基準として中期目標期間中に 16%異常削減する。	—	3 億 1,500 万円以下 (削減率：3.1%以上)	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3 億 2,451 万円 ※平成 30 年度予算額	3 億 1,332 万円 (削減率：3.6%)	—	—	—	—	—
(達成度) ※平成 30 年度予算に対する削減率の計画値を 100%とする。	—	—	116.1%	—	—	—	—	—
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成 30 年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	—	54 億 6,300 万円以下 (削減率：1.8%以上)	—	—	—	—	—
(実績値)	—	55 億 6,228 万円 ※平成 30 年度予算額	54 億 5,583 万円 (削減率：1.9%)	—	—	—	—	—
(達成度) ※平成 30 年度予算に対する削減率の計画値を 100%とする。	—	—	105.6%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
	中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
					業務実績	自己評価	評価	
				<主要な業務実績> (1) 一般管理費等の削減 (2) 人件費、給与水準の見直し (3) 契約の適正化	<評定> B  <評定根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評定  B	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
							<今後の課題・指摘事項> -	
							<その他事項> -	

4. その他参考情報	
特になし	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(1)	業務の効率化 (1) 一般管理費等の削減		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
(1) 一般管理費の削減 (計画値)	平成 30 年度予算を基準として中期目標期間中に 16% 異常削減する。	—	3 億 1,500 万円以下 (削減率：3.1%以上)	—	—	—	—	—
(実績値)	—	3 億 2,451 万円 ※平成 30 年度予算額	3 億 1,332 万円 (削減率：3.6%)	—	—	—	—	—
(達成度) ※平成 30 年度予算に対する削減率の計画値を 100%とする。	—	—	116.1%	—	—	—	—	—
(2) 業務経費の削減 (計画値)	平成 30 年度予算を基準として中期目標期間中に 9%以上削減する。	—	54 億 6,300 万円以下 (削減率：1.8%以上)	—	—	—	—	—
(実績値)	—	55 億 6,228 万円 ※平成 30 年度予算額	54 億 5,583 万円 (削減率：1.9%)	—	—	—	—	—
(達成度) ※平成 30 年度予算に対する削減率の計画値を 100%とする。	—	—	105.6%	—	—	—	—	—

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	補助評定	
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉		<27> 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況（B） <28> 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況（B） <29> 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況（B）	〈評定〉 B  〈評定根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	補助評定 (B)	<評定に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> -  <その他事項> （委員からの意見） DXを活用した業務効率の改善には、従来の仕事をIT化するという発想ではなく、仕事の仕方そのものを見直す必要がある。しっかりと頭を切り替えてそれぞれの仕事の意味と効果を見直し、短期のコスト削減に惑わされることなく中長期の視点で業務改革を行うべき。



<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、中期目標期間中、16%以上、業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、平成30年度予算を基準として、その9%以上を削減する。</p>	<p>業務の徹底した見直し、効率化に努めるとともに、外部委託を推進することにより、一般管理費（公租公課及び土地借料を除く。）及び業務経費（奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）に関しては、中期計画の達成に向け経費節減に努める。</p>	<p>&lt;27&gt; 一般管理費（人件費、公租公費及び土地借料を除く。）削減の進捗状況 S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：3億1,300万円以下 （削減率：3.7%以上） B：3億1,300万円超 3億1,500万円以下 （削減率：3.1%以上） C：3億1,500万円超 3億1,700万円以下 （削減率：2.5%以上） D：3億1,700万円超 （削減率：2.5%未満）</p>	<p>○一般管理費削減に係る取組 平成30年度に引き続き、以下の事項を業務に支障のない範囲で実施することにより、節電に取り組んだ。具体的取組は次のとおり。 ・クールビズの励行による空調の適切な調整。 ・エレベーターの運転台数について業務に支障のない範囲で削減。 ・廊下、ロビー等共用部分の照明について安全を確保したうえで業務上必要最小限の範囲で点灯。 ・パソコン・ディスプレイの省電力設定、離席時の電源オフ等の徹底。 ・タブレット端末の積極的な活用による会議等におけるペーパーレス化の推進。</p> <p>事務所等維持管理経費の効率化及び会議等におけるタブレット端末の活用によるペーパーレス化の推進等により経費の節減を図り、平成30年度予算に対し3.6%の効率化を達成した。</p> <p>&lt;一般管理費の削減状況&gt; (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1062 598 1774 760"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般管理費</td> <td>324,515</td> <td>313,319</td> <td>△3.6%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	一般管理費	324,515	313,319	△3.6%	<p>〈評定〉 B  〈評定根拠〉 経費の削減に努める取組を実施したことは評価できる。経費の削減に努め、一般管理費（人件費、公租公課及び土地借料を除く。）が年度計画値3億1,500万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —  &lt;その他事項&gt; —</p>
区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度予算に対する削減割合													
	予算	実績														
一般管理費	324,515	313,319	△3.6%													
			<p>&lt;28&gt; 業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）削減の進捗状況 S：削減率がA評定と同等以上で、かつ質的に顕著な成果が得られている A：54億4,100万円以下 （削減率：2.2%以上）</p>	<p>○業務経費削減に係る取組 日本留学試験実施に係る経費率の低下等により経費の節減を図り、平成30年度予算に対し1.9%の効率化を達成した。</p> <p>&lt;業務経費の削減状況&gt; (単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="1062 1507 1774 1659"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th rowspan="2">平成30年度予算に対する削減割合</th> </tr> <tr> <th>予算</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業務経費</td> <td>5,562,286</td> <td>5,455,825</td> <td>△1.9%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度予算に対する削減割合	予算	実績	業務経費	5,562,286	5,455,825	△1.9%	<p>〈評定〉 B  〈評定根拠〉 経費の削減に努め、業務経費（人件費、奨学金事業業務経費及び新規に追加される業務経費を除く。）が年度計画値54億6,300万円を下回ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —  &lt;その他事項&gt; —</p>
区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度予算に対する削減割合													
	予算	実績														
業務経費	5,562,286	5,455,825	△1.9%													

			<p>B : 54 億 4,100 万円超 54 億 6,300 万円以下 (削減率 : 1.8%以上) C : 54 億 6,300 万円超 54 億 8,500 万円以下 (削減率 : 1.4%以上) D : 54 億 8,500 万円超 (削減率 : 1.4%未満)</p>																	
<p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成 30 年度予算を基準として、令和 5 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を</p>	<p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成 30 年度予算を基準として、令和 5 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を</p>	<p>また、奨学金事業業務のうち奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）については、返還金の確保等に最大限努めつつ、平成 30 年度予算を基準として、令和 5 年度において、その伸び率が期首要回収額の伸び率を下回ることとした上で、奨学金事業業務経費全体については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を</p>	<p>&lt;29&gt; 奨学金貸与事業における事業規模の推移を踏まえた費用の効率化の状況</p>	<p>○奨学金貸与事業に関する費用の削減に係る取組 貸与奨学金の期首における要回収額の平成 30 年度から令和元年度への伸び率が 3.5%であったのに対し、奨学金貸与事業に関する費用の同期間の伸び率は△6.7%と、要回収額の伸び率以内となった。</p> <p>なお、奨学金事業業務経費については、「国の行政の業務改革に関する取組方針」（平成 28 年 8 月 2 日総務大臣決定）の趣旨を踏まえ、奨学金事業の業務改革に向け、検討を開始した。</p> <p>&lt;奨学金貸与事業に関する費用の効率化状況&gt; (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th>平成30年度</th> <th>令和元年度</th> <th rowspan="2">平成30年度基準額に対する伸び率</th> </tr> <tr> <th>基準額</th> <th>実績</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>期首要回収額</td> <td>730,195,318</td> <td>756,014,820</td> <td>3.5%</td> </tr> <tr> <td>奨学金貸与業務に関する費用</td> <td>7,246,621</td> <td>6,760,689</td> <td>△6.7%</td> </tr> </tbody> </table>	区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度基準額に対する伸び率	基準額	実績	期首要回収額	730,195,318	756,014,820	3.5%	奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	6,760,689	△6.7%	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 奨学金貸与事業に関する費用（新規に追加される業務経費を除く。）について、期首要回収額の伸び率を下回るよう削減を図ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; －</p> <p>&lt;その他事項&gt; (委員からの意見) システム関連費用の効率化でコストを大幅に効率化したことは評価出来る。</p>
区分	平成30年度	令和元年度	平成30年度基準額に対する伸び率																	
	基準額	実績																		
期首要回収額	730,195,318	756,014,820	3.5%																	
奨学金貸与業務に関する費用	7,246,621	6,760,689	△6.7%																	

<p>踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>	<p>踏まえ、費用対効果も含めて業務運営の効率化を図る。</p> <p>なお、人件費については次項に基づき取り組むこととし、本項の対象としない。</p>				
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(2)	業務の効率化 (2) 人件費・給与水準の見直し		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価													
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価							
				業務実績	自己評価	補助評定	(B)						
総人件費については、政府の方針を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表する。	総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	総人件費については、政府の方針及び国家公務員の給与見直しの動向を踏まえ、厳しく見直しをするものとする。給与水準については、国家公務員の給与水準を十分考慮し、当該給与水準について検証を行い、適正化に関する検証結果や取組状況を公表する。	<30> 政府の方針等を踏まえた総人件費の見直し及び給与水準の適正化に係る実施状況	<p>○政府の方針等を踏まえた人件費の見直し 一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施した。</p> <p>&lt;人件費の状況&gt;</p> <table border="1"> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成30年度</th> </tr> <tr> <td>実績額</td> <td>35億2,662万円</td> <td>36億4,394万円</td> </tr> </table> <p>○給与水準の検証及び公表 ・令和元年度の職員給与について、機構職員と国家公務員との給与水準の比較指標(ラスパイレス指数)は93.9となっており、適正である。 なお、給与水準に関する検証結果等についてはホームページにおいて公表予定。 ・平成30年度給与水準の検証結果等については、令和元年6月にホームページに公表した。</p>	区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	実績額	35億2,662万円	36億4,394万円	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴い、俸給表の水準の引上げ及び勤勉手当の引上げを実施した。また、配偶者及び子に係る扶養手当の見直しを実施したことは評価できる。</li> <li>給与水準の検証の結果、国家公務員との給与水準の比較指標は93.9となっており適正であると評価できる。</li> </ul>	補助評定	(B)
区分	令和元年度	(参考) 平成30年度											
実績額	35億2,662万円	36億4,394万円											
						<p>&lt;評定に至った理由&gt;</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>							

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅱ-1-(3)	業務の効率化(3) 契約の適正化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
				業務実績	自己評価	補助評定	(B)			
「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき策定する「調達等合理化計画」の取組を着実に実施する。	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受け	「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)に基づき毎年度策定する「調達等合理化計画」及びその自己評価について、監事及び外部有識者で構成する契約監視委員会の点検を受け	<31> 契約の適正化に係る実施状況	○契約監視委員会の開催 「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、令和元年度契約監視委員会を開催し、平成30年度「調達等合理化計画自己評価(案)」及び令和元年度「調達等合理化計画(案)」を点検した。また、平成30年度の「競争性のない随意契約」について事後承認を得るとともに、2か年又は2回連続して一者応札・一者応募となった契約の対応策について意見をいただいた。併せて、平成30年度第2四半期から第4四半期に発注した建設工事等の審査等を行った(令和2年6月4日)。		〈評定〉 B  〈評定根拠〉 ・令和元年度契約監視委員会を開催し、平成30年度の「調達等合理化計画自己評価(案)」、「競争性のない随意契約」及び「一者応札・一者応募」の対応についての点検や、令和元年度の「調達等合理化計画(案)」の点検及び発注した建設工事等に係る入札及び契約の審査及び意見の具申の結果を踏まえて対応したことは契約の適正化に資するという観点から評	補助評定  〈評定に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  〈今後の課題〉 —  〈その他事項〉 —			
				○契約件数及び契約金額の状況						
				競争性のある契約	(74.9%) 253			(82.1%) 10,184,562	(75.0%) 252	(82.1%) 9,832,158
				競争入札等	(63.9%) 216			(71.2%) 8,827,128	(62.8%) 211	(49.2%) 5,892,844
企画競争、公募	(10.9%) 37	(10.9%) 1,357,434	(12.2%) 41	(32.9%) 3,939,314						

	ることにより、 適正な執行を 図る。	ることにより、 適正な執行を 図る。		<table border="1" data-bbox="1012 92 1822 241"> <tr> <td>競争性のな い随意契約</td> <td>(25.1%) 85</td> <td>(17.9%) 2,213,335</td> <td>(25.0%) 84</td> <td>(17.9%) 2,148,823</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>(100.0%) 338</td> <td>(100.0%) 12,397,897</td> <td>(100.0%) 336</td> <td>(100.0%) 11,980,980</td> </tr> </table> <p>(注) 計数は、それぞれ四捨五入しているため合計において一致しない場合がある。</p> <p>○調達等合理化計画に係る実施状況</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」(平成27年5月25日付総務大臣決定)に基づき、「令和元年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」を策定し、機構ホームページにおいて公表するとともに文部科学大臣に報告した(令和元年6月28日)。</li> <li>・令和元年度調達等合理化計画に対する取組内容及び実績は次のとおり。</li> </ul> <p>I 重点的に取り組むべき分野</p> <p>1. 一者応札・応募に関する調達</p> <p>(1) 目標</p> <p>一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努める。また、前回一者応札・応募となった契約については、公告期間の十分な確保に努める。</p> <p>(2) 目標達成に向けた取組内容</p> <p>①一者応札・応募となった契約については、入札資料は受領したが応札しなかった者から聴き取り(72件)を行った。それらの分析を行い、次回以降の契約の改善に努めた。 また、2か年連続(2回連続を含む)して一者応札・応募になった案件について、機構ホームページにて広く意見招請を行った(令和元年7月10日～令和元年7月31日)。寄せられた意見等に対し、実施担当部署において検討したうえで当該意見等に対する回答案を作成し、契約担当部署で精査の上、事業者に対して回答を提出するとともに機構ホームページにおいて公表した(令和元年8月30日)。</p> <p>②前回の契約において一者応札・応募となった契約については、例えば前回の調達案件において11日間だった公告期間を15日間に見直すなど、可能な限り公告期間の十分な確保に努めた。</p> <p>II 調達に関するガバナンスの徹底</p> <p>1. 随意契約に関する内部統制の確立</p> <p>令和元年度に新たに競争性のない随意契約を締結した案件は16件であった。当該案件のうち、外国での契約を除いた11件については、契約事務取扱細則に規定された「随意契約によることができる場合」との整合性を確認し、監査部門の事前点検等による随意契約に関する内部統制の確立を目的として検査室に報告し点検を受け、承認を得たうえで随意契約を締結した。</p> <p>2. 不祥事発生の未然防止・再発防止のための取組</p> <p>(1) 不祥事発生を未然に防止するための取組</p> <p>調達担当職員は、調達に関する業務マニュアル及び内部チェックマニュアルに基づく契約事務を確実に実施するとともに、外部の研修会への参加及び事業担当部署への会計業務に係る研修会の実施により、職員のスキル向上に取り組んだ。</p>	競争性のな い随意契約	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335	(25.0%) 84	(17.9%) 2,148,823	合計	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897	(100.0%) 336	(100.0%) 11,980,980	<p>価できる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「令和元年度独立行政法人日本学生支援機構調達等合理化計画」に基づき、積極的に一般競争入札等の推進を図り、一者応札・応募となった原因の把握及び分析に努めるために72件の聴き取りを行ったことは評価できる。また、前回一者応札・応募となった契約について公告期間を見直し、可能な限り公告期間の十分な確保に努めたことは評価できる。</li> <li>・マニュアル等の随時チェックを行っていること、事業担当部署に対する会計業務の研修を実施したこと、職員スキルの向上に取り組んでいることは、契約の適正化及び効率化のための積極的な取組として評価できる。</li> </ul>	
競争性のな い随意契約	(25.1%) 85	(17.9%) 2,213,335	(25.0%) 84	(17.9%) 2,148,823												
合計	(100.0%) 338	(100.0%) 12,397,897	(100.0%) 336	(100.0%) 11,980,980												

				<p>上記取組により、不祥事の発生を未然に防止しているところではあるが、更なる充実を図るため、マニュアル等の内容について逸脱がないか、下記の観点より随時、チェックを行った。チェックの結果、不祥事の発生を未然に防止する観点から改訂等を行ったマニュアルはなかった。</p> <p>(チェックの観点)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法律や規程等の改正による手続の変更。</li> <li>・他法人において発生した不祥事の事例の原因・対応等の調査。その結果、同様の事例が機構で発生した場合に既存マニュアル等で対応できるかの検証。</li> <li>・各職員が既存マニュアル等の内容をチェックし、改善点等について相互確認。</li> </ul> <p>(2) 不祥事発生時の対応と再発防止のための取組</p> <p>万一、調達業務において不祥事が発生した際には、直ちに当該調達に係る調査委員会（調達の規模や案件の重要性に応じて内部又は第三者により構成）を設置し、原因を究明するとともに、今後の対応策を検討し、必要な措置を講ずることとしていたが、令和元年度において、不祥事の発生はなかった。</p> <p>○共同調達等の実施</p> <p>効果的かつ効率的な業務運営を図るため、法人間における業務実施の連携を強化し、共同調達や間接業務の共同実施を進めることとしており、共有事務所を有する駒場事務所において、公益財団法人日本国際教育支援協会等と共同で施設の管理運営委託を実施した。また、コピー用紙の調達については、独立行政法人大学入試センターと共同で実施した。</p> <p>○契約に関する情報の公表</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、令和元年度に締結した公益法人等に対する会費支出の状況を公表した。</li> <li>・「公共調達の適正化について」（平成 18 年 8 月 25 日財務大臣から各省各庁の長宛財計第 2017 号）に基づき、令和元年度に締結した契約について、競争契約（総合評価及び政府調達を含む一般競争入札）及び随意契約（企画競争、公募、随意契約（不落随意契約を含む））別に区分し、機構ホームページにおいて毎月公表した。</li> <li>・「公益法人に対する支出の公表・点検の方針について」（平成 24 年 6 月 1 日行政改革実行本部決定）に基づき、平成 30 年度に係る公益法人に対する支出に係る見直しを行った結果、点検の対象となる支出はなかったため、その旨を機構ホームページにおいて公表した。</li> </ul>		
--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-2	組織の効果的な機能発揮		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	—

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確で効果的な事業実施体制を構築する。	課題等を経営に取り込み計画的・戦略的な組織改善を実施する。また、各事業の枠を超え、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。	業務運営がより効果的・効率的に行えるよう、機構全体としての的確・効果的かつ効率的な事業実施体制を構築する。また、地方及び海外における渉外機能の強化等に対応するための体制整備を行う。	<32> 組織改善、事業実施体制の構築状況	<p>○令和元年8月における組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和元年8月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント]</p> <p>(1) 高等教育の修学支援新制度の実施に伴う体制整備等 ・奨学金に係る情報提供の充実、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の利用促進等を図るため、奨学事業戦略部に奨学情報課を新設した。 ・奨学金事業における各部の効率的な業務実施を支援するため、一元処理に適した業務の実施、マイナンバー活用業務の一元処理に向けた検討等を行う奨学事業支援部を新設し、基盤業務課、相談課を設置した。</p> <p>(2) 情報部の体制強化 情報システムのソフト及び機器運用、情報セキュリティ管理を確実にを行うため、情報部の体制を強化した。</p> <p>○令和2年度に向けた組織の見直し 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和2年度以降の組織体制の整備に向けて、新たな給付奨学金制度の規模拡大を見据え、組織見直しを検討した。</p>	<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉 新制度の本格実施等に対応した体制整備を行ったことは評価できる。</p>	<p>評価 B</p> <p>〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題〉 — 〈その他事項〉 (委員からの意見) 組織を弾力的に見直すことは評価できるが、全体として内部統制を含めガバナンスと組織の有効性の両方を確保していくべき。</p>	

					また、留学生事業部の部内業務の一部を一元化するための体制整備について、検討した。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
II-3	学生支援に関する調査・分析・研究の実施		
当該項目の重要度、難易度	独立行政法人日本学生支援機構法第13条第1項第9号	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由
<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生支援に関する調査・分析・研究を、若手研究者等の活用を図りつつ実施する。</p>	<p>機構や国の施策等に反映させるため、学生生活調査、奨学事業実態調査、外国人留学生在籍状況調査、若手研究者等を活用した公募による調査研究（JASSOリサーチ）等を実施する。</p>	<p>&lt;33&gt; 学生支援に関する調査・分析・研究の実施状況</p>	<p>○学生支援に関する調査・分析・研究の実施 (1)学生生活調査【再掲】 学生の生活実態等を把握するため、全国の大学、短期大学、大学院の学生を対象として、隔年で調査を実施している。令和元年度は、平成30年11月に実施した調査について結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会による審議を踏まえ、外部有識者による専門研究領域に係る知見や、これまでの本調査への協力の経験を活かした執筆を行った。また、高等専門学校（4、5年次）及び専修学校（専門課程）を対象として、平成30年に試行的に実施した調査（「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」）についても、結果を取りまとめ、学生生活調査実施検討委員会にて審議のうえ公表することとした。「学生生活調査」及び「高等専門学校生生活調査」、「専修学校生生活調査」の公表資料については令和2年3月までに確定した。※令和2年6月にホームページにおいて公表。 (2)奨学事業に関する実態調査等 ①令和元年度奨学事業に関する実態調査</p>	<p>&lt;評価&gt; B  &lt;評価根拠&gt; ・従前より実施している学生生活調査について、継続調査として調査結果の取りまとめまで着実に実施しつつ、試行的に実施した「高等専門学校生生活調査」及び「専修学校生生活調査」についても、公表に至ったことは評価できる。 ・奨学金事業の実態を把握するための調査の準備を計画的にかつ確実に実施したことは評価できる。 ・外国人留学生在籍調査を着実に実施しつつ、「オンライン調査システム（J-LINES）」及び「高機能 Web アンケートシステム」を構築し利用開始したことは、調査の効率化という観点から評価できる。</p>	<p>評価 B  &lt;評価に至った理由&gt; 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 &lt;今後の課題&gt; －  &lt;その他事項&gt; (委員からの意見) 若手研究者の活用がどのようにされたかが不明である。 また、学生支援の推進に資する調査研究を実施し、意欲のある研究者を活用したこと、および応募案件から10件を採択したことは評価できる。コロナ禍関連の</p>	

					<p>国内の奨学金事業の実施状況を把握するため、3年に1度調査を実施している。令和元年度は、令和2年度に実施予定の「令和元年度奨学金事業に関する実態調査」の実施案の検討等、実施に向けて準備を行った。</p> <p>②大学・地方公共団体等が行う奨学金制度に関する情報提供      大学等に進学を志す学生等への情報提供を目的として、大学、地方公共団体、奨学金事業実施団体が行う奨学金制度に関する情報収集を行い、機構ホームページにて情報提供を行っており、令和元年度は令和2年度進学者等の利用に資するため、最新の情報に更新を行った（令和2年1月）。</p> <p>(3)留学生に関する調査      留学生政策に関する基礎資料を得ることを目的として、以下の調査を実施した。外国人留学生在籍状況調査等については、令和元年度より、新たに構築した「オンライン調査システム(J-LINEs)」の利用を開始し、オンラインでの回答収集及び自動集計を行った。また、私費外国人留学生生活実態調査についても、令和元年度より、新たに構築した「高機能Webアンケートシステム」を利用し、私費外国人留学生からの回答をオンライン上で収集した。</p> <p>[外国人留学生在籍状況等に関する調査]      ①外国人留学生在籍状況調査      大学、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）、我が国の大学に入学するための準備教育課程を設置する教育施設及び日本語教育機関における外国人留学生在籍状況（令和元年5月1日現在）を把握するため実施した。調査結果については、令和2年4月22日に機構のホームページにて公表した。      また、同調査実施に併せ、次の調査を実施した。      ②短期教育プログラムによる外国人学生受入れ状況調査（令和2年4月22日公表）</p> <p>[その他調査]      留学生交流の現状把握及び留学情報提供機能の強化等に役立てるため、以下の調査を実施した。      ①日本人学生留学状況調査（令和2年4月22日公表）      ②外国人留学生年間受入れ状況調査（令和2年5月15日公表）      ③外国人留学生進路状況調査（令和2年5月15日公表）      ④外国人留学生学位授与状況調査（令和2年5月15日公表）</p>	<p>・調査ローデータを、東京大学社会科学研究所 附属社会調査・データアーカイブセンター（SSJDA）へ寄託し、申請者に提供したことは、調査データの幅広い活用及び学生支援に関する研究等の発展に資するものであり、評価できる。</p> <p>・調査データの集約管理の実施は、調査データの散逸防止という点において、評価できる。</p> <p>・JASSO リサーチを着実に実施し、学生支援に関する調査研究において若手研究者等を活用した点は評価できる。</p>	<p>テーマについても、ぜひ取り上げて欲しい。</p>
--	--	--	--	--	---	--	-----------------------------

				<p>⑤私費外国人留学生生活実態調査 (令和2年9月以降公表予定)</p> <p>○調査分析機能の充実に向けた取組</p> <p>(1)調査分析室定例会議 調査分析室が事務局となり、各部の調査分析に係る情報の共有及び各部横断的な課題に対する検討を行う場として、各部の調査分析室担当を中心とする「調査分析室定例会議」を開催し、各調査に係る進捗報告や改善点等について議論した(令和元年度は7月と1月の2回開催)。</p> <p>(2)機構の情報資産の寄託 機構が保有する調査データの幅広い活用を目的として、平成28年度より東京大学社会科学研究所附属社会調査・データアーカイブ研究センター(以下「SSJDA」という。)へ原則として調査ローデータを寄託することとしており、令和元年度は7件の調査ローデータをSSJDAへ寄託した。寄託後、公開された調査ローデータのうち、令和元年度は5件のデータについて計18回利用申請があり、SSJDAに対し提供の承認を行った。</p> <p>(3)調査データの集約管理 過去に機構で実施した調査のローデータ散逸防止のため、調査データの複製を集積し、引き続き適切に保管した。</p> <p>(4)学生支援の推進に資する調査研究(JASSOリサーチ)の実施 令和元年度採択案件については、平成30年度に行われたJASSOリサーチ推進委員会(第2回)(平成31年3月11日)での審議をもとに、理事長により採択及び継続案件を決定し、調査研究を依頼した。採択された5案件及び継続が決定した2案件については、各研究者が平成31年4月から令和2年2月にかけて調査研究を行い、成果報告書を取りまとめた。成果報告書の提出を受け、令和2年3月5日に成果発表会を開催し、各研究者により研究成果の発表が行われた。 また、令和2年度採択案件については、JASSOリサーチ推進委員会(第3回)(令和2年3月23日)を行い、応募案件の採択に係る審議を行った。審議をもとに、理事長により10件の採択が決定された。</p>	
--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-1	収入の確保等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価												
				業務実績	自己評価	評価	理由											
寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	寄附金等の外部資金の獲得や自己収入の確保、予算の効率的な執行に努め、適正な財務管理の実現を図るとともに、その他、保有資産の有効活用に努める。	<34> 収入の確保等の状況	<p>○外部資金の獲得</p> <p>(1) 学生支援寄附金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>積極的な寄附金獲得のため、ホームページでの周知、業績優秀者返還免除者への通知における寄附金リーフレットの同封、奨学金返還前に奨学生に配布する「返還のてびき」巻末ページへの「寄附金募集のご案内」の掲載、返還完了者へ送付する「返還完了通知」に寄附を促す文言の記載を行った。</li> <li>また、社会貢献の一環として株主優待制度を活用した寄附制度を有する企業や、私募債発行の際の手数料の一部をSDGs関係団体に寄附をする商品を有する金融機関に働きかけ、機構を寄附先に指定する機関を増やすなど、寄附者獲得に努めた。</li> <li>個人寄附の受入れ拡大を図るため、平成29年11月よりオンライン寄附システムを導入し、引き続き運用した。</li> </ul> <p>上記の取組により、令和元年度の寄附金の受入れは下表のとおりとなった。</p> <table border="1"> <tr> <th colspan="3">〈学生支援寄附金の受入状況〉</th> </tr> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成30年度</th> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>1,905件</td> <td>1,921件</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td>523,777,706円</td> <td>217,989,342円</td> </tr> </table>	〈学生支援寄附金の受入状況〉			区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	件数	1,905件	1,921件	金額	523,777,706円	217,989,342円	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>学生支援寄附金の獲得については、遺贈による高額寄附が数多く寄せられたことにより、寄附金受入額が平成30年度の寄附金受入額の2.4と大きく上回ったことは評価できる。</li> <li>「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金の募集を積極的に行い、寄附型自動販売機設置を更に推進するなどにより個人寄附件数が大幅に増加したこと、またトビタテとコラボした寄附付商品を導入したことは評価できる。</li> <li>奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資金</li> </ul>	<p>評定 B</p> <p>〈評定に至った理由〉</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>〈今後の課題〉</p> <p>—</p> <p>〈その他事項〉</p> <p>(委員からの意見)</p> <p>遺贈による寄付増額は例外的なのか、これまでの努力か、税制の影響か等分析が必要。</p>
〈学生支援寄附金の受入状況〉																		
区分	令和元年度	(参考) 平成30年度																
件数	1,905件	1,921件																
金額	523,777,706円	217,989,342円																

(2)「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金  
 機構幹部及びグローバル人材育成部並びに文部科学省幹部等により  
 50の民間企業等に対して企業訪問を行うとともに、訪問済み129の企  
 業等に対して引き続き寄附金募集活動を行った。  
 また、個人寄附説明会を実施(令和元年5月11日、7月11日、9月3日、  
 12月5日)したほか、平成29年度に導入したオンライン寄附システム  
 の運用に加え、平成30年12月からは寄附型自動販売機を導入する  
 等、個人寄附の受入れ拡大を図るための取組を行った結果、個人寄  
 附件数が大幅に増加受入れ件数、受入れ金額は以下のとおりとなっ  
 た。また令和元年11月からは松山製菓からトビタテとのコラボによ  
 る寄附付商品が発売され、売り上げの一部がトビタテに寄附される  
 こととなった。

＜「グローバル人材育成コミュニティ」に係る寄附金受入状況＞

区分	令和元年度	(参考)平成30年度
件数	1,222件	549件
金額	1,423,551,113円	1,688,562,937円

○自己収入の確保

(1)日本留学試験

日本留学試験については、日本語教育機関等への広報や大学等への利  
 用促進の取組により応募者数増を図ると共に、受験料の改定(韓国)  
 によって、収入確保に努めた。

(2)日本語教育センター

日本語教育センターについては、広報・学生募集活動を積極的に行う  
 など、収入の確保に努めた。

(3)留学生宿舎

留学生宿舎については、大学による貸出方式の利用、推薦方式の推進  
 などにより収入の確保に努めている。

＜自己収入＞

項目	令和元年度	(参考) 平成30年度
日本留学試験	728,435千円	689,392千円
日本語教育センター	321,235千円	319,270千円
留学生宿舎	567,281千円	561,755千円

○適正な財務管理

(1)財投機関債発行額

奨学金貸与事業において、計画的に財投機関債を発行し、自己調達資  
 金の確保に努めた。

＜財投機関債発行額＞

発行年月日	発行額
令和元年6月7日	300億円
令和元年9月9日	300億円
令和元年11月7日	300億円
令和2年2月6日	300億円
計	1,200億円

なお、財投機関債発行に関連して、格付機関による発行体格付の状況  
 は以下のとおりである。令和元年度においては、格付投資情報センタ  
 ー(R&I)による発行体格付が、新たな給付奨学金の支給業務も一手に担  
 うことになった機構の教育政策上の重要性は一段と高まるとの判断に  
 より、AA から AA+に引き上げられた。

＜発行体格付の状況＞

区分	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度

の確保に努めたことは評価できる。

				<table border="1"> <tr> <td>日本格付研究所 (JCR)</td> <td>AA+</td> <td>AA+</td> <td>AAA</td> <td>AAA</td> <td>AAA</td> </tr> <tr> <td>格付投資情報センター (R&amp;I)</td> <td>AA</td> <td>AA</td> <td>AA</td> <td>AA</td> <td>AA+</td> </tr> </table> <p>(2)民間資金借入額実績 (年度末残高) 1,883 億円</p> <p>○保有資産の有効活用 居室の有効活用を行うため、東京国際交流館及び兵庫国際交流会館の両会館について、通常の入居者募集に加えて臨時募集も行い、積極的な大学推薦方式による入居者募集を行った。 この結果、東京国際交流館の入居率は 2.1 ポイント上昇した。兵庫国際交流会館の入居率は平成 30 年度から僅かに 0.3 ポイント減少したがほぼ同等の水準を維持した。会館全体の入居率は、平成 30 年度より 1.5 ポイント上昇した。</p> <p>&lt;国際交流会館等入居率&gt; (単位：%)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>会館名</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成 30 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京国際交流館</td> <td>93.3</td> <td>91.2</td> </tr> <tr> <td>兵庫国際交流会館</td> <td>91.8</td> <td>92.1</td> </tr> <tr> <td>会館全体の入居率</td> <td>93.0</td> <td>91.5</td> </tr> </tbody> </table>	日本格付研究所 (JCR)	AA+	AA+	AAA	AAA	AAA	格付投資情報センター (R&I)	AA	AA	AA	AA	AA+	会館名	令和元年度	(参考) 平成 30 年度	東京国際交流館	93.3	91.2	兵庫国際交流会館	91.8	92.1	会館全体の入居率	93.0	91.5		
日本格付研究所 (JCR)	AA+	AA+	AAA	AAA	AAA																									
格付投資情報センター (R&I)	AA	AA	AA	AA	AA+																									
会館名	令和元年度	(参考) 平成 30 年度																												
東京国際交流館	93.3	91.2																												
兵庫国際交流会館	91.8	92.1																												
会館全体の入居率	93.0	91.5																												

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-2	寄附金事業の実施		
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価														
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価								
				業務実績	自己評価	評価	理由							
学生等の支援に資するよう寄附金募集の取組を強化するとともに寄附金事業を適切に実施する。	寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。	寄附金募集に係る広報の取組を強化することによって一層の寄附金獲得拡大を図り、これを元に被災した学生、留学生等への支援金の支給、優秀な学生の顕彰等の寄附金事業を適切に実施する。	<p>&lt;35&gt; 寄附金事業の実施状況</p> <p>○JASSO 支援金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害等により、居住する住宅が半壊以上等の被害を受けたことで、学生生活の継続に支障をきたした学生・生徒に対し、一日も早く通常の学生生活に復帰し、学業を継続するための支援として、JASSO 支援金（1人10万円）を支給した。</li> <li>・災害救助法適用時の緊急採用・返還期限猶予等を案内するプレスリリースやメールマガジン、Twitter 等に、併せて JASSO 支援金の案内を行い、周知に努めた。</li> </ul> <p>&lt;JASSO 支援金支給状況&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>令和元年度</th> <th>(参考) 平成30年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給人数(人)</td> <td>1,407</td> <td>535</td> </tr> <tr> <td>支給総額(千円)</td> <td>140,700</td> <td>53,500</td> </tr> </tbody> </table> <p>○優秀学生顕彰の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校専門課程を対象として、経済的理由により修学に困難がある学生・生徒で、優れた業績を挙げた者を奨励・支援し、21世紀を担う前途有望な人材の育成に資することを目的として、優秀学生顕彰を実施した。</li> <li>・学術・文化・芸術・スポーツ、社会貢献、産業イノベーション・ベンチャー、国際交流の6分野で実施しており、受賞者のビデオレターを機構ホームページで配信し、広報を図った。</li> </ul>	区分	令和元年度	(参考) 平成30年度	支給人数(人)	1,407	535	支給総額(千円)	140,700	53,500	<p>&lt;評価&gt; B</p> <p>&lt;評価根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害救助法適用時に、速やかに JASSO 支援金の制度を周知し、支援金を支給したことは評価できる。</li> <li>・優秀学生顕彰を実施し、経済的理由により修学に困難があり、かつ優れた業績を挙げた学生・生徒を奨励・支援したことは評価できる。</li> <li>・寄附金を活用して JASSO リサーチを実施し、今後の学生支援の推進に資する調査・研究を拡充したことは評価できる。</li> </ul>	<p>評価 B</p> <p>&lt;評価に至った理由&gt;</p> <p>中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。</p> <p>&lt;今後の課題&gt;</p> <p>—</p> <p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
区分	令和元年度	(参考) 平成30年度												
支給人数(人)	1,407	535												
支給総額(千円)	140,700	53,500												

				<p>〈令和元年度優秀学生顕彰結果〉 (単位：人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">分野</th> <th rowspan="2">応募者数</th> <th rowspan="2">入賞者数</th> <th colspan="3">入賞者数</th> </tr> <tr> <th>大賞</th> <th>優秀賞</th> <th>奨励賞</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>学術</td> <td>13</td> <td>9</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>文化・芸術</td> <td>23</td> <td>11</td> <td>2</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>スポーツ</td> <td>43</td> <td>28</td> <td>4</td> <td>6</td> <td>18</td> </tr> <tr> <td>社会貢献</td> <td>11</td> <td>7</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>5</td> </tr> <tr> <td>産業イノベーション ・ベンチャー</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>国際交流</td> <td>12</td> <td>4</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>105</td> <td>61</td> <td>13</td> <td>15</td> <td>33</td> </tr> </tbody> </table> <p>○学生支援の推進に資する調査研究（JASSO リサーチ）の実施【再掲】 令和元年度採択案件については、平成 30 年度に行われた JASSO リサーチ推進委員会（第 2 回）（平成 31 年 3 月 11 日）での審議をもとに、理事長により採択及び継続案件を決定し、調査研究を依頼した。採択された 5 案件及び継続が決定した 2 案件については、各研究者が平成 31 年 4 月から令和 2 年 2 月にかけて調査研究を行い、成果報告書を取りまとめた。成果報告書の提出を受け、令和 2 年 3 月 5 日に成果発表会を開催し、各研究者により研究成果の発表が行われた。 また、令和 2 年度採択案件については、JASSO リサーチ推進委員会（第 3 回）（令和 2 年 3 月 23 日）を行い、応募案件の採択に係る審議を行った。審議をもとに、理事長により 10 件の採択が決定された。</p>	分野	応募者数	入賞者数	入賞者数			大賞	優秀賞	奨励賞	学術	13	9	4	2	3	文化・芸術	23	11	2	3	6	スポーツ	43	28	4	6	18	社会貢献	11	7	1	1	5	産業イノベーション ・ベンチャー	3	2	0	2	0	国際交流	12	4	2	1	1	計	105	61	13	15	33		
分野	応募者数	入賞者数	入賞者数																																																						
			大賞	優秀賞	奨励賞																																																				
学術	13	9	4	2	3																																																				
文化・芸術	23	11	2	3	6																																																				
スポーツ	43	28	4	6	18																																																				
社会貢献	11	7	1	1	5																																																				
産業イノベーション ・ベンチャー	3	2	0	2	0																																																				
国際交流	12	4	2	1	1																																																				
計	105	61	13	15	33																																																				

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-3	奨学金貸与事業における適切な債権管理の実施		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	独立行政法人会計基準に従い、適切な債権管理を行い、貸倒引当金の適正な評価を行う。	<36> 適切な債権管理及び貸倒引当金計上に係る実施状況	○債権管理の状況 独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行った。  ○貸倒引当金の計上 貸倒引当金については、学資金貸与事業における適切な債権管理を実施するために、独立行政法人会計基準に従った債務者区分に基づく算定方法により計上した。  <令和元年度決算額> ・第一種 502億円 ・第二種 1,148億円	<評価> B  <評価根拠> ・適切な債権管理を実施すべく、独立行政法人会計基準に従った債務者区分により請求を行っていることは評価できる。 ・独立行政法人会計基準に従って貸倒引当金を計上したことは評価できる。	評価 B  <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
Ⅲ-4	予算の管理及び計画的な執行		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
						評価	B
						<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
						<今後の課題> —	
						<その他事項> —	

<p>独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、引き続き、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、運営費交付金の債務残高についても勘案しつつ予算を計画的に執行する。</p>	略	略	<p>&lt;37&gt;予算、収支計画及び資金計画の実施状況</p>	○令和元年度予算（総括）				<p>〈評価〉 B</p> <p>〈評価根拠〉 概ね計画どおりの実績となっており、評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; －</p> <p>&lt;その他事項&gt; －</p>			
				【全体（総括）】 (単位：百万円)								
				区分						予算	決算	差引増減額
				収入								
				借入金等						1,129,395	1,063,636	△65,758
				運営費交付金						13,133	13,133	－
				育英資金返還免除等補助金						7,432	7,432	－
				学資支給基金補助金						14,000	14,000	－
				留学生交流支援事業費補助金						8,017	8,017	－
				受託収入						－	33	33
寄附金収入				2,664	2,092	△572						
貸付回収金				840,679	842,859	2,180						
貸付金利息等				29,654	29,896	242						
政府補給金				37	1	△37						
事業収入				923	959	37						
雑収入				3,928	4,927	999						
計				2,049,862	1,986,985	△62,877						
支出												
奨学金貸与事業費				1,048,590	972,008	76,582						
一般管理費				2,132	2,421	△289						
うち、人件費（管理系）				1,075	1,069	6						
物件費				1,056	1,352	△295						
業務経費				15,700	16,083	△383						
うち、人件費（事業系）				3,554	3,286	267						
物件費				12,146	12,797	△650						
特殊経費				152	143	9						
借入金等償還				915,827	943,520	△27,693						
借入金等利息償還				34,086	26,472	7,614						
学資支給基金補助金経費				20,024	17,222	2,802						
留学生交流支援事業費補助金経費				8,017	7,534	483						
受託経費				－	33	△33						
寄附金事業費				2,664	2,092	572						
計				2,047,192	1,987,528	59,665						
【奨学金事業（総括）】 (単位：百万円)												
区分				予算	決算	差引増減額						
収入												
借入金等				1,129,395	1,063,636	△65,758						
運営費交付金				5,740	5,117	△622						
育英資金返還免除等補助金				7,432	7,432	－						
学資支給基金補助金				14,000	14,000	－						
留学生交流支援事業費補助金				－	－	－						
受託収入				－	－	－						
寄附金収入				398	162	△236						
貸付回収金				840,679	842,859	2,180						
貸付金利息等				29,654	29,896	242						
政府補給金				37	1	△37						
事業収入				－	－	－						
雑収入				3,430	4,000	570						
計				2,030,765	1,967,104	△63,661						
支出												

奨学金貸与事業費	1,048,590	972,008	76,582
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	9,076	8,901	175
うち、人件費（事業系）	2,398	2,141	257
物件費	6,678	6,761	△82
特殊経費	94	52	41
借入金等償還	915,827	943,520	△27,693
借入金等利息償還	34,086	26,472	7,614
学資支給基金補助金経費	20,024	17,222	2,802
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	398	162	236
計	2,028,096	1,968,339	59,757

【留学生支援事業（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,949	5,144	195
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	-
受託収入	-	33	33
寄附金収入	2,258	1,924	△334
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	959	37
雑収入	461	883	422
計	16,608	16,961	353

支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,323	6,876	△553
うち、人件費（事業系）	952	947	5
物件費	5,371	5,929	△558
特殊経費	10	69	△59
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,534	483
受託経費	-	33	△33
寄附金事業費	2,258	1,924	334
計	16,608	16,437	171

【学生生活支援事業（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	301	316	15
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-



寄附金収入	8	5	△3
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-
計	309	321	12
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	301	305	△5
うち、人件費（事業系）	204	198	6
物件費	97	107	△10
特殊経費	-	-	-
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	8	5	3
計	309	310	△1

【法人共通（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,143	2,555	412
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	37	44	7
計	2,180	2,599	419
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,132	2,421	△289
うち、人件費（管理系）	1,075	1,069	6
物件費	1,056	1,352	△295
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	48	21	27
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,180	2,442	△262

○令和元年度予算（一般勘定）

【全体（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,129,395	1,063,636	△65,758
運営費交付金	13,133	13,133	-
育英資金返還免除等補助金	7,432	7,432	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	-
受託収入	-	33	33
寄附金収入	2,664	2,092	△572
貸付回収金	840,679	842,859	2,180
貸付金利息等	29,654	29,896	242
政府補給金	37	1	△37
事業収入	923	959	37
雑収入	3,928	4,927	999
計	2,035,862	1,972,985	△62,877
支出			
奨学金貸与事業費	1,048,590	972,008	76,582
一般管理費	2,132	2,421	△289
うち、人件費（管理系）	1,075	1,069	6
物件費	1,056	1,352	△295
業務経費	15,700	16,083	△383
うち、人件費（事業系）	3,554	3,286	267
物件費	12,146	12,797	△650
特殊経費	152	143	9
借入金等償還	915,827	943,520	△27,693
借入金等利息償還	34,086	26,472	7,614
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,534	483
受託経費	-	33	△33
寄附金事業費	2,664	2,092	572
計	2,027,168	1,970,305	56,863

【奨学金事業（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	1,129,395	1,063,636	△65,758
運営費交付金	5,740	5,117	△622
育英資金返還免除等補助金	7,432	7,432	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	398	162	△236
貸付回収金	840,679	842,859	2,180
貸付金利息等	29,654	29,896	242
政府補給金	37	1	△37
事業収入	-	-	-
雑収入	3,430	4,000	570
計	2,016,765	1,953,104	△63,661
支出			
奨学金貸与事業費	1,048,590	972,008	76,582
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	9,076	8,901	175
うち、人件費（事業系）	2,398	2,141	257

物件費	6,678	6,761	△82
特殊経費	94	52	41
借入金等償還	915,827	943,520	△27,693
借入金等利息償還	34,086	26,472	7,614
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	398	162	236
計	2,008,071	1,951,117	56,955

【留学生支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	4,949	5,144	195
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	8,017	8,017	-
受託収入	-	33	33
寄附金収入	2,258	1,924	△334
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	923	959	37
雑収入	461	883	422
計	16,608	16,961	353
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	6,323	6,876	△553
うち、人件費（事業系）	952	947	5
物件費	5,371	5,929	△558
特殊経費	10	69	△59
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	8,017	7,534	483
受託経費	-	33	△33
寄附金事業費	2,258	1,924	334
計	16,608	16,437	171

【学生生活支援事業（一般勘定）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	301	316	15
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	8	5	△3
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	-	-	-

計	309	321	12
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	-	-	-
うち、人件費（管理系）	-	-	-
物件費	-	-	-
業務経費	301	305	△5
うち、人件費（事業系）	204	198	6
物件費	97	107	△10
特殊経費	-	-	-
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	8	5	3
計	309	310	△1

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			
借入金等	-	-	-
運営費交付金	2,143	2,555	412
育英資金返還免除等補助金	-	-	-
学資支給基金補助金	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収入	-	-	-
貸付回収金	-	-	-
貸付金利息等	-	-	-
政府補給金	-	-	-
事業収入	-	-	-
雑収入	37	44	7
計	2,180	2,599	419
支出			
奨学金貸与事業費	-	-	-
一般管理費	2,132	2,421	△289
うち、人件費（管理系）	1,075	1,069	6
物件費	1,056	1,352	△295
業務経費	-	-	-
うち、人件費（事業系）	-	-	-
物件費	-	-	-
特殊経費	48	21	27
借入金等償還	-	-	-
借入金等利息償還	-	-	-
学資支給基金補助金経費	-	-	-
留学生交流支援事業費補助金経費	-	-	-
受託経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
計	2,180	2,442	△262

○令和元年度予算（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
収入			

学資支給基金補助金	14,000	14,000	-
計	14,000	14,000	-
支出			
学資支給基金補助金経費	20,024	17,222	2,802
計	20,024	17,222	2,802

(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和元年度 収支計画 (総括)

【全体 (総括)】 (単位: 百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	117,194	100,150	17,044
業務経費	110,488	93,301	17,187
寄附金事業費	2,665	2,062	603
一般管理費	2,103	2,298	△195
減価償却費	1,939	2,490	△551
臨時損失	4,790	4,733	57
収益の部			
経常収益	121,841	103,197	△18,644
運営費交付金収益	11,552	11,643	91
自己収入	34,403	35,621	1,219
受託収入	-	33	33
寄附金収益	2,665	2,062	△603
補助金等収益	47,675	45,647	△2,028
財源措置予定額収益	23,178	5,683	△17,494
賞与引当金見返に係る収益	342	344	2
退職給付引当金見返に係る収益	385	217	△168
資産見返負債戻入	1,530	1,869	339
財務収益	112	78	△34
臨時利益	4,790	5,985	1,195
純利益	4,647	4,299	△348
目的積立金取崩額	-	145	145
総利益	4,647	4,445	△202

【奨学金事業 (総括)】 (単位: 百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	98,030	81,147	16,883
業務経費	95,874	78,698	17,175
寄附金事業費	399	163	236
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1,757	2,286	△529
臨時損失	2,485	2,307	178
収益の部			
経常収益	102,685	84,074	△18,612
運営費交付金収益	4,569	4,258	△311
自己収入	33,019	33,710	691
受託収入	-	-	-
寄附金収益	399	163	△236
補助金等収益	39,659	38,191	△1,467
財源措置予定額収益	23,178	5,683	△17,494
賞与引当金見返に係る収益	176	177	-
退職給付引当金見返に係る収益	234	106	△128

資産見返負債戻入	1,377	1,709	331
財務収益	75	78	3
臨時利益	2,485	3,555	1,071
純利益	4,656	4,175	△481
目的積立金取崩額	-	131	131
総利益	4,656	4,306	△349

【留学生支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,682	16,349	333
業務経費	14,314	14,315	△1
寄附金事業費	2,258	1,894	364
一般管理費	-	-	-
減価償却費	110	140	△30
臨時損失	964	1,017	△54
収益の部			
経常収益	16,673	16,356	△318
運営費交付金収益	4,786	4,888	102
自己収入	1,384	1,872	488
受託収入	-	33	33
寄附金収益	2,258	1,894	△364
補助金等収益	8,017	7,456	△561
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	70	70	-
退職給付引当金見返に係る収益	78	47	△31
資産見返負債戻入	81	96	15
財務収益	-	0	0
臨時利益	964	1,017	54
純利益	△9	7	16
目的積立金取崩額	-	14	14
総利益	△9	21	30

【学生生活支援事業（総括）】

(単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	309	294	15
業務経費	300	288	12
寄附金事業費	8	5	3
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1	1	-
臨時損失	211	224	△13
収益の部			
経常収益	309	304	△6
運営費交付金収益	273	272	△1
自己収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収益	8	5	△3
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	15	15	-
退職給付引当金見返に係る収益	12	10	△2
資産見返負債戻入	1	1	-
財務収益	-	-	-
臨時利益	211	224	13



純利益	-	10	10
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	10	10

【法人共通（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,173	2,361	△187
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,103	2,298	△195
減価償却費	70	63	7
臨時損失	1,132	1,185	△53
収益の部			
経常収益	2,173	2,464	291
運営費交付金収益	1,924	2,225	301
自己収入	-	40	40
受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	81	82	1
退職給付引当金見返に係る収益	61	54	△6
資産見返負債戻入	70	63	△7
財務収益	37	1	△36
臨時利益	1,132	1,189	57
純利益	-	107	107
目的積立金取崩額	-	0	-
総利益	-	107	107

○令和元年度 収支計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	97,896	83,756	14,140
業務経費	91,242	77,216	14,025
寄附金事業費	2,665	2,062	603
一般管理費	2,103	2,298	△195
減価償却費	1,887	2,181	△294
臨時損失	4,790	4,729	61
収益の部			
経常収益	102,543	86,804	△15,740
運営費交付金収益	11,552	11,643	91
自己収入	34,403	35,621	1,219
受託収入	-	33	33
寄附金収益	2,665	2,062	△603
補助金等収益	28,430	29,347	917
財源措置予定額収益	23,178	5,683	△17,494
賞与引当金見返に係る収益	342	344	2
退職給付引当金見返に係る収益	385	217	△168
資産見返負債戻入	1,478	1,775	297
財務収益	112	78	△34
臨時利益	4,790	5,981	1,191

純利益	4,647	4,299	△348
目的積立金取崩額	-	145	145
総利益	4,647	4,445	△202

【奨学金事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	78,732	64,753	13,979
業務経費	76,628	62,614	14,014
寄附金事業費	399	163	236
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1,705	1,977	△271
臨時損失	2,485	2,303	181
収益の部			
経常収益	83,388	67,680	△15,708
運営費交付金収益	4,569	4,258	△311
自己収入	33,019	33,710	691
受託収入	-	-	-
寄附金収益	399	163	△236
補助金等収益	20,413	21,891	1,478
財源措置予定額収益	23,178	5,683	△17,494
賞与引当金見返に係る収益	176	177	-
退職給付引当金見返に係る収益	234	106	△128
資産見返負債戻入	1,325	1,615	290
財務収益	75	78	3
臨時利益	2,485	3,552	1,067
純利益	4,656	4,175	△481
目的積立金取崩額	-	131	131
総利益	4,656	4,306	△349

【留学生支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	16,682	16,349	333
業務経費	14,314	14,315	△1
寄附金事業費	2,258	1,894	364
一般管理費	-	-	-
減価償却費	110	140	△30
臨時損失	964	1,017	△54
収益の部			
経常収益	16,673	16,356	△318
運営費交付金収益	4,786	4,888	102
自己収入	1,384	1,872	488
受託収入	-	33	33
寄附金収益	2,258	1,894	△364
補助金等収益	8,017	7,456	△561
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	70	70	-
退職給付引当金見返に係る収益	78	47	△31
資産見返負債戻入	81	96	15
財務収益	-	0	0
臨時利益	964	1,017	54
純利益	△9	7	16
目的積立金取崩額	-	14	14
総利益	△9	21	30

【学生生活支援事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	309	294	15
業務経費	300	288	12
寄附金事業費	8	5	3
一般管理費	-	-	-
減価償却費	1	1	-
臨時損失	211	224	△13
収益の部			
経常収益	309	304	△6
運営費交付金収益	273	272	△1
自己収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収益	8	5	△3
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	15	15	-
退職給付引当金見返に係る収益	12	10	△2
資産見返負債戻入	1	1	-
財務収益	-	-	-
臨時利益	211	224	13
純利益	-	10	10
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	10	10

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	2,173	2,361	△187
業務経費	-	-	-
寄附金事業費	-	-	-
一般管理費	2,103	2,298	△195
減価償却費	70	63	7
臨時損失	1,132	1,185	△53
収益の部			
経常収益	2,173	2,464	291
運営費交付金収益	1,924	2,225	301
自己収入	-	40	40
受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	-	-	-
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	81	82	1
退職給付引当金見返に係る収益	61	54	△6
資産見返負債戻入	70	63	△7
財務収益	37	1	△36
臨時利益	1,132	1,189	57
純利益	-	107	107
目的積立金取崩額	-	0	-
総利益	-	107	107

○令和元年度 収支計画（学資支給業務勘定）

【奨学金事業（学資支給業務勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
費用の部			
経常費用	19,298	16,394	2,904
業務経費	19,246	16,085	3,161
寄附金収益	-	-	-
一般管理費	-	-	-
減価償却費	52	309	△257
臨時損失	-	4	△4
収益の部			
経常収益	19,298	16,394	△2,904
運営費交付金収益	-	-	-
自己収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金収益	-	-	-
補助金等収益	19,246	16,300	△2,946
財源措置予定額収益	-	-	-
賞与引当金見返に係る収益	-	-	-
退職給付引当金見返に係る収益	-	-	-
資産見返負債戻入	52	94	42
財務収益	-	-	-
臨時利益	-	4	4
純利益	-	-	-
目的積立金取崩額	-	-	-
総利益	-	-	-

（注）各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。

○令和元年度 資金計画（総括）

【全体（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△6,908,886	△3,445,010	3,463,876
奨学金貸与	△1,048,590	△972,008	76,582
奨学金給付	△16,524	△13,876	2,649
人件費支出	△5,057	△4,681	376
短期借入金の返済による支出	△4,863,891	△1,456,752	3,407,139
長期借入金の返済による支出	△915,827	△943,520	△27,693
支払利息	△34,086	△26,472	7,614
寄附金事業による支出	△2,593	△2,076	517
その他の業務支出	△22,318	△23,060	△742
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△628	△628
国庫納付金の支払額	△1,267	△1,937	△670
投資活動による支出	△1,692	△2,791	△1,099
財務活動による支出	△361	△476	△115
次年度への繰越金	188,084	229,093	41,010
資金収入			
業務活動による収入	6,912,907	3,445,098	△3,467,809
運営費交付金による収入	13,133	13,133	-
政府補給金による収入	37	1	△37
国庫補助金による収入	29,449	30,800	1,351
貸付回収金による収入	840,680	842,931	2,252
学資金支給金の回収による収入	4	6	2
短期借入による収入	4,863,891	1,456,752	△3,407,139
長期借入による収入	1,129,227	1,063,470	△65,757

貸付金利息	29,576	29,815	239
その他の業務収入	5,135	6,155	1,020
受託収入	-	33	33
寄附金による収入	1,775	2,002	227
投資活動による収入	2,500	2,500	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	2,500	2,500	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	184,883	229,772	44,889

【奨学金事業（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△6,889,762	△3,423,787	3,465,975
奨学金貸与	△1,048,590	△972,008	76,582
奨学金給付	△16,524	△13,876	2,649
人件費支出	△2,740	△2,406	334
短期借入金の返済による支出	△4,863,891	△1,456,752	3,407,139
長期借入金の返済による支出	△915,827	△943,520	△27,693
支払利息	△34,086	△26,472	7,614
寄附金事業による支出	△398	△163	235
その他の業務支出	△7,705	△8,101	△396
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	-	△489	△489
投資活動による支出	△1,554	△2,445	△891
財務活動による支出	△341	△446	△105
次年度への繰越金	184,633	223,957	39,324
資金収入			
業務活動による収入	6,894,614	3,425,499	△3,469,115
運営費交付金による収入	5,740	5,117	△622
政府補給金による収入	37	1	△37
国庫補助金による収入	21,432	22,783	1,351
貸付回収金による収入	840,680	842,931	2,252
学資金支給金の回収による収入	4	6	2
短期借入による収入	4,863,891	1,456,752	△3,407,139
長期借入による収入	1,129,227	1,063,470	△65,757
貸付金利息	29,576	29,815	239
その他の業務収入	3,528	4,102	574
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	499	522	23
投資活動による収入	2,500	2,500	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	2,500	2,500	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	179,176	222,635	43,460

【留学生支援事業（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,703	△17,153	△450
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,024	△1,017	7
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,187	△1,909	278

その他の業務支出	△13,492	△13,504	△12
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△628	△628
国庫納付金の支払額	-	△96	△96
投資活動による支出	△45	△184	△139
財務活動による支出	△20	△30	△10
次年度への繰越金	2,189	3,779	1,590
資金収入			
業務活動による収入	15,787	16,656	870
運営費交付金による収入	4,949	5,144	195
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	8,017	8,017	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,544	1,982	438
受託収入	-	33	33
寄附金による収入	1,276	1,480	204
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	3,171	4,490	1,320

【学生生活支援事業（総括）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△307	△304	2
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△204	△198	5
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△5	3
その他の業務支出	△95	△99	△4
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	-	△2	△2
投資活動による支出	△2	△7	△5
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	351	387	36
資金収入			
業務活動による収入	301	316	15
運営費交付金による収入	301	316	15
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-



施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	359	382	23

【法人共通（総括）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,114	△3,765	△1,651
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,089	△1,060	29
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,026	△1,356	△331
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	△1,267	△1,349	△82
投資活動による支出	△91	△155	△63
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	911	971	60
資金収入			
業務活動による収入	2,206	2,626	421
運営費交付金による収入	2,143	2,555	412
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	63	71	9
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	2,178	2,264	86

○令和元年度 資金計画（一般勘定）

【全体（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△6,889,823	△3,429,318	3,460,505
奨学金貸与	△1,048,590	△972,008	76,582
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△4,808	△4,451	356
短期借入金の返済による支出	△4,863,891	△1,456,752	3,407,139
長期借入金の返済による支出	△915,827	△943,520	△27,693
支払利息	△34,086	△26,472	7,614
寄附金事業による支出	△2,593	△2,076	517
その他の業務支出	△20,029	△21,474	△1,445
国庫補助金の精算による返還	-	△628	△628

金の支出			
国庫納付金の支払額	-	△1,937	△1,937
投資活動による支出	△913	△2,425	△1,512
財務活動による支出	△361	△260	101
次年度への繰越金	186,809	223,355	36,546
資金収入			
業務活動による収入	6,898,859	3,431,082	△3,467,776
運営費交付金による収入	13,133	13,133	-
政府補給金による収入	37	1	△37
国庫補助金による収入	15,449	16,800	1,351
貸付回収金による収入	840,680	842,931	2,252
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	4,863,891	1,456,752	△3,407,139
長期借入による収入	1,129,227	1,063,470	△65,757
貸付金利息	29,576	29,815	239
その他の業務収入	5,135	6,155	1,020
受託収入	-	33	33
寄附金による収入	1,731	1,993	262
投資活動による収入	2,500	2,500	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	2,500	2,500	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	177,814	221,775	43,961

【奨学金事業（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△6,870,699	△3,408,095	3,462,604
奨学金貸与	△1,048,590	△972,008	76,582
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△2,491	△2,177	315
短期借入金の返済による支出	△4,863,891	△1,456,752	3,407,139
長期借入金の返済による支出	△915,827	△943,520	△27,693
支払利息	△34,086	△26,472	7,614
寄附金事業による支出	△398	△163	235
その他の業務支出	△5,415	△6,514	△1,099
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	-	△489	△489
投資活動による支出	△775	△2,079	△1,304
財務活動による支出	△341	△230	110
次年度への繰越金	183,358	218,218	34,860
資金収入			
業務活動による収入	6,880,566	3,411,484	△3,469,082
運営費交付金による収入	5,740	5,117	△622
政府補給金による収入	37	1	△37
国庫補助金による収入	7,432	8,783	1,351
貸付回収金による収入	840,680	842,931	2,252
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	4,863,891	1,456,752	△3,407,139
長期借入による収入	1,129,227	1,063,470	△65,757
貸付金利息	29,576	29,815	239
その他の業務収入	3,528	4,102	574
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	455	513	58
投資活動による収入	2,500	2,500	-
施設整備費による収入	-	-	-

その他の投資収入	2,500	2,500	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	172,107	214,638	42,532

【留学生支援事業（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△16,703	△17,153	△450
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,024	△1,017	7
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△2,187	△1,909	278
その他の業務支出	△13,492	△13,504	△12
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	△628	△628
国庫納付金の支払額	-	△96	△96
投資活動による支出	△45	△184	△139
財務活動による支出	△20	△30	△10
次年度への繰越金	2,189	3,779	1,590
資金収入			
業務活動による収入	15,787	16,656	870
運営費交付金による収入	4,949	5,144	195
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	8,017	8,017	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	1,544	1,982	438
受託収入	-	33	33
寄附金による収入	1,276	1,480	204
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	3,171	4,490	1,320

【学生生活支援事業（一般勘定）】 (単位：百万円)

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△307	△304	2
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△204	△198	5
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	△8	△5	3
その他の業務支出	△95	△99	△4
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	-	△2	△2
投資活動による支出	△2	△7	△5
財務活動による支出	-	-	-

次年度への繰越金	351	387	36
資金収入			
業務活動による収入	301	316	15
運営費交付金による収入	301	316	15
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	-	-	-
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	359	382	23

【法人共通（一般勘定）】

（単位：百万円）

区分	予算	決算	差引増減額
資金支出			
業務活動による支出	△2,114	△3,765	△1,651
奨学金貸与	-	-	-
奨学金給付	-	-	-
人件費支出	△1,089	△1,060	29
短期借入金の返済による支出	-	-	-
長期借入金の返済による支出	-	-	-
支払利息	-	-	-
寄附金事業による支出	-	-	-
その他の業務支出	△1,026	△1,356	△331
国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-
国庫納付金の支払額	△1,267	△1,349	△82
投資活動による支出	△91	△155	△63
財務活動による支出	-	-	-
次年度への繰越金	911	971	60
資金収入			
業務活動による収入	2,206	2,626	421
運営費交付金による収入	2,143	2,555	412
政府補給金による収入	-	-	-
国庫補助金による収入	-	-	-
貸付回収金による収入	-	-	-
学資金支給金の回収による収入	-	-	-
短期借入による収入	-	-	-
長期借入による収入	-	-	-
貸付金利息	-	-	-
その他の業務収入	63	71	9
受託収入	-	-	-
寄附金による収入	-	-	-
投資活動による収入	-	-	-
施設整備費による収入	-	-	-
その他の投資収入	-	-	-
財務活動による収入	-	-	-
前年度からの繰越金	2,178	2,264	86

				○令和元年度 資金計画（学資支給業務勘定）					
				(単位：百万円)					
				区分	予算	決算	差引増減額		
				資金支出					
				業務活動による支出	△19,063	△15,692	3,371		
				奨学金貸与	-	-	-		
				奨学金給付	△16,524	△13,876	2,649		
				人件費支出	△249	△230	19		
				短期借入金の返済による支出	-	-	-		
				長期借入金の返済による支出	-	-	-		
				支払利息	-	-	-		
				寄附金事業による支出	-	-	-		
				その他の業務支出	△2,290	△1,586	703		
				国庫補助金の精算による返還金の支出	-	-	-		
				国庫納付金の支払額	-	-	-		
				投資活動による支出	△779	△366	413		
				財務活動による支出	-	△215	△215		
				次年度への繰越金	1,275	5,739	4,464		
				資金収入					
				業務活動による収入	14,048	14,015	△33		
				運営費交付金による収入	-	-	-		
				政府補給金による収入	-	-	-		
				国庫補助金による収入	14,000	14,000	-		
				貸付回収金による収入	-	-	-		
				学資金支給金の回収による収入	4	6	2		
				短期借入による収入	-	-	-		
				長期借入による収入	-	-	-		
				貸付金利息	-	-	-		
				その他の業務収入	0	0	0		
				受託収入	-	-	-		
				寄附金による収入	44	9	△35		
				投資活動による収入	-	-	-		
				施設整備費による収入	-	-	-		
				その他の投資収入	-	-	-		
				財務活動による収入	-	-	-		
				前年度からの繰越金	7,069	7,997	928		
				(注) 各欄積算と合計欄の数字は四捨五入の関係で一致しないことがある。					
	奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合にお	奨学金貸与事業において、学資貸与金の財源とするための短期借入金の限度額は、9,250億円とする。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合にお	<38> 短期借入金の調達状況	学資貸与金の財源とするための短期借入金の借入残高の最大額は、5,338億円であった。運営費交付金の受入れの遅延等による資金の不足となる場合における短期借入金の実績はなかった。	<評定> B	<評定根拠> 学資貸与金の財源として限度額の範囲内で短期借入金を調達できたことは評価できる。	<今後の課題> - <その他事項> -		

	る短期借入金の限度額は、54億円とする。	る短期借入金の限度額は、54億円とする。				
	決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。	決算において剰余金が発生したときは、機構が実施する業務の充実、老朽化対応のための施設整備、不測の事態への対応等に充てる。	<39> 剰余金の活用状況	※令和元年度に剰余金の使用実績はなかった。		<今後の課題> - <その他事項> -

4. その他参考情報

特になし



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-1	内部統制・ガバナンスの強化		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
						評価	B
						<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	
						<今後の課題・指摘事項> —	
						<その他事項> —	

<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得る。</p>	<p>運営評議会など外部有識者で構成される会議等を通じ、機構の事業運営に関し大所高所から助言を得、業務の適切性を確保する。</p>	<p>&lt;40&gt; 事業運営への外部有識者の参画状況</p>	<p>○運営評議会の開催 外部有識者により組織される運営評議会を開催し、業務の実施状況や新規事業等の内容を踏まえ今後の機構の在り方等について審議を行い、高度な見識と知見に基づく客観的な助言をいただいた。 (1) 日程： 令和元年 6 月 27 日 (2) 議題： ・今後の日本学生支援機構の在り方について ・高等教育の修学支援新制度について (3) 主な審議内容： 奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業の充実に向けた助言</p> <p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進 コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者1人を含む21人の委員で構成。令和元年6月17日開催）において「令和元年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施などの取組を実施した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・外部有識者からなる運営評議会を開催し、機構の今後の事業運営に関する助言を得たことは評価できる。 ・コンプライアンス・プログラムを策定し周知するとともに、コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; — &lt;その他事項&gt; —</p>
---	--	---	------------------------------------	--	---	--

<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総管査第 322 号総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>	<p>外部有識者で構成する評価委員会において、厳格かつ客観的な評価を実施し、その結果をホームページにおいて公表するとともに、事業の改善に活用する。</p>	<p>外部有識者で構成する評価委員会より聴取した評価意見を踏まえて、厳格かつ客観的な評価を行う。また、その結果を効率的・効果的な事業の実施に向けた改善に活用する。評価の結果は、ホームページにおいて公表する。</p>	<p>&lt;41&gt; 外部評価の実施状況</p>	<p>○外部有識者の意見を踏まえた自己評価の実施  (1) 第 3 期中期目標期間業務実績及び平成 30 年度業務実績に関する評価の実施  第 3 期中期目標期間業務実績及び平成 30 年度の業務実績に関する評価に当たり、業務実績及び自己評価案を取りまとめた上で、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和元年 6 月 17 日）を開催し、業務実績等に関する意見を聴取した。その後、評価委員会の意見を踏まえて評価を決定し、第 3 期中期目標期間業務実績等報告書及び平成 30 年度業務実績等報告書をそれぞれ取りまとめ、令和元年 6 月 25 日付で文部科学大臣に提出するとともに、評価委員会の意見と併せてホームページにて公表した。</p> <p>(2) 第 4 期中期目標期間業務実績及び令和元年度業務実績に係る評価指標の決定  第 4 期中期目標期間業務実績及び令和元年度業務実績について客観的な評価を行うために、計画事項に沿って、評価指標及び定量的指標の評定基準（S、A、B、C、D の基準）の案を策定し、独立行政法人日本学生支援機構評価委員会（令和元年 6 月 17 日）において意見を聴取した上で決定した。</p> <p>○評価結果の事業の改善への活用  第 3 期中期目標期間業務実績及び平成 30 年度の業務実績に関する評価の結果については、各部等にフィードバックし、令和元年 10 月～12 月にかけて、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかという点に留意しつつ、業務の進捗状況等を確認し、計画の達成状況について取りまとめを行った。  なお、指摘事項等への対応状況及び進捗状況については、経営管理会議にて報告した。</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>外部有識者により構成される評価委員会において業務実績等に関する意見を聴取し、厳格かつ客観的な評価の実施に努めたことは評価できる。</li> <li>第 3 期中期目標期間業務実績及び平成 30 年度業務実績に対する評価並びに指摘事項等への対応状況等に留意して令和元年度の業務の進捗状況を確認し、特に指摘に対する対応状況について、フォローアップを行ったことは、評価を活用した事業の改善という点において評価できる。</li> </ul>	
---	---	---	-----------------------------	--	---	--

【再掲】						
<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長</p>	<p>「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき、理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、そ</p>	<p>理事会や経営管理会議等理事長のリーダーシップの下で内部統制を推進する体制を整備・運用し、重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p>	<p>&lt;42&gt; ガバナンス確保の状況</p>	<p>○理事会等によるガバナンスの確保  (1) 理事会等の運営  以下のとおり、重要事項について審議、報告、決定等を行う会議を運営した。  ① 理事会  機構の重要な方針及び施策に関し、理事長が必要と認める事項について適時理事会を開催し、審議を行った（理事長、理事長代理及び理事が出席）。  ② 理事懇談会  理事長と各理事との情報共有を進めるとともに、共通認識の形成を図るため、特定の議題について懇談した（理事長、理事長代理及び理事、並びに必要なに応じて関係部等の長が出席、月 2 回程度開催）。  ③ 経営管理会議  ・経営管理会議において、機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、検討等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び各部等の長が出席、原則として毎月 2 回開催）。  ・令和 2 年 1 月より、経営管理会議の下に業務報告部会を設置し、以下のとおり運営した。  ・経営管理会議  機構の重要な方針及び施策並びに内部統制に係る取組に関し、理事長が必要と認める事項について、審議等を行い、必要に応じて改善策を指示した（役員及び政策企画部長、総務部長、財務部長が出席、毎月 2 回程度開催）。  ・経営管理会議業務報告部会  各部等における業務に関し、理事長が必要と認める事項について、報告を行った（役員及び各部等の長が出席、原則として毎月 1 回開催）。</p>	<p>〈評定〉 B  〈評定根拠〉  重要な施策等について、理事会等において審議の上、決定されている。また、理事長は、理事会、経営管理会議等を通して重要課題の実施状況の把握に努めるなど内部統制の現状を把握していることから、適切なガバナンスが確保されていると評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;  —  &lt;その他事項&gt;  —</p>

<p>通知)に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成 25 年 12 月 24 日閣議決定)に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p>	<p>の実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する等、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。</p>			<p>・経営管理会議業務報告部会の配付資料については、一部の取扱注意となる資料を除いて、会議後にグループウェアを通して全職員に共有した。          なお、経営管理会議業務報告部会等における報告等の内容については、各部等における部門会議や筆頭課長会議を通じて周知を図り、業務の進捗状況や懸案事項についての問題意識の共有及び各課等における業務改善に向けた取組の実施に努めた。</p> <p>(2)重要事項の審議・決定</p> <p>①予算配分・決算          ・予算については、理事長決定の予算編成方針に基づき、各予算責任者が作成した予算執行計画を財務部が取りまとめ、理事会での審議を経て理事長が決定した。また、第 3 四半期において、それまでの事業実施の状況や年度末までの見通しを踏まえ、予算の見直しを行った。          ・平成 30 年度決算において作成した財務諸表については、理事会での審議を経て理事長が決定した。その後、文部科学大臣へ承認申請を行い、令和元年 8 月 31 日付で承認を受けた。なお、平成 30 年度は第 3 期中期目標期間の最終年度であったため、文部科学大臣の承認を受け、第 4 期中期目標期間への積立金の繰り越し及び国庫納付(19 億円)を行った。</p> <p>②組織改編          業務の適正を確保し、年度計画に係る進捗状況を踏まえて中期計画事項の実施を推進するために、組織改編に係る各部署に対するヒアリングを必要に応じて実施した上で組織改編案を作成し、経営管理会議における調整を経て、理事長が令和元年度及び令和 2 年度における組織改編事項を決定した。</p> <p>③中期計画・年度計画          「大学等における修学の支援に関する法律(令和元年法律第 8 号)」の成立に伴い、文部科学省より第 4 期中期目標の変更指示を受け、第 4 期中期計画及び令和元年度計画の変更に向けた審議・決定を行った。また、令和 2 年度計画の策定に向けた審議・決定を行った。          中期計画変更に当たっては、中期計画案及びこれに伴う具体的実施事項について、検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に変更認可の申請を行い、認可された。          年度計画については、令和元年度計画変更案及び令和 2 年度計画案並びにこれに伴う具体的実施事項について検討・調整の上、取りまとめ、理事会における審議を経て決定した。その後、文部科学大臣に届出を行った。</p> <p>④業務実績評価          第 3 期中期目標期間業務実績及び平成 30 年度の業務実績に関する評価について、業務実績及び自己評価案を取りまとめ、外部有識者で構成される独立行政法人日本学生支援機構評価委員会の意見を聴取した上で、理事会での審議を経て、業務実績に関する機構の自己評価を理事長が決定した。</p> <p>○改正独立行政法人通則法に基づく内部統制システムの整備          内部統制の状況を把握するため、内部統制担当役員と職員との面談を行った(令和 2 年 3 月 3 日、13 日、17 日、18 日)。</p> <p>○事業執行管理          令和元年度上半期の中期計画・年度計画の執行状況について、評価結果や評価における指摘事項等がどのように業務に反映されているかという点に留意しつつ、各部等からの報告に基づき業務の進捗状況等の確認をし、計画の達成状況について取りまとめを行った。指摘事項等への対応状況及び進捗状況については、経営管理会議に報告した。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p>	<p>「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図るとともに、リスク管理委員会において、各年度のリスク管理実施計画を策定のうえ、各種リスク管理の一層の推進を図る。</p>	<p>&lt;43&gt; リスク管理の推進状況</p>	<p>○リスクの把握・管理  (1) リスク管理委員会の開催  各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルの確実な実行を促すため、リスク管理委員会を原則として毎月（計 10 回）開催し、令和元年度のリスク管理実施計画の策定及び下記(2)及び(3)の取組についての検討と実施状況の確認を行った。</p> <p>(2) 機構の組織全体を対象としたリスク管理体制の構築  各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを実行するため、リスク管理委員会での検討を踏まえ、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・実施状況報告  平成 30 年度に選定した優先対応リスクのうち、課題が残存する以下のリスクについて、「令和元年度リスク対応計画」を策定し、進捗状況をリスク管理委員会に報告した。  ・自然災害等による業務継続に関するリスク  ・情報システムに関するリスク（セキュリティ及びシステム）</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し  リスクの洗い出し及び評価結果について、令和 2 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組等を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(3) 金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築  「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）及び「財政融資資金本省資金融通先等実地監査について」（平成 27 年 2 月 12 日財務省理財局長通知）における金融業務のリスク管理に関する指摘等を踏まえ、金融リスク（信用リスク、自己査定リスク、金利リスク、流動性リスク等）の管理体制の構築に向け、以下の取組を行った。</p> <p>① リスク対応計画の策定・実施状況報告  平成 30 年度までのリスク対応の状況を踏まえ、「令和元年度リスク対応計画（金融業務）」を策定し、課題対応策の実施状況や報告事項に基づく担当部署からの報告をリスク管理委員会に行った。</p> <p>② リスクの洗い出し・評価結果の見直し  平成 27 年度に金融検査マニュアルのチェックリストに基づいて実施したリスクの洗い出し及び評価結果について、令和 2 年度のリスク対応に向け、機構内外の環境変化やこれまでの取組を踏まえ、見直しを行った。</p> <p>(4) 危機管理の取組  平成 30 年度に策定した「独立行政法人日本学生支援機構事業継続計画（感染症編）」に基づき、優先事業である奨学金の貸与に係る資金調達や振込み等を継続するため、担当する各部がマニュアルの策定、業務従事の対応者の確認を実施した。  危機管理に係る防災対策としては、以下の取組を引き続き実施した。  ・防災訓練の実施  ・安否確認サービスの登録、運用の徹底</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉  リスク管理委員会を原則として毎月開催とするとともに、リスク対応計画策定・実施の取組により、各部等におけるリスク管理の PDCA サイクルを確実に実行したことは評価できる。また、その中において、金融業務（奨学金事業）に係るリスク管理体制の構築により、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図ったことは評価できる。</p>	<p>〈今後の課題〉  —</p> <p>〈その他事項〉  （委員からの意見）  実際に具現化した 2019 年日本留学生試験（第 2 回）試験実施に係る事故を踏まえ、類似リスクに対する検討や従来のリスク管理の中でカバーできていなかった点の検討を今後のリスク管理において加えて行うことが望まれる。</p>
---	--	--	------------------------------	---	--	--



<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。【再掲】</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、各年度のコンプライアンス・プログラムを策定のうえ、一層の推進を図る。特に、個人情報保護については、研修の改善・充実等により、さらなる徹底を図る。</p>	<p>コンプライアンス推進委員会において、コンプライアンス・プログラムを策定し、以下の取組により、コンプライアンスの一層の推進を図る。第 4 期中期目標期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針に基づき、計画的に研修を実施する。</p>	<p>&lt;44&gt; コンプライアンス職員研修の実施状況</p>	<p>○コンプライアンス・プログラムの策定とこれに基づくコンプライアンスの推進【再掲】  コンプライアンスの推進を図るため、コンプライアンス推進委員会（外部有識者 1 人を含む 21 人の委員で構成。令和元年 6 月 17 日開催）において「令和元年度日本学生支援機構コンプライアンス・プログラム」を策定し、ホームページで公表するとともに、研修資料としての配付やグループウェアの掲示板での掲示により、役職員への周知を図った。また、「法令・規程等の遵守」「個人情報の保護・漏えい防止」等についての理解と意識向上を目的としたコンプライアンス研修の実施など、以下の取組を実施した。</p> <p>○コンプライアンス職員研修  コンプライアンスの一層の推進・強化を図る上で、コンプライアンス管理者等に指定されている職員だけでなく、業務に関わる職員一人ひとりが高い意識を持ち業務執行にあたる必要があることから、「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」（令和元年 5 月 15 日策定）に基づいて、コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、以下のとおり職員研修を実施した。</p> <p>(1) コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ・ハラスメント防止研修  コンプライアンスに係る更なる意識の向上を図るため、令和元年度は「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、令和元年 11 月に課長補佐級（25 人）を対象に「コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ・ハラスメント防止研修」として、外部講師及び検査室長・総合計画課長・情報管理課長・人事課長を講師に研修を実施した。</p> <p>&lt;実施状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1074 989 1795 1068"> <thead> <tr> <th>対象者</th> <th>日程</th> <th>参加者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>課長補佐級（25 人）</td> <td>令和元年 11 月 18 日</td> <td>22 人</td> </tr> </tbody> </table> <p>（注）参加できなかった職員には、研修資料による自習を義務付け、確認テストを実施した。</p> <p>(2) 新入職員等（非常勤職員・派遣職員を含む）研修  新入職員等に対して、採用の都度研修を実施し、コンプライアンスに係る理解の促進を図った。</p>	対象者	日程	参加者数	課長補佐級（25 人）	令和元年 11 月 18 日	22 人	<p>（評定） B</p> <p>（評定根拠）  ・コンプライアンス・プログラムを策定し周知するとともに、コンプライアンスに対する職員の理解を深めるための研修を実施するなど、積極的にコンプライアンスの推進を図ったことは評価できる。  ・「第 4 期中期計画期間におけるコンプライアンス職員研修の実施方針」に基づき、課長補佐級職員に対する研修を行ったことは、機構の事業の適切な運営に資するという観点から評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;  —  &lt;その他事項&gt;  —</p>
対象者	日程	参加者数										
課長補佐級（25 人）	令和元年 11 月 18 日	22 人										

		<p>個人情報保護について、業務遂行の見直し、研修の改善・充実等により、組織が一丸となって取り組む。</p>	<p>&lt;45&gt; 個人情報保護の徹底に係る実施状況</p>	<p>○研修等の実施        役職員の個人情報保護に対する意識向上に資するため、以下の個人情報保護研修を実施した。        ①令和元年度個人情報保護研修（全役職員、派遣職員・委託業者（※）対象）（令和2年2月14日～3月6日）        ※個人情報を取り扱う派遣職員・委託業者については、契約上、研修の義務づけが可能な場合は必ず参加させ、そうでない場合は教材等を提供し参加を勧奨。        個人情報保護対策として、個人情報を管理する独立行政法人の職員として必要な知識を修得するとともに、個人情報保護に係る意識の向上を図り、個人情報漏えい等事案に対する危機意識を役職員に再認識させるため、対策事項の再確認と個人情報保護に必要な知識の習得を目的として、全役職員を対象として個人情報保護研修を実施した。テキストによる自習形式としたが、受講状況の確認に加え、各自で理解度を自己点検する目的で、確認テストの受験及び提出を義務付けた。成績の思わしくないものに対しては、個人情報保護管理者により追加の指導を行った（受講者：826人、うち追加指導者：154人）。</p> <p>②新規採用職員等（常勤、任期付、非常勤職員）研修        新入職員等（常勤・任期付職員・非常勤職員）に対して、採用の都度、個人情報保護について研修を実施し、個人情報保護に係る守るべきポイント等の内容を指導。なお、個人情報を取り扱う派遣職員に対しても、職員と同様の研修を実施した。</p> <p>○個人情報保護規程施行状況調査（平成30年度分）の実施        「個人情報保護規程」第38条及び第45条第1項に基づき、各部等の個人情報保護管理者に個人情報の管理に関する点検作業及び同規程の施行状況報告を求めた（令和元年8月）。</p> <p>○個人情報保護監査フォローアップ        平成30年度の個人情報保護監査結果において、指摘事項のあった部署に対して、対応措置状況を調査した。（令和元年8月）。        調査の結果、すべての部署において、対応措置完了していることを確認した。</p> <p>○個人情報漏えい等事案に対する再発防止策の取組        組織が一丸となった仕組みの改善として、以下について取り組んだ。        ①職場ミーティングの実施        個人情報漏えい等事案が発生した部署において、事案の共有及び対応プロセスの振り返り、原因や再発防止策の議論等を目的として、職場ミーティングを適宜実施した。</p> <p>②個人情報漏えい等事案が発生した部署における再発防止策の策定        機構過失による個人情報漏えい等事案が発生した部署において、発生後には速やかに理事長及び個人情報総括保護管理者に報告するとともに、再発防止策を検討し、後日報告書にて必ず報告するよう適宜周知を図った。また、必要に応じ、再発防止策や業務遂行の見直し等依頼を行った。</p> <p>③「リスク管理委員会」での報告        全役員、部長等で構成する「リスク管理委員会」にて、個人情報漏えい等事案の発生状況や個人情報保護の取組状況等を定期的に報告した。</p> <p>&lt;個人情報漏えい等事案（郵便物誤発送等）発生（発覚）状況&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1062 1875 1908 1906"> <tr> <td>種別</td> <td>令和元年度</td> <td>(参考)</td> </tr> </table>	種別	令和元年度	(参考)	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt;        ・全役職員及び派遣職員・委託業者を対象に研修を行い、確認テストにより各職員の個別の意識及び理解度を確認の上、個別の指導によりきめの細かい対応及び個人情報保護に対する意識の底上げを図ったことは評価できる。        ・個人情報の漏えい件数の増加を抑えることができたこと及び特定個人情報の漏えい件数が0件だったことは評価できる。機構過失が原因による漏えいの発生0件を目指し、更なる努力が必要である。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt;        -</p> <p>&lt;その他事項&gt;        （委員からの意見）        個人情報保護研修の実施や漏えい等事案に対する再発防止策の取組を行い、事案発生件数を前年度より抑えられたことは評価できるが、個人情報漏えい件数がゼロになるよう一層のリスク管理が必要である。情報テクノロジーは急激に進歩しているため、基本的な知識と意識の啓発だけでなく、新たな知識を学ぶ機会を取り入れていくことが望まれる。</p>
種別	令和元年度	(参考)							

					<table border="1"> <tr> <td></td> <td></td> <td>平成30年度</td> </tr> <tr> <td>機構職員によるもの</td> <td>7件</td> <td>7件</td> </tr> <tr> <td>委託業者によるもの</td> <td>5件</td> <td>7件 (※1件)</td> </tr> <tr> <td>当該者の住所変更未届等に起因するもの</td> <td>14件</td> <td>16件</td> </tr> <tr> <td>郵便事故等によるもの</td> <td>3件</td> <td>6件</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>29件</td> <td>36件</td> </tr> </table> <p>※うち1件特定個人情報の漏えいを含む。</p> <p>上記のとおり、令和元年度において個人情報漏えいの防止に向けて取り組んだことにより、機構過失による個人情報漏えいの増加を抑えることができ、特定個人情報の漏えいについては0件とすることができた。</p>			平成30年度	機構職員によるもの	7件	7件	委託業者によるもの	5件	7件 (※1件)	当該者の住所変更未届等に起因するもの	14件	16件	郵便事故等によるもの	3件	6件	計	29件	36件						
		平成30年度																											
機構職員によるもの	7件	7件																											
委託業者によるもの	5件	7件 (※1件)																											
当該者の住所変更未届等に起因するもの	14件	16件																											
郵便事故等によるもの	3件	6件																											
計	29件	36件																											
		情報公開に関する審査基準に基づき、情報公開を適正に実施する。	<46> 情報公開の実施状況	<p>○情報開示請求への対応 令和元年度の情報開示請求は、法人文書開示請求は6件（うち、部分開示5件、不開示1件）、保有個人情報開示請求は6件（うち、全部開示5件、部分開示1件）であり、情報の公開等に関する規定等に基づき、適切に対処した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; 情報開示請求に対して適切に対処したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>																							
<p>機構全体の業務について、透明性及び公平性の確保を図るため、法令、規程等を遵守するとともに、外部有識者からの助言を得る等、適切な運営を図る。また、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知）に基づき、業務方法書に定めた事項の運用を確実に実行する。理事会等に</p>	<p>業務の適正化を図るため、機構の行う業務及び会計について、内部監査を実施するとともに個人情報保護、情報セキュリティ等の内部統制上重要な事項について監査を実施する。</p>	<p>第4期中期目標期間における内部監査の実施方針を定めると共に、その方針に従って計画的に内部監査を実施する。</p>	<47> 内部監査の実施状況	<p>業務部門から独立した検査室において、以下のとおり内部監査を実施した。</p> <p>○平成31（令和元）年度内部監査計画の策定 「第4期中期計画期間（令和元年度～令和5年度）における内部監査の実施方針（重点事項等）について」（平成31年4月19日理事長決定）を踏まえ、平成31（令和元）年度内部監査計画を策定した。</p> <p>○内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）の実施 機構内の特定課題を調査し、課題改善につなげることを目的として、以下のとおり内部監査（業務監査・会計監査・自己査定監査・法人文書監査）を実施した。</p> <p>&lt;内部監査実施概要&gt;</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>実施時期</th> <th>監査内容</th> <th>対象</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">令和元年10月～令和2年2月</td> <td rowspan="3">業務監査</td> <td>奨学事業戦略課</td> </tr> <tr> <td>相談課</td> </tr> <tr> <td>東海北陸支部 九州支部</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月～令和2年2月</td> <td>会計監査</td> <td>東海北陸支部 九州支部</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月～8月</td> <td>自己査定監査</td> <td>奨学事業戦略課 法務課</td> </tr> <tr> <td>令和元年5月～7月</td> <td>法人文書監査</td> <td>総務課</td> </tr> <tr> <td>令和元年12月～令和2年3月</td> <td>個人情報保護監査</td> <td>奨学事業戦略課 他</td> </tr> <tr> <td>令和元年10月～令和2年3月</td> <td>情報セキュリティ監査</td> <td>情報管理課</td> </tr> </tbody> </table> <p>(1)業務監査 以下2件の業務監査を実施した。 ①奨学金相談にかかるコールセンター業務 機構の奨学金事業において、奨学生や学校関係者などからの照会や相談等のコールセンター業務につき、委託先を含めたトラブル防止策が</p>	実施時期	監査内容	対象	令和元年10月～令和2年2月	業務監査	奨学事業戦略課	相談課	東海北陸支部 九州支部	令和元年12月～令和2年2月	会計監査	東海北陸支部 九州支部	令和元年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課	令和元年5月～7月	法人文書監査	総務課	令和元年12月～令和2年3月	個人情報保護監査	奨学事業戦略課 他	令和元年10月～令和2年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課	<p>&lt;評定&gt; B</p> <p>&lt;評定根拠&gt; ・業務部門から独立した検査室において、内部監査の実施方針を定め、それに基づいて計画的に業務監査、会計監査、自己査定監査、法人文書監査を実施し、その結果を関係部署にフィードバックしたことは評価できる。 ・監査結果についてフォローアップを実施したことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
実施時期	監査内容	対象																											
令和元年10月～令和2年2月	業務監査	奨学事業戦略課																											
		相談課																											
		東海北陸支部 九州支部																											
令和元年12月～令和2年2月	会計監査	東海北陸支部 九州支部																											
令和元年5月～8月	自己査定監査	奨学事業戦略課 法務課																											
令和元年5月～7月	法人文書監査	総務課																											
令和元年12月～令和2年3月	個人情報保護監査	奨学事業戦略課 他																											
令和元年10月～令和2年3月	情報セキュリティ監査	情報管理課																											

<p>において重要な施策を審議・決定するとともに、その実施状況を確実に把握し、適切なガバナンスを確保する。また、「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成 25 年 12 月 24 日閣議決定）に基づき、金融業務に係る内部ガバナンスの高度化を図る。</p>				<p>有効に機能しているかをヒアリング及び現場実査等により監査を実施した。</p> <p>②支部の法的処理及び法人文書の管理状況 東海北陸支部及び九州支部の法的処理について、業務とマニュアルへの準拠性、個人情報保護体制、事務所のセキュリティ管理の状況及び法人文書管理の状況について確認した。</p> <p>(2)会計監査 支部の会計処理について、令和元年 12 月に東海北陸支部、令和 2 年 2 月に九州支部のそれぞれにおいて、小口現金の出納事務、切手印紙等、固定資産の管理状況、委託契約に基づく履行管理の状況について、ヒアリング及び現物実査による監査を実施した。</p> <p>(3)自己査定監査 令和元年 5 月～8 月に、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの期間内における「債務者区分破綻先認定処理の実施状況」、「債務整理マニュアルに基づく事務処理」、「貸倒引当金算定及び償却処理業務に係る書類の決裁、保管、管理状況」、「新たに『実質破綻先』、『破綻先』に移行した債権及び『実質破綻先』、『破綻先』から改善された債権の債務者区分の設定処理」、「2 以上の貸与契約のある債務者の全債権についての債務者区分の設定処理」について、監査を実施した。</p> <p>(4)法人文書監査 令和元年 5 月～7 月に、平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までの期間内における法人文書の管理状況について総務課が点検を行った際の資料の提出を求め、それを踏まえてヒアリングを行うとともに、文書管理規程、マニュアル等と業務処理の状況及び法人文書ファイル管理簿を中心に監査を実施した。</p> <p>なお、上記 (1) ～ (4) の各監査の結果については、関係部署に通知し、経営管理会議等において適時報告を行った。</p> <p>(5)個人情報保護監査 特定個人情報の管理状況について、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体等編）」を受けて、機構では平成 27 年 12 月 1 日付けで個人情報保護規程を改正し、その後も必要な改正をしてきた。また令和元年 10 月には個人情報保護委員会の立入検査を受けている。関係部署における前年度監査指摘事項や個人情報保護委員会検査指摘事項への対応策の十分性等について、令和元年 12 月～令和 2 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、個人情報総括保護管理者へ報告を行った。</p> <p>(6)情報セキュリティ監査 機構の情報セキュリティ対策に係る関係規程及びその実施状況を網羅的に把握・評価するため、リスク対応計画に記載された情報セキュリティ点検の一環として、前年度監査への対応、及び個人情報保護委員会立入検査指摘事項への対応策の十分性等を重点事項として、令和元年 10 月～令和 2 年 3 月に監査を実施した。監査の結果については、最高情報セキュリティ責任者へ報告を行った。</p> <p>(7)監査結果のフォローアップ 平成 27 年度及び平成 30 年度並びに令和元年度において内部監査を実施した事項のうち、改善に向けた方策の検討及び計画的な取組を行い、速やかに一定の結論を得るよう求めた以下の事項について監査対象部署に対し、指摘事項に関する取組状況の提出を求めた。その結果、各部署における内部監査結果のフィードバック及び指摘事項に対する改善が着実に実施されていることを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自己査定監査「債務整理・債権償却」（令和元年 5 月）</li> <li>・業務監査「支部法的処理」（令和元年 7 月及び令和 2 年 3 月）</li> <li>・会計監査「支部会計処理」（令和元年 7 月及び令和 2 年 3 月）</li> <li>・業務監査「外部委託先管理（奨学金業務システムデータエントリー</li> </ul>		
<p>【再掲】</p>						

					業務)」(令和元年9月) ・業務監査「返還誓約書の審査(未提出者対応)」(令和元年11月) ・法人文書監査「法人文書の管理状況」(令和2年4月) ・業務監査「自然災害に係る事業継続計画」(令和2年4月)		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							



1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-2	情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
「サイバーセキュリティ基本法」(平成26年法律第104号)に基づき策定された「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等の政府の方針を踏まえ、業務運営のために必要な情報セキュリティ対策を適切に推進す	「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成28年8月31日サイバーセキュリティ戦略本部決定。平成30年7月25日改定)等に基づき、機構が定めた情報セキュリティ対策の基本方針及び対策基準等に従って、情報セキュリティ対策を推進する。さらに、サイバーセキュリティ戦略本部が実施	情報セキュリティに関する最新動向及び「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」(平成30年7月25日改定)等を踏まえ、情報セキュリティ対策を推進する。また、リスクアセスメント等によりリスクを評価し、必要な情報セキュリティ対策を講じる。	<48> 情報セキュリティ対策の実施状況	情報セキュリティに関する最新動向及び政府の方針を踏まえ、機構が保有する情報資産の安全及び信頼を確保するため、情報セキュリティポリシーに基づくセキュリティ対策の向上を図るべく以下の対応を行った。  ○情報セキュリティポリシーの改定 政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版、平成30年7月25日改定)を踏まえ、平成31年3月に改定した情報セキュリティポリシーについて、令和元年度も見直しを行い、機構内の情報セキュリティ委員会の審議を経て、一部改定した(令和2年3月)。 [主な改定事項] 端末へのソフトウェア導入及び運用に係る組織的管理態勢を強化するため、端末で利用を認めるソフトウェア及び利用を禁止するソフトウェアを定める者を情報セキュリティ責任者から統括情報セキュリティ責任者に改定(情報セキュリティ対策基準7.1)。	<評価> B  <評価根拠> ・政府の方針等を踏まえて情報セキュリティポリシーの改定を適切に行うとともに、これを踏まえて情報セキュリティ対策を強化したことは評価できる。 ・専門的知見を有する外部事業者によるリスクアセスメント等を実施し、重大なリスクがないことを確認したことは評価できる。 ・役職員全員を対象として標的型メール攻撃に対する訓練、情報セキュリティ研修及び情報セキュリティポリシー自己点検を実施し、役職員の情報セキュリティに関する意識向上を図つ	評価 B  <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> — <その他事項> —	



<p>る。</p>	<p>する監査の結果等を踏まえ、リスクを評価し、必要となる情報セキュリティ対策を講じる。</p>			<p>○リスクアセスメントの実施(セキュリティアセスメント)  平成30年度にリプレースを行った奨学金業務システムを対象としたリスクアセスメントを行い、専門的知見を有する外部事業者より重大なリスクがないとの結果報告を受けた(令和元年6月)。</p> <p>○情報セキュリティ対策の強化  (1)情報セキュリティポリシー等を踏まえたセキュリティ対策の強化  情報セキュリティポリシー及び政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群(平成30年度版、平成30年7月25日改定)を踏まえ、以下の対策を新たに実施した。  ①電子メールのサーバ間通信の暗号化  インターネットを介して通信する電子メールが第三者に傍受又は改ざんされる事態を防止するため、電子メールを暗号化して送受信できるシステムを導入した(令和2年3月)。  ②エンドポイントセキュリティの導入拡大  端末が不正プログラムに感染する等のセキュリティインシデントを検知・解析・解決するエンドポイントセキュリティ製品を機構におけるインターネット接続端末すべてに導入するための準備を進めた(令和2年3月)。</p> <p>(2)情報セキュリティ緊急時対応体制(CSIRT)の運用  専門的知見を有する外部事業者とともにJASSO-CSIRT緊急対応訓練を実施し(令和2年2月)、情報セキュリティインシデント対応に係る実施手順を見直した(令和2年3月)。</p> <p>(3)その他のセキュリティ対策  ①脆弱性診断  専門的知見を有する外部事業者による支援のもと、悪意ある第三者等がインターネット公開サービスへのアクセスを行うことを模した診断(ペネトレーション診断)及びサーバ単体に対して脆弱性検査ツールを用いる診断(ツール診断)を行い、危険性・影響度の高い指摘はないことを確認した。  ②ウイルス対策  コンピュータウイルス対策と</p>	<p>たことは評価できる。</p>	
-----------	--	--	--	---	-------------------	--

				<p>して、毎日最新のウイルス情報を取得し、ファイルの参照及び更新時にリアルタイムでウイルスチェックを実施するとともに、毎週1回全ファイルのウイルスチェックを実施した。</p> <p>○情報セキュリティに対する役職員の意識向上のための取組</p> <p>(1) 標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修の実施  役職員の情報セキュリティ意識向上を目的として、毎年度、標的型メール訓練及び情報セキュリティ研修を実施している。令和元年度は、情報セキュリティ研修の受講対象者を役職員全員に拡大して実施(配付資料による自己学習形式及び理解度テストの受験必須)した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・標的型メール訓練(役職員全員を対象): 令和2年1月及び2月</li> <li>・情報セキュリティ研修(役職員全員を対象): 令和2年1月～2月</li> </ul> <p>(2) 職員研修等の実施  情報セキュリティ対策を周知徹底するため、以下の研修を実施した。</p> <p>① コンプライアンス・個人情報保護・情報セキュリティ・ハラスメント防止研修  出席者 22 人 (対象: 各部コンプライアンス管理補助者、情報セキュリティ管理者、個人情報保護担当者等) (令和元年 11 月)</p> <p>② 新入職員等(非常勤職員・派遣職員を含む)研修(採用の都度実施)</p> <p>(3) 情報セキュリティポリシー自己点検  情報セキュリティに対する理解の浸透度を確認するため、役職員全員を対象とした情報セキュリティ自己点検を実施した(令和元年12月)。</p>	
--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-3	広報・広聴の充実		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	コメント
〈以下、略〉	〈以下、略〉	〈以下、略〉			〈評価〉 B 〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評価 B 〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 〈今後の課題〉 — 〈その他事項〉 (委員からの意見) 機構事業について目にする機会は増えてきているが、一般個人の認知をあげることで寄附等の支援拡大に役立つのではないかと。	
SNS等の新たな媒体を活用	国内外の学生や関係機関、ひ	国内外の学生や関係機関、ひ	<49> 広報活動の実施状況	○組織全体に関する広報 (1)適切な報道と正しい理解を促進するための取組 機構への負のイメージを払拭するとともに、機構が実施	〈評価〉 B	〈評価〉 B 〈今後の課題〉 —	

<p>しつつ、正確でわかりやすい情報の提供に努めるとともに、幅広く国民や関係者の声を施策に生かすため、広報・広聴の充実を図る。</p>	<p>いては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。</p>	<p>いては一般国民に対し、機構の事業及び運営に関する情報を、SNSやウェブ動画等の新たな媒体も活用しつつ、よりわかりやすく、かつ迅速、正確に提供する。</p>		<p>する3事業(奨学金事業、留学生支援事業、学生生活支援事業)への国民の皆様の正しい理解を促進し、機構の社会的なイメージアップを図ることを目的として、イメージアップ動画「はじめてのJASSO」を制作し、YouTube JASSOチャンネルにおいて令和元年5月に公開した。</p> <p>(2)報道対応 報道機関に対し、各種制度の募集情報や、災害救助法適用地域の世帯の学生に対する奨学金の緊急採用について等、以下のとおりプレスリリースを29件行い、迅速に情報を提供することに努めた。 [主な内容] ・緊急採用奨学金・減額返還・返還期限猶予やJASSO支援金の受付 ・各種制度の募集開始・選考結果 ・各種調査の結果報告 ・イベント等の開催情報</p> <p>(3)ホームページの運営 ・わかりやすい情報の提供に努めるため、トップページのシンプル化(カラーセルパネルの精選20枚から3枚)を実施した。 ・緊急時には、トップページにポータルページを作成し、利用者がすぐに情報を探せるように対応した。 ・次期全面刷新及び保守・運用の基本方針として、①ユーザーファースト②モバイルファースト③先端技術活用 の3原則を作成した。</p> <p>(4)メールマガジンを学校の教職員等を対象に月1回(毎月15日)、合計12回配信し、奨学金・留学生支援・学生生活支援事業の最新情報を提供した。</p> <p>&lt;ホームページ年間アクセス件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1074 1077 1712 1161"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>101,966,159件</td> <td>76,899,429件</td> <td>132.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>&lt;メールマガジン配信先件数&gt; ※年度末件数</p> <table border="1" data-bbox="1074 1220 1712 1304"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,107件</td> <td>5,288件</td> <td>96.6%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(5)JASSO公式Twitterの運営 学生等に対し、各種支援情報をより一層迅速・広範に周知するため、ホームページの更新に合わせたツイートを行った。</p> <p>&lt;JASSO公式Twitterツイート件数&gt;</p> <table border="1" data-bbox="1074 1514 1733 1598"> <thead> <tr> <th>令和元年度</th> <th>(参考)平成30年度</th> <th>前年度比</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>126件</td> <td>183件</td> <td>68.9%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(6)JASSO 功労者表彰制度の実施 機構の事業や広報等に顕著な功労のあった個人、企業、団体14者を表彰した。 ①国立大学法人筑波大学ダイバーシティ・アクセシビリティ・キャリアセンター ②高額寄附者13者(個人11者、企業2者)</p>	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	101,966,159件	76,899,429件	132.5%	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	5,107件	5,288件	96.6%	令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比	126件	183件	68.9%	<p>&lt;評定根拠&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・機構全体で事業と広報の一体的な推進に取り組み、多様な広報活動に取り組んだことは評価できる。</li> <li>・機構のイメージアップを図る動画を公開し、機構の事業に対する理解を得るための取組を実施したことは評価できる。</li> <li>・ホームページについて、利用者にわかりやすく、かつ迅速で正確な情報提供をしたことは評価できる。</li> <li>・ホームページの次期全面刷新及び保守・運用の基本方針を作成したことは評価できる。</li> <li>・JASSO 功労者表彰制度を実施したことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;その他事項&gt;</p> <p>—</p>
令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																						
101,966,159件	76,899,429件	132.5%																						
令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																						
5,107件	5,288件	96.6%																						
令和元年度	(参考)平成30年度	前年度比																						
126件	183件	68.9%																						

	<p>また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、広聴モニター等の活用等により、広聴の充実を図る。</p>	<p>また、幅広く国民や関係者の声を把握し、施策に活かすため、平成30年度に実施した広聴モニター等の結果について公表を行うとともに、各事業における業務及び情報提供の改善に活用する。</p>	<p>&lt;50&gt; 広聴活動の実施状況</p>	<p>○広聴調査の活用 平成30年度に実施した広聴調査の結果を、令和元年5月にホームページで公表した。 調査結果を参考にしてホームページの刷新を図り、事業の正しい理解や効果的な情報提供を目指すこととする。</p> <p>[（参考）調査概要] ①趣旨及び目的：進学・留学の検討実態、機構の認知状況等を把握し、事業の改善、広報の充実等に資する ②調査対象：全国の進学希望の高校生、それらの子を持つ保護者（必ずしも親子関係ではない）の男女 ③調査方法：インターネットモニター調査 ④調査時期：平成30年11月1日から11月6日 ⑤サンプル数：高校生430人、保護者408人</p> <p>○意見専用フォームの運用 ホームページ上で運用している意見専用フォームに投稿された意見について、役員及び各部等の長が出席する経営管理会議業務報告部会で報告するとともに、ご意見と機構の対応状況をホームページに掲載し、給付奨学金制度への疑問点の解消などを行った。 (給付奨学金制度への疑問例) 資産内容の申告・基準、大学への編入学の取り扱い、情報の記載場所など</p>	<p>〈評定〉 B</p> <p>〈評定根拠〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成30年度に実施した広聴調査の結果をホームページで公表するとともに、ホームページの刷新に活用を図っているところは評価できる。</li> <li>意見専用フォームに寄せられた意見等について、機構の対応状況をホームページに掲載し、給付奨学金制度への疑問解消などを行ったことは評価できる。</li> </ul>	<p>&lt;今後の課題&gt; —</p> <p>&lt;その他事項&gt; —</p>
--	---	--	-----------------------------	---	--	---

#### 4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-4	施設及び設備に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 特に、機構の事業が拡大する中、奨学金事業の実施拠点となる市谷事務所の老朽化、狭隘化が著しく、継続利用が困難であることから、事務所再整備に向けた対策を講ずる。	施設・設備の整備については、長期的視点に立って推進する。 また、業務継続性と安全性の確保、業務効率の向上等の観点を踏まえ、市谷事務所再開発整備に向けて策定した基本計画に基づき、基本設計に必要な諸条件の整理に取り組む。	<51> 施設及び設備の整備状況	○施設・設備の整備等の実施 狭隘化が著しい市谷事務所について、事務所スペース有効活用のためのレイアウト計画に基づき、奨学金事業部門の再配置及び賃借事務所への一部移転に伴う事務所の整備を行った。また、国際交流会館等改修等の工事監理を適切に行うと共に、安全性の向上や省エネルギーの推進等を目的とした修繕等を行い、必要な保全を適切に行った。  ○市谷事務所再開発整備 市谷事務所再開発整備に向けて策定した基本計画を踏まえ、開発手法の調査を進めた。さらに、都内事務所が分散して配置されていることから、効率的な業務遂行	<評価> B  <評価根拠> ・所有する施設等について事務所の整備、工事監理及び保全を適切に行ったことは評価できる。 ・事務所等再整備に向けて、全体計画等策定のための実施体制を構築したことは評価できる。	評価 B	<評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。 自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。 <今後の課題> —  <その他事項> —



					に著しい支障が生じており、理事長による経営マネジメントの強化のため、移転・集約化も視野に入れた事務所等再整備に向けた全体計画等策定のための実施体制を構築した。		
--	--	--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-5	人事に関する計画		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	理由等
					〈評価〉 B  〈評価根拠〉 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評価 B  〈評価に至った理由〉 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。	〈今後の課題〉 —  〈その他事項〉 —
機構の業務を適切に実施するため、人事基本計画を見直し、戦略的に人材の	(1) 方針 ① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の	(1) 方針 ① 戦略的に人材を確保・育成するために、人事基本計画の	<52> 人材の確保、適正配置、育成のための取組状況	○人事基本計画の見直し 戦略的に人材を確保・育成するために、「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の見直しに着手した。  ○職員の計画的な採用及び配置 (1) 幅広い分野層から機構の将来を担う人材を確保するために、年齢・学歴を問わずに募集を行い、また、一括採用に加えて平成30年度から開始した通年採用も引き続き行い、任期付採用15人を含む43人を	〈評価〉 B  〈評価根拠〉 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」の見直しに取り組んだことは評価できる。 ・「独立行政法人日本学生支援機構人事基本計画」に基づき、幅広	〈今後の課題〉 —  〈その他事項〉 (委員からの意見)	

<p>確保・育成を実施するとともに適正配置を図る。</p>	<p>見直しを実施する。</p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を実施する。</p>	<p>見直しを実施する。</p> <p>② 多様かつ優れた人材を計画的に確保するとともに、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置する。</p> <p>③ 高度な実務能力と使命感を持った人材の育成を図るため、他機関との人事交流、職員の能力や意識、専門性の向上に重点を置いた研修を充実する。</p>		<p>計画的に採用した。 この内、専門的な能力を有する人材を確保するため、情報システム関係の分野において5人を採用した。 また、非常勤職員から任期付職員、任期付職員から常勤職員への内部登用に係る採用基準の設定を行い、任期付職員及び常勤職員への登用を行った。(内部登用による令和元年度任期付職員採用2人、常勤職員採用13人)</p> <p>(2)職員の適性、経験等を考慮するとともに、業務に関する希望等も勘案し適材適所の配置を行った。</p> <p>(3)女性職員の管理職への登用を引き続き行い、課長級は平成30年度よりも3人増加した。また、今後の登用に向けて、課長補佐級への登用を積極的に行い、育成に努めた。</p> <p>＜女性職員の管理職等への登用状況＞ (各年度末現在)</p> <table border="1" data-bbox="1032 569 1860 835"> <thead> <tr> <th rowspan="3">区分</th> <th colspan="3">令和元年度</th> <th colspan="3">(参考)平成30年度</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> <th rowspan="2">人数</th> <th colspan="2">うち女性</th> </tr> <tr> <th>人数</th> <th>割合</th> <th>人数</th> <th>割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>部長級</td> <td>27人</td> <td>4人</td> <td>14.8%</td> <td>23人</td> <td>4人</td> <td>17.4%</td> </tr> <tr> <td>課長級</td> <td>61人</td> <td>17人</td> <td>27.9%</td> <td>64人</td> <td>14人</td> <td>21.9%</td> </tr> <tr> <td>課長補佐級</td> <td>74人</td> <td>23人</td> <td>31.1%</td> <td>66人</td> <td>21人</td> <td>31.8%</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>162人</td> <td>44人</td> <td>27.2%</td> <td>153人</td> <td>39人</td> <td>25.5%</td> </tr> </tbody> </table> <p>○公正な人事評価の実施 勤勉手当について、期間中の職員の勤務状況と業績を的確に反映したものとするため、自己評価及び上司による評価等を総合的に勘案し、適正な額を算出の上、支給した。</p> <p>○人事交流の実施 高い専門性と柔軟性をもつ人材の育成、広い視野と公共の精神の醸成及び専門知識、経験の相互提供等を目的として、国、国立大学法人、私立大学、公益法人及び民間企業等と積極的に人事交流を行った。 ・機構から他機関への出向者： 13人 ・他機関から機構への出向者： 32人</p> <p>○職員研修の実施状況 (1)管理職研修 ストレスチェックの結果を受けて、組織の状況を分析し、マネジメントの精度向上に役立てることを目的としたラインケア研修を管理職員に対して実施した(21人)。</p> <p>(2)その他重点的に実施した研修 ①新職員研修(11人) ②新職員フォローアップ研修(10人) ③初任者研修(23人) ④主任研修(11人) ⑤係長研修(24人) ⑥課長補佐研修(28人) ⑦ハラスメント研修(係長級)(22人) ⑧分野別研修(642人) ※各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とする研修</p>	区分	令和元年度			(参考)平成30年度			人数	うち女性		人数	うち女性		人数	割合	人数	割合	部長級	27人	4人	14.8%	23人	4人	17.4%	課長級	61人	17人	27.9%	64人	14人	21.9%	課長補佐級	74人	23人	31.1%	66人	21人	31.8%	合計	162人	44人	27.2%	153人	39人	25.5%	<p>く新規職員の採用を行ったほか、内部登用を実施したことは多様かつ優れた人材を計画的に確保する観点から評価できる。 ・また女性職員の管理職への登用を実施し、各職員が能力を最大限に発揮できるよう適正に配置したことは評価できる。 ・他機関との積極的な人事交流の実施や、各業務の特性に応じた専門知識・スキルの獲得を目的とした分野別研修等の実施は、高度な実務能力と使命感を持った人材の育成という観点から評価できる。</p>	<p>女性職員の管理職登用について、全体として増加していることは評価できる。一方で、部長級の比率は10%台にとどまったままで、変化がないことは残念。どの職位に関しても、均等に比率が増加していくことが望ましい。また、女性の活用を進めるには年齢に囚われない成果評価を徹底する必要があると考える。 DX化を進めるには若い職員の活用も重要である。</p>
区分	令和元年度			(参考)平成30年度																																															
	人数	うち女性		人数		うち女性																																													
		人数	割合		人数	割合																																													
部長級	27人	4人	14.8%	23人	4人	17.4%																																													
課長級	61人	17人	27.9%	64人	14人	21.9%																																													
課長補佐級	74人	23人	31.1%	66人	21人	31.8%																																													
合計	162人	44人	27.2%	153人	39人	25.5%																																													

	<p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。 (参考) 中期目標期間中の人件費総額見込み 19,431 (百万円) ただし、上記の額は役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当及び休職者給与に相当する範囲の費用である。</p>	<p>(2) 人事に係る指標 業務量に応じた適正な人員配置を行う。</p>	<p>&lt;53&gt; 業務量に応じた適正な人員配置の実施状況</p>	<p>○組織の見直しに伴う業務量に応じた人員配置 (1) 令和元年8月における組織の見直し【再掲】 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和元年8月に、機構の事務事業及び組織の見直しを以下のとおり実施した。</p> <p>[事務事業及び組織見直しの主なポイント]</p> <p>① 高等教育の修学支援新制度の実施に伴う体制整備等 ・奨学金に係る情報提供の充実、スカラシップ・アドバイザー派遣事業の利用促進等を図るため、奨学事業戦略部に奨学情報課を新設した。 ・奨学金事業における各部の効率的な業務実施を支援するため、一元処理に適した業務の実施、マイナンバー活用業務の一元処理に向けた検討等を行う奨学事業支援部を新設し、基盤業務課、相談課を設置した。</p> <p>②情報部の体制強化 情報システムのソフト及び機器運用、情報セキュリティ管理を確実にを行うため、情報部の体制を強化した。</p> <p>(2) 令和2年度に向けた組織の見直し【再掲】 業務の適正を確保するための体制整備を更に進めるとともに、中期計画及び年度計画の着実な実施に向けて継続的な業務の改善等を図るため、令和2年度以降の組織体制の整備に向けて、給付奨学金制度の規模拡大を見据え、組織見直しを検討した。 また、留学生事業部の部内業務の一部を一元化するための体制整備について、検討した。</p> <p>(3) 人員配置の状況 事業が拡大している中、定型的業務の外部委託を推進するとともに、非常勤職員及び人材派遣の活用を行った。 また、令和元年度においても平成30年度に引き続き、新規採用及び任期付職員への登用を行うなど、自己都合等退職者の補充を行い、必要な職員数の適切な確保に努めた。</p> <p>【参考】 役職員数 (令和2年3月末現在) ・役員 : 7人 (7人) ・職員 : 531人 (534人) ※ ( ) は平成31年3月末現在</p>	<p>〈評定〉 B  〈評定根拠〉 円滑な事業実施のために必要な職員数の適切な確保に努めたことは評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; -  &lt;その他事項&gt; -</p>
--	--	---	---------------------------------------	--	--	---

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
IV-6	その他		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	令和2年度行政事業レビュー番号 0157

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価	
				業務実績	自己評価	評価	
					<評価> B  <評価根拠> 各項目を通じて、所期の目標を達成したものと評価した。	評価 B  <評価に至った理由> 中期計画に定められたとおり、概ね着実に業務が実施されたと認められるため。自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <今後の課題> —  <その他事項> —	

	<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>中期目標期間を超える債務負担については、当該債務負担行為の必要性及び資金計画への影響を勘案し、合理的と判断されるものについて行う。</p>	<p>&lt;54&gt; 中期目標の期間を超える債務負担の状況</p>	<p>—</p>	<p>&lt;評定&gt; — &lt;評定根拠&gt; —</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; — &lt;その他事項&gt; —</p>
	<p>前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>前中期目標期間中の繰越積立金については、独立行政法人日本学生支援機構法に定める業務の財源に充てる。</p>	<p>&lt;55&gt; 積立金の利用状況</p>	<p>○積立金の用途 当該積立金は、第3期中期目標期間に自己収入財源で取得し、第4期中期目標期間に繰り越した資産の当年度の減価償却費に充当し、145百万円を取り崩した。</p>	<p>&lt;評定&gt; B &lt;評定根拠&gt; 前中期目標期間繰越積立金を承認された用途に充当しており、評価できる。</p>	<p>&lt;今後の課題&gt; — &lt;その他事項&gt; —</p>

4. その他参考情報

特になし